
伊奈町第3期障害者計画
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

令和3年3月

伊 奈 町

はじめに

当町では、町民の誰もがいきいきと元気に暮らせる、そして笑顔がはじける、活力に満ちた、「ずっと住みたい 緑にあふれた キラキラ光る 元気なまち」の実現を目指しています。

障がい者福祉施策におきましては、平成20年度から策定している「障害者計画」、平成18年度から策定している「障害福祉計画」及び平成29年度から策定している「障害児福祉計画」に基づき、障がい者が充実した日常生活を送り、積極的に社会参加をすることができるよう障がい者福祉の向上に努めてまいりました。



この間、我が国においては、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が始まりました。また、障がい者の地域社会での生活の継続や障がい者とその家族の高齢化など様々な複合的課題に対応できるよう、柔軟で包括的な支援体制を構築する必要性が高まっています。

これらを踏まえ、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「第3期障害者計画」と、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定しました。これまでの計画の基本理念である「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を継承し、障がいのある人も、ない人も、互いに尊重し合い、地域で安心して生活することができるよう、障がい者福祉施策をより積極的に推進し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力を賜りました町民の皆様や関係機関・団体の皆様、貴重なご意見ご提言を賜りました障害者計画等策定審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

伊奈町長 大島 清

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 法的根拠等	2
(1)法的根拠.....	2
(2)国基本指針の考え方	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の対象者.....	4
第6節 計画の策定体制	5
(1)伊奈町障害者計画等策定審議会の実施.....	5
(2)福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施	5
第2章 障がい者・児を取り巻く現状と課題	6
第1節 伊奈町の現状	6
(1)人口の推移	6
(2)障がい者手帳所持者等の推移	7
(3)身体障がい者数の推移	8
(4)知的障がい者数の推移	10
(5)精神障がい者数の推移	11
(6)難病患者数の推移	12
第2節 福祉サービスの利用状況	13
(1)訪問系サービス.....	13
(2)日中活動系サービス.....	14
(3)居住系サービス	17
(4)相談支援	18
(5)児童福祉法に基づくサービス	19
(6)地域生活支援事業	21
第3節 アンケート調査から見た状況	26
(1)調査の概要	26
(2)分析・表示.....	26
(3)A票の主な調査結果	27
(4)B票の主な調査結果	41
第4節 ヒアリング調査から見た状況	54
(1)障害福祉関連団体ヒアリング	54
(2)障害福祉サービス事業者ヒアリング	55
(3)基幹相談支援センター・障害者生活支援センター調査	59
第3章 計画の基本的な考え方	65
第1節 基本理念.....	65
第2節 基本的な考え方.....	65

第3節 施策の体系.....	66
第4章 障害者計画.....	67
基本目標1 社会参加の地域づくり.....	67
(1)障害に対する理解と啓発事業の推進.....	67
(2)相談支援体制の整備.....	68
(3)権利擁護の取組の充実.....	69
(4)交流環境づくりの推進.....	70
(5)社会参加の促進.....	71
基本目標2 医療・保健の充実.....	73
(1)療育体制の充実.....	73
(2)健康診査・相談体制の充実.....	74
(3)保健・医療体制の充実.....	75
基本目標3 障がい児の教育・育成施策の充実.....	76
(1)障がい児支援の充実.....	76
(2)学校教育の充実.....	77
(3)放課後児童対策の推進.....	78
基本目標4 就労支援の充実.....	78
(1)就労環境の充実.....	79
(2)就業能力の開発の充実.....	80
基本目標5 安全で快適なまちづくり.....	80
(1)バリアフリー等の推進.....	80
(2)防犯・防災体制の整備.....	82
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	83
第1節 福祉サービス等の全体像.....	83
第2節 令和5年度の数値目標.....	84
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	84
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	85
(3)地域生活支援拠点等の整備.....	86
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	87
(5)障がい児支援の提供体制の整備.....	88
(6)相談支援体制の充実・強化等.....	89
(7)障害福祉サービス等の質の向上.....	90
第3節 障害福祉サービス等の見込量.....	91
(1)訪問系サービス.....	91
(2)日中活動系サービス.....	91
(3)居住系サービス.....	93
(4)相談支援.....	93
(5)発達障がい者等に対する支援.....	94
(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	95
(7)相談支援体制の充実・強化.....	96

(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組	97
第4節 障がい児福祉サービス等の見込量等	98
(1)障害児通所支援	98
(2)障害児相談支援	99
(3)障がい児に対する子ども・子育て支援	100
第5節 地域生活支援事業	101
(1)必須事業	101
(2)任意事業	103
第6節 その他のサービス	104
(1)在宅支援事業	104
(2)経済的援助	104
第6章 計画の推進に向けて	105
第1節 情報提供の充実	105
第2節 サービスの質の確保	105
第3節 住民や関係団体等と行政との連携	105
第4節 広域的な連携	105
第5節 安心・安全なまちづくり	106
第6節 計画の点検及び評価の実施	106
資料編	107
1 計画策定の経過	107
2 伊奈町障害者計画等策定審議会条例	108
3 伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿	110
4 用語解説	111

※「障がい」の表記について

障がいの「がい」の字の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年のわが国では、少子高齢化をはじめとした人口構造の変化、価値観の多様化による人付き合いの変化などにより、旧来あった、家庭や地域での支え合いの構造が維持できなくなっています。

障がい者福祉に注視すると、障害の種類や範囲は増加・拡大し、それにつれ障害福祉サービスへのニーズも多様化・増加しています。また、少子高齢化により増大している「親亡き後」問題など、新たな課題への対応や複合的な支援体制の構築なども必要になっています。

国では、平成26年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准し、それを受け平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を施行し、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域社会を作ることを目指しています。さらに、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和2年5月19日)により、地域ごとに偏りがなく提供されるべき障害福祉サービスを、計画的に整備するよう市町村に求めています。

市町村は、こうした社会の変化に対応し、さらにそれぞれの地域の実情を加味しつつ、各種障害施策を推進していくことが求められています。そのため、本町ではこれまでに、平成16年度施行の「改正 障害者基本法」に定められた「市町村障害者計画」、平成18年度施行の「障害者自立支援法(現:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法))」に定められた「市町村障害福祉計画」、平成28年度施行の「改正 児童福祉法」に定められた「市町村障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

令和2年度において、これらの計画が最終年度を迎えることから、現在の障がい者福祉の置かれている状況や環境等を十分に反映し、これまでの障がい者施策をより実効性のある形で推進すべく、令和3年度を始期とする、新たな「伊奈町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定することとしました。

第2節 法的根拠等

(1) 法的根拠

「障害者計画」とは、障害者基本法第11条第3項に示されている、障がいのある人の自立及び社会参加の支援を目的とした施策に関する基本的な計画です。

「障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第88条に示されている、障害福祉サービスの提供体制の確保や指定障害福祉サービスの円滑な実施を目指す計画です。

「障害児福祉計画」とは、児童福祉法第33条の20に示されている、障がいのある児童の支援サービスの提供体制の確保や事業の円滑な実施を目指す計画です。

「社会づくり」に重きを置いた「障害者計画」と、対象者への直接的な支援を定める「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、互いに良い影響を与えながら、地域の障害福祉が推進されていくものと考えられます。そのため、それぞれの法律により、上記3計画は一体的に策定されることが認められており、また、各計画の調和が保たれるよう求められています。

(2) 国基本指針の考え方

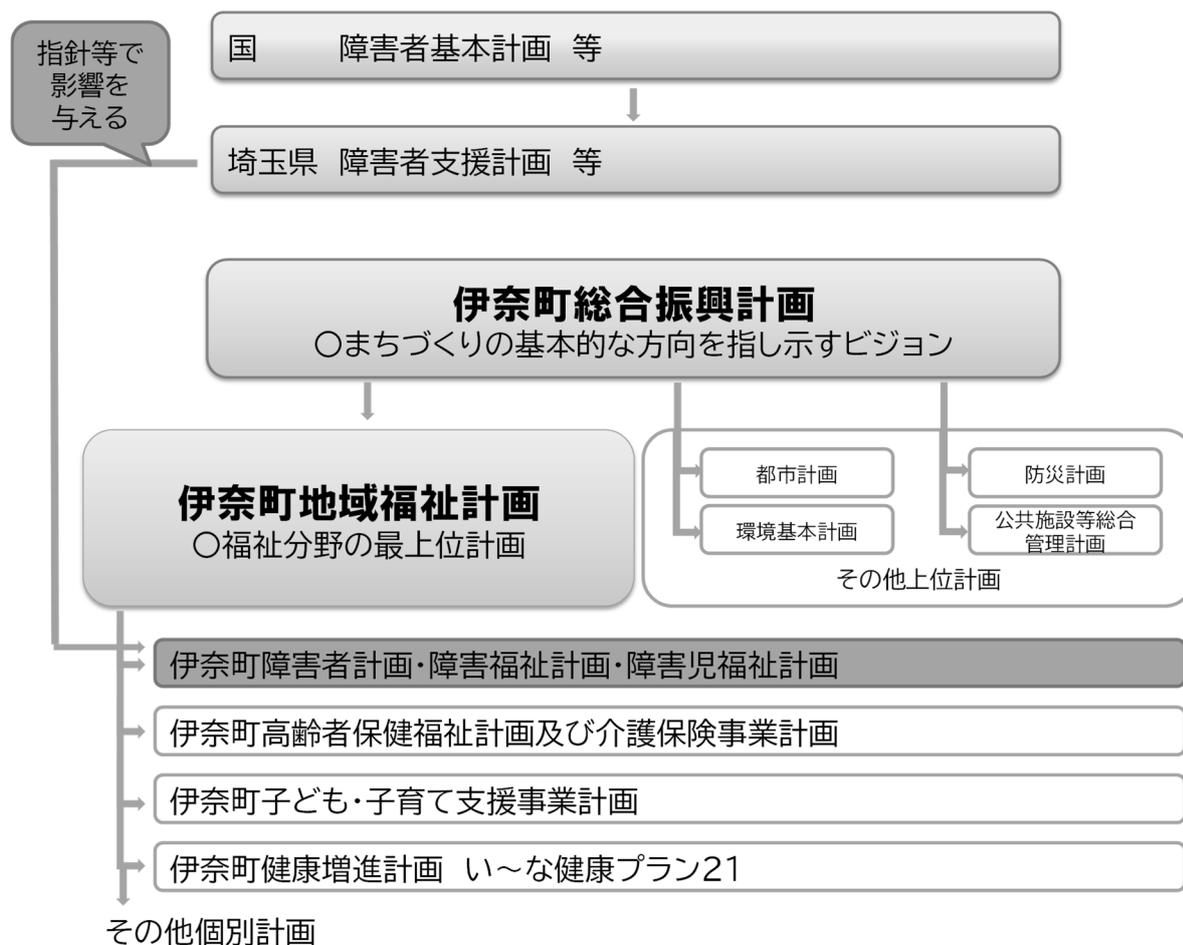
障害福祉計画及び障害児福祉計画に対して、国により基本指針が策定されています。基本的な理念として以下の7点が示されており、計画策定に配慮するよう求めています。

- ①障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障がいのある人の社会参加を支える取組

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本町の福祉分野全般を取りまとめる「地域福祉計画」のうちの、「障がいのある人及び障がいのある児童」を対象とした福祉に特化した「個別計画」です。上位の地域福祉計画や他の個別計画はもとより、本町の総合振興計画・その他計画とも整合性・連携を図り策定・推進されるものです。

また、国の法改正・通知、県の障害者計画等とも整合を図り、国の保障する福祉サービスの確実な提供と、本町の福祉サービス全体の効率の良い提供体制の構築を目指します。



第4節 計画の期間

本計画書は、令和3年度を始期、8年度を終期とする6か年の「障害者計画」と、令和3年度を始期、5年度を終期とする3か年の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を併せ持った計画書です。社会情勢や法改正、本町の財政状況等様々な要因により、計画期間の途中でも見直しを行うことがあります。

計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合振興計画	前期基本計画		後期基本計画				次期計画		
地域福祉計画	第1期		第2期				第3期		
障害者計画	第2期			第3期					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

第5節 計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や発達障がい、難病患者などで身体又は精神上の障害により継続的に生活上の支障がある人々です。

しかしながら、本計画の基本理念である「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を実現し、「地域共生社会」を実現するためには、上記の対象者だけではなく、関わりを持ち得る全町民が本計画の趣旨を理解し、支え合いに参加する町となる必要があります。そのため、町内の全住民も、本計画の対象者とします。

○障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・18歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)
- ・18歳以上の難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者)
- ・障がい児

○障害児福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・障がい児(疑いのある児童を含む)

身体障がい者：視覚、聴覚、平衡機能、音声言語そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

知的障がい者：児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された人。

精神障がい者：統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障がい（高次脳機能障がい・認知症など）及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある人。

難病患者：治療方法が確立しておらず、日常生活又は社会生活を営むことが困難で、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする人。

障がい児：身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児及び高次脳機能障がい児を含む。）又は18歳未満の難病患者。

第6節 計画の策定体制

(1)伊奈町障害者計画等策定審議会の実施

本計画の策定にあたっては、地域の保健医療関係者、民生委員・児童委員等地域の福祉関係者、障がい者団体の代表者等の参画による「伊奈町障害者計画等策定審議会」において、計画内容の審議等を行いました。

(2)福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施

本計画の策定の基礎資料とするために、障がいのある人の生活状況や福祉サービスへのニーズの把握、障害福祉サービスに関する意識等を調査するためのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉関係団体及び障害福祉サービス提供事業者等が抱える課題や町への要望を把握するためのヒアリングを実施しました。

第2章 障がい者・児を取り巻く現状と課題

第1節 伊奈町の現状

(1)人口の推移

本町の総人口は年々増加しており、令和元年度末現在で44,900人と、平成27年度から431人増加しています。

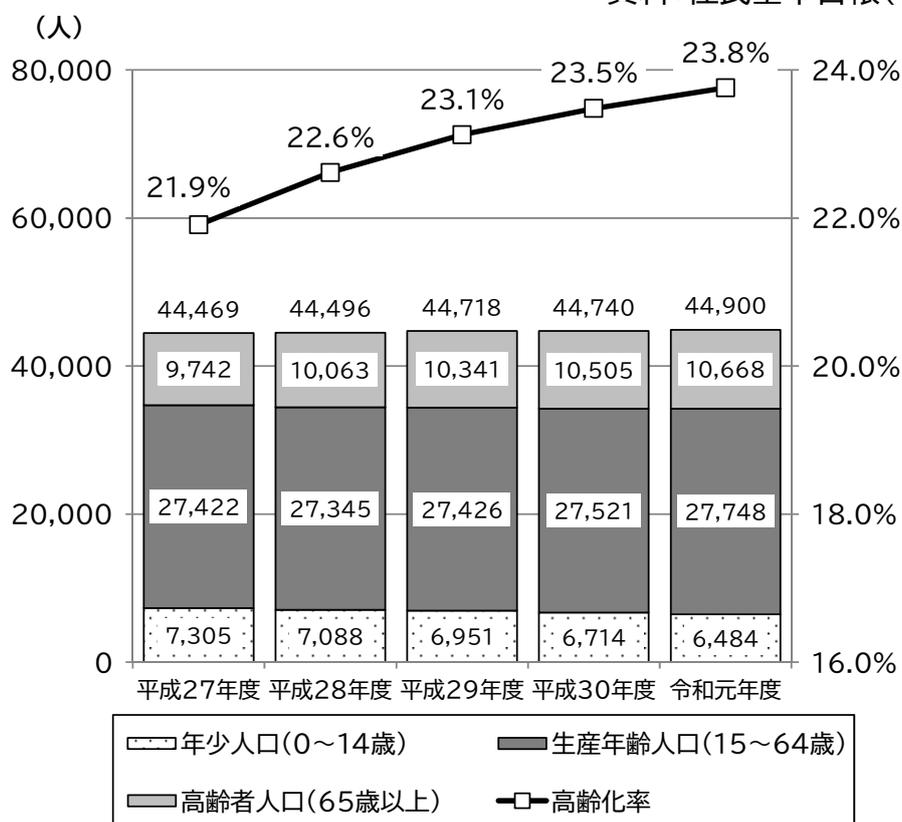
しかし高齢者人口が増加する一方、年少人口は減少しており、それに伴い高齢化率も上昇しています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和30年度	令和元年度
年少人口(0~14歳)	7,305	7,088	6,951	6,714	6,484
生産年齢人口(15~64歳)	27,422	27,345	27,426	27,521	27,748
高齢者人口(65歳以上)	9,742	10,063	10,341	10,505	10,668
合計	44,469	44,496	44,718	44,740	44,900
高齢化率	21.9%	22.6%	23.1%	23.5%	23.8%

資料:住民基本台帳(各年度末現在)



(2)障がい者手帳所持者等の推移

令和元年度末の町の障がい者(障がい者手帳所持者と難病等医療費受給者の合計)数は、全体で2,034人(総人口の4.53%)となっており、その内訳は、身体障害者手帳所持者が1,064人、療育手帳所持者が343人、精神障害者保健福祉手帳所持者が285人、難病医療費受給者が342人となっています。

【障がい者手帳所持者等の推移】

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
						人数	構成比
手帳所持者	身体障害者手帳	1,014	1,028	1,038	1,037	1,064	52.3%
	療育手帳	263	282	294	314	343	16.9%
	精神障害者保健福祉手帳	196	210	233	262	285	14.0%
	小計	1,473	1,520	1,565	1,613	1,692	83.2%
難病受給者		341	360	321	335	342	16.8%
合計		1,814	1,880	1,886	1,948	2,034	100.0%
町人口		44,469	44,496	44,718	44,740	44,900	—
割合		4.08%	4.23%	4.22%	4.35%	4.53%	—

※構成比は端数処理の関係で、小計や合計と一致しない場合があります。以下同様。

出典:福祉課(各年度末現在)

■障がい者数の推計

平成30年度から令和元年度の町の障がい者数より、本計画の期間である令和8年度までの障がい者数を推計しました。

【障がい者数の推計】

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口(人)	44,740	44,900	44,971	44,920	44,871
障がい者数(人)	1,948	2,034	2,063	2,111	2,159
総人口に占める割合	4.35%	4.53%	4.59%	4.70%	4.81%
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総人口(人)	44,846	44,804	44,763	44,721	
障がい者数(人)	2,207	2,256	2,304	2,352	
総人口に占める割合	4.92%	5.04%	5.15%	5.26%	

資料:令和2年度以降の総人口は伊奈町第2期地域福祉計画より推計(各年度末現在)

(3)身体障がい者数の推移

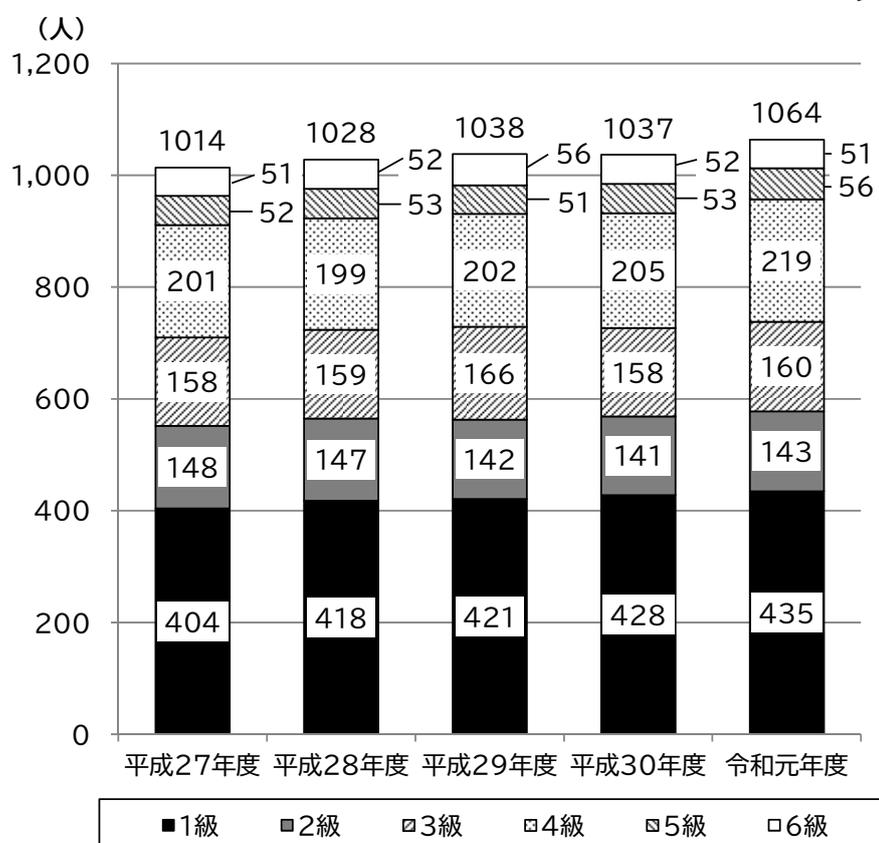
令和元年度末の等級別人数は、1級が435人(全体の40.9%)と最も多く、次いで4級が219人(20.6%)となっています。

【等級別身体障がい者数の推移】

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
					人数	構成比
1級	404	418	421	428	435	40.9%
2級	148	147	142	141	143	13.4%
3級	158	159	166	158	160	15.0%
4級	201	199	202	205	219	20.6%
5級	52	53	51	53	56	5.3%
6級	51	52	56	52	51	4.8%
総数	1,014	1,028	1,038	1,037	1,064	100.0%

資料:福祉課(各年度末)



(4)知的障がい者数の推移

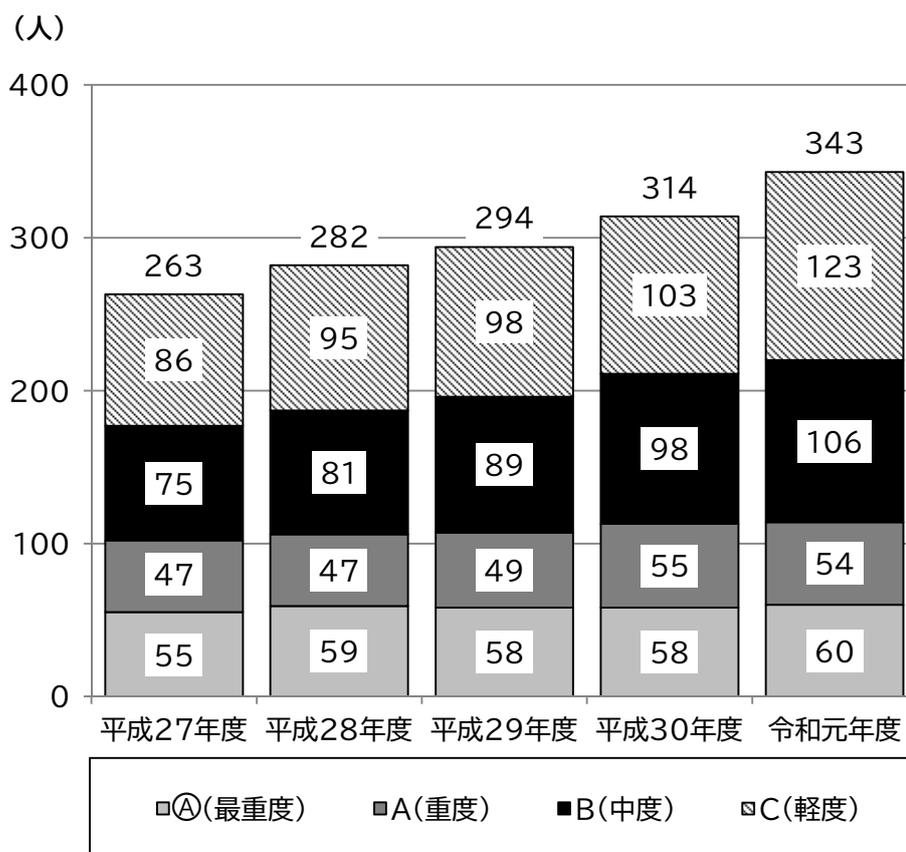
令和元年度末の等級別の人数は、C(軽度)が123人(35.9%)と最も多く、次いで B(中度)が106人(30.9%)となっています。両者を合わせて全体の66.8%を占めています。

【知的障がい者数の推移】

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
					人数	構成比
㊤(最重度)	55	59	58	58	60	17.5%
A(重度)	47	47	49	55	54	15.7%
B(中度)	75	81	89	98	106	30.9%
C(軽度)	86	95	98	103	123	35.9%
総数	263	282	294	314	343	100.0%

資料:福祉課(各年度末)



(5)精神障がい者数の推移

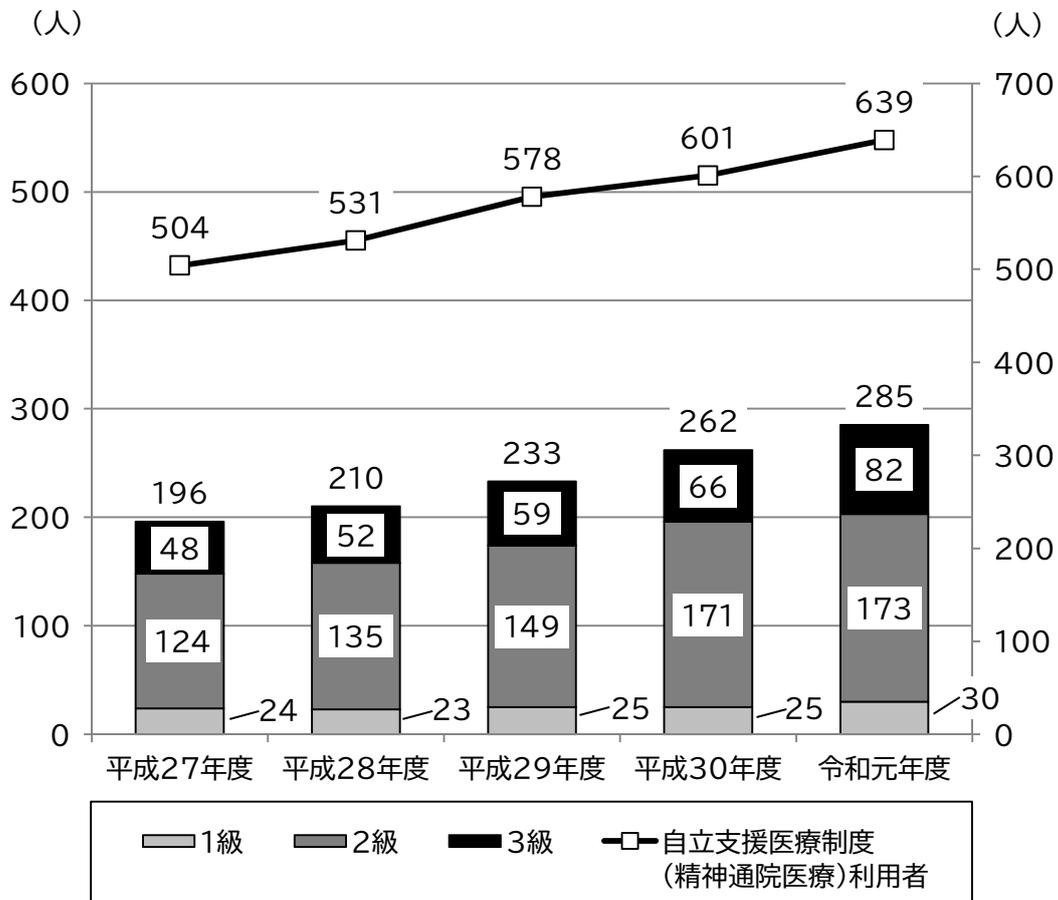
令和元年度末の等級別の人数は、2級が173人(60.7%)と最も多く、平成27年度からの増加数も最も多くなっています。また、自立支援医療制度(精神通院医療)利用者は平成27年度から増加を続けており、令和元年度末で639人となっています。

【精神障がい者数の推移】

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
					人数	構成比
1級	24	23	25	25	30	10.5%
2級	124	135	149	171	173	60.7%
3級	48	52	59	66	82	28.8%
総数	196	210	233	262	285	100.0%
自立支援医療制度 (精神通院医療)利用者	504	531	578	601	639	

資料:福祉課(各年度末)



(6)難病患者数の推移

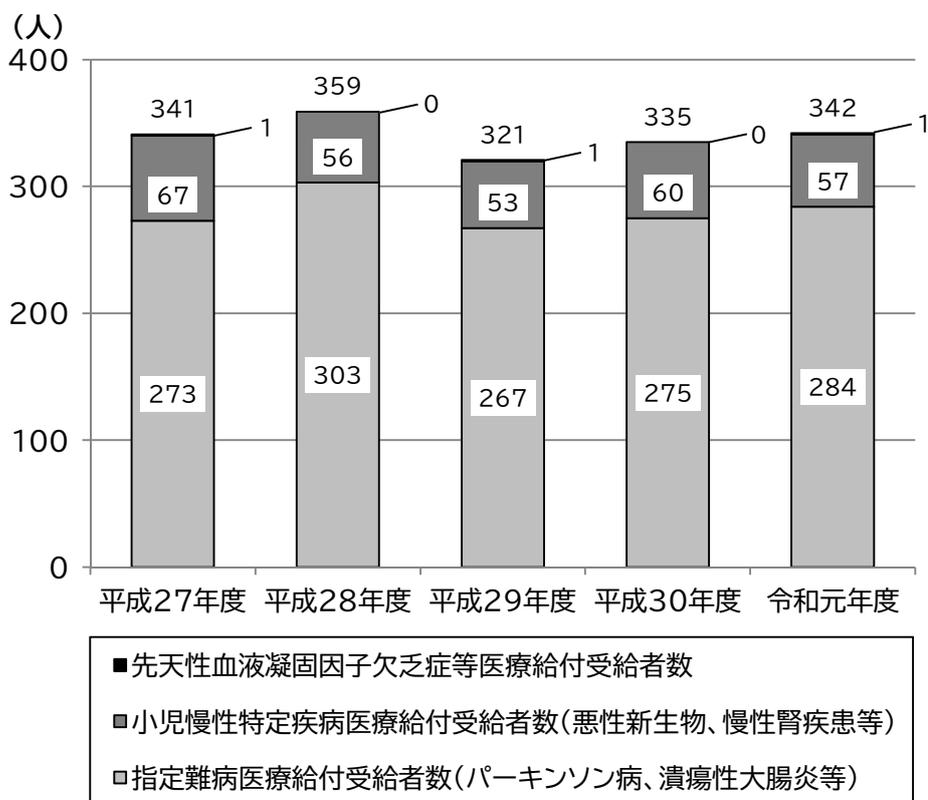
令和元年度末の難病患者数は、指定難病医療受給者数が284人、小児慢性特定疾病医療給付受給者数が57人、先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数が1人で、合計342人となっています。

【難病患者数の推移】

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
					人数	構成比
指定難病医療給付受給者数 (パーキンソン病、潰瘍性大腸炎等)	273	303	267	275	284	83.0%
小児慢性特定疾病医療給付受給者数 (悪性新生物、慢性腎疾患等)	67	56	53	60	57	16.7%
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数	1	0	1	0	1	0.3%
総数	341	359	321	335	342	100.0%

資料:福祉課(各年度末)



第2節 福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績について、各年度において利用者数は見込量を上回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量	640時間 (30人)	660時間 (31人)	680時間 (32人)
	実績	727時間 (33人)	899時間 (38人)	1,000時間 (45人)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等 包括支援	対比	113.6% (110.0%)	136.2% (122.6%)	147.1% (140.6%)
同行援護				

※各年度数値の上段は計画見込量、下段は実績値(令和2年度は見込値)。以下同様。

(2)日中活動系サービス

①施設による日中活動サービス

療養介護の利用者については、令和元年度は見込量5人に対し実績7人(140%)となっています。

生活介護については、利用日数、利用者数とも実績値が見込量をやや上回っています。

短期入所については、利用日数、利用者数とも実績値が見込量を大きく上回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	見込量	5人	5人	5人
	実績	6人	7人	7人
	対比	120.0%	140.0%	140.0%
生活介護	見込量	1,115人日 (58人)	1,127人日 (59人)	1,139人日 (60人)
	実績	1,173人日 (60人)	1,214人日 (61人)	1,200人日 (62人)
	対比	105.2% (103.4%)	107.7% (103.4%)	105.4% (103.3%)
短期入所 (ショートステイ)	見込量	80人日 (10人)	88人日 (11人)	96人日 (12人)
	実績	125人日 (14人)	140人日 (16人)	100人日 (15人)
	対比	156.3% (140.0%)	159.1% (145.5%)	104.2% (125.0%)

※人日:1人の人が1日利用した場合を1人日とします。例えば、2人の人が5日ずつ利用すると10人日となります。

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立訓練(機能訓練)については、令和元年度から利用実績がありました。

また、自立訓練(生活訓練)については、人数は見込どおりでしたが、利用日数は実績が見込量を上回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障がいのある人・難病等の方 障害福祉サービス事業所等に通う障がいのある人等に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言やその他必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	対象:知的障がい・精神障がいのある人 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練(機能訓練)	見込量	20人日 (1人)	20人日 (1人)	20人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	15人日 (2人)	20人日 (3人)
	対比	- (-)	75.0% (200.0%)	100.0% (300.0%)
自立訓練(生活訓練)	見込量	45人日 (3人)	60人日 (4人)	60人日 (4人)
	実績	63人日 (3人)	70人日 (4人)	75人日 (4人)
	対比	140% (100.0%)	116.7% (100.0%)	125% (100.0%)

③就労支援

就労移行支援については、利用実績は見込量を大きく上回りました。

就労継続支援(A型)については、ほぼ見込量どおりとなりました。

就労継続支援(B型)については、利用実績が見込量をやや上回りました。

就労定着支援については、利用実績は見込量を大きく上回りました。

■サービスの概要

サービス名		内 容
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
	(B型)	
就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人で、就労に伴う課題が生じている人に、企業や関係機関と連携して支援します。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
就労移行支援	見込量	240人日 (12人)	260人日 (13人)	280人日 (14人)	
	実績	280人日 (17人)	315人日 (21人)	300人日 (20人)	
	対比	116.7% (141.7%)	121.2% (161.5%)	107.1% (142.9%)	
就労継続支援	(A型)	見込量	160人日 (8人)	180人日 (9人)	200人日 (10人)
		実績	174人日 (10人)	172人日 (10人)	200人日 (10人)
		対比	108.8% (125.0%)	95.6% (111.1%)	100.0% (100.0%)
	(B型)	見込量	592人日 (37人)	608人日 (38人)	624人日 (39人)
		実績	749人日 (40人)	654人日 (38人)	750人日 (42人)
		対比	126.5% (108.1%)	107.6% (100.0%)	120.2% (107.7%)
就労定着支援	見込量	1人日 (1人)	1人日 (1人)	1人日 (1人)	
	実績	2人日 (2人)	3人日 (3人)	4人日 (4人)	
	対比	200.0% (200.0%)	300.0% (300.0%)	400.0% (400.0%)	

(3)居住系サービス

自立生活援助については、利用実績はありませんでした。

共同生活援助(グループホーム)については、利用実績の増加は見込量の増加を上回って推移しました。

施設入所支援は、見込量を若干上回って推移しました。

■サービスの概要

サービス名	内 容
自立生活援助	施設やグループホームに入所・入居していた人が一人暮らしをはじめたときに、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場所以で入浴、排せつ、食事の介護などのほか、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	見込量	1人日 (1人)	1人日 (1人)	1人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	— (—)	— (—)	— (—)
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	13人	14人	15人
	実績	14人	17人	19人
	対比	107.7%	121.4%	126.7%
施設入所支援	見込量	28人	29人	29人
	実績	28人	29人	30人
	対比	100.0%	100.0%	103.4%

(4)相談支援

計画相談支援の実績は、見込量を上回って推移しました。
地域移行支援及び地域定着支援は、利用実績がありませんでした。

■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、「サービス等利用計画」を作成し定期的にモニタリングしながら継続した支援を行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人が地域で生活できるよう、調整・支援を行います。
地域定着支援	地域における単身の障がいのある人や、家庭状況により家族の支援を受けられない障がいのある人で、自らサービス利用に関する調整が困難な人に対し、調整・支援を行います。

■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	見込量	98人	103人	108人
	実績	119人	118人	120人
	対比	121.4%	114.6%	111.1%
地域移行支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—
地域定着支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—

(5)児童福祉法に基づくサービス

令和元年度において、児童発達支援の実績値は見込値を大きく上回りました。
 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、利用実績はありませんでした。
 放課後等デイサービスは、利用日数は見込値を下回ったものの、利用人数は上回っています。
 保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用実績は見込値を下回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での支援が必要な障がいのある児童に対し、継続した集団療育と個別療育をとおして運動障がいのある障がいのある児童とその家族に専門的な支援を行います。
放課後等 デイサービス	授業終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の通い先の施設等を訪問し、本人や職員に対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際の支給決定に必要な「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児 コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、医療的ケアが必要な障がいのある児童に関わる機関との連携体制を構築し、支援を総合的に調整します。

■サービスの見込量と実績値(ひと月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込量	160人日 (20人)	176人日 (22人)	192人日 (24人)
	実績	191人日 (19人)	219人日 (22人)	220人日 (25人)
	対比	119.4% (95.0%)	124.4% (100.0%)	114.6% (104.2%)
医療型児童発達支援	見込量	5人日 (1人)	5人日 (1人)	10人日 (2人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	- (-)	- (-)	- (-)
放課後等 デイサービス	見込量	1,100人日 (55人)	1,200人日 (60人)	1,300人日 (65人)
	実績	897人日 (61人)	979人日 (67人)	990人日 (70人)
	対比	81.5% (110.9%)	81.6% (111.7%)	76.2% (107.7%)
保育所等訪問支援	見込量	4人日 (2人)	4人日 (2人)	4人日 (2人)
	実績	1人日 (1人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	25.0% (50.0%)	- (-)	- (-)
居宅訪問型児童 発達支援	見込量	5人日 (1人)	5人日 (1人)	5人日 (1人)
	実績	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	対比	- (-)	- (-)	- (-)
障害児相談支援	見込量	25人	30人	35人
	実績	27人	29人	30人
	対比	108.0%	96.7%	85.7%
医療的ケア児 コーディネーターの 配置人数	見込量	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人
	対比	100.0%	100.0%	100.0%

(6)地域生活支援事業

①必須事業

基幹支援相談センターについては、令和2年度に上尾市及び桶川市と共同で設置しました。相談支援事業については、令和元年度までは上尾市と共同で、令和2年度からは上尾市及び桶川市と共同で委託しています。

地域自立支援協議会については、令和元年度までは上尾市と共同で、令和2年度からは上尾市及び桶川市と共同で設置しました。

成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、見込量に対して実績値が上回っています。

意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業については、見込量に対して実績値が下回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や連携の支援を総合的にを行います。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす場として設置します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに係る経費の一部を補助します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がいのある人等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
基幹相談支援センター	見込量	0か所	0か所	1か所
	実績	0か所	0か所	1か所
	対比	—	—	100.0%
相談支援事業	見込量	4か所	4か所	5か所
	実績	3か所	3か所	5か所
	対比	75.0%	75.0%	100.0%
地域自立支援協議会	見込量	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業	見込量	1件	1件	1件
	実績	0件	2件	2件
	対比	—	200.0%	200.0%
意思疎通支援事業	見込量	7人	7人	7人
	実績	3人	5人	5人
	対比	42.9%	71.4%	71.4%
日常生活用具給付等事業	見込量	720件	730件	740件
	実績	745件	857件	900件
	対比	103.5%	117.4%	121.6%
移動支援事業	見込量	28人 4,300時間	29人 4,450時間	30人 4,600時間
	実績	45人 4,932時間	51人 5,789時間	50人 5,500時間
	対比	160.7% 114.7%	175.9% 130.1%	166.7% 119.6%
地域活動支援センター事業 (I型)	見込量	1か所 55人	1か所 56人	1か所 57人
	実績	1か所 21人	1か所 17人	1か所 20人
	対比	100.0% 38.2%	100.0% 30.4%	100.0% 35.1%

②任意事業

令和元年度において、日中一時支援については、見込量に対して実績値が下回っています。

訪問入浴サービス事業については、見込量に対して実績値が上回っています。

生活ホーム事業、知的障害者職親委託制度、更生訓練費支給事業については、利用実績がありませんでした。

就職支度金給付事業、自動車運転免許取得費補助事業については、年度により利用に差がありました。

■サービスの概要

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、社会に適應するための日常的な訓練及び送迎サービスの必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
生活ホーム事業	在宅で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等で、それができない身体障がいのある人や知的障がいのある人が利用し、社会的自立を実現していく共同住宅生活への支援を行います。
知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人が、一定期間、職親のもとで生活指導及び技能習得訓練等を受けることにより、就職に必要な素地を整えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高めます。
更生訓練費支給事業	障害者支援施設に入所している者の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
就職支度金給付事業	障害者支援施設に入所若しくは通所している者の社会復帰の促進を図るため、施設での訓練を終了し、就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。
自動車運転免許取得費補助事業	身体障がいのある人の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	見込量	11人	12人	13人
	実績	12人	11人	12人
	対比	109.1%	91.7%	92.3%
訪問入浴サービス事業	見込量	4人	4人	4人
	実績	5人	6人	5人
	対比	125.0%	150.0%	125.0%
生活ホーム事業	見込量	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—
知的障害者職親委託制度	見込量	0か所	0か所	0か所
	実績	0か所	0か所	0か所
	対比	—	—	—
更生訓練費支給事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	—	—	—
就職支度金給付事業	見込量	2人	2人	2人
	実績	0人	1人	3人
	対比	—	50.0%	150.0%
自動車運転免許取得費補助事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人
	対比	—	—	100.0%

自動車改造助成事業、自動車燃料費助成事業、福祉タクシー利用料金補助事業については、年度により利用に差がありました。

福祉機器リサイクル事業については、見込量に対して実績値が下回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
自動車改造助成事業	身体障がいのある人の、社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の、走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
福祉機器リサイクル事業	身体障がいのある人に、福祉機器を貸し出し、福祉の増進を図るとともに、資源の有効活用を図ります。
自動車燃料費助成事業	在宅の、重度障がいのある人の、社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るために、重度の障がいのある人又は介護する家族が運転する、自動車等の燃料費の一部を助成します。
福祉タクシー利用料金補助事業	重度障がいのある人の経済的負担の軽減を図るために、外出が困難な重度障がいのある人が県内のタクシーを利用した場合、一定料金を補助します。

■サービスの見込量と実績値(年間)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車改造助成事業	見込量	1件	1件	1件
	実績	0件	3件	1件
	対比	—	300.0%	100.0%
福祉機器リサイクル事業	見込量	110件	111件	112件
	実績	98件	95件	100件
	対比	89.1%	85.6%	89.3%
自動車燃料費助成事業	見込量	350件	353件	356件
	実績	346件	372件	390件
	対比	98.9%	105.4%	109.6%
福祉タクシー利用料金補助事業	見込量	1,580件	1,600件	1,620件
	実績	1,508件	1,248件	1,800件
	対比	95.4%	78.0%	111.1%

第3節 アンケート調査から見た状況

町では、計画策定の基礎資料とするため、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要と主な結果は次の通りです。

(1)調査の概要

対象者	A 票	本町在住の障がい者手帳をお持ちの方
	B 票	本町在住の障がい者手帳をお持ちでない方
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和2年7月1日～7月17日	
配布数/回収数	A 票	1,000通/495通
	B 票	1,000通/423通
調査項目	A 票	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身について ・将来の住居について ・通園・通学について ・外出について ・権利擁護について ・余暇・社会参加について <ul style="list-style-type: none"> ・住居について ・日頃の活動状況について ・就労状況について ・障がい福祉サービスについて ・虐待について ・生活全般について
	B 票	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身について ・障がいのある人への意識、関心について ・ボランティア活動について ・障がいのある人の社会参加について ・権利擁護について ・福祉のまちづくりについて
回収率	A 票	49.5%
	B 票	42.3%

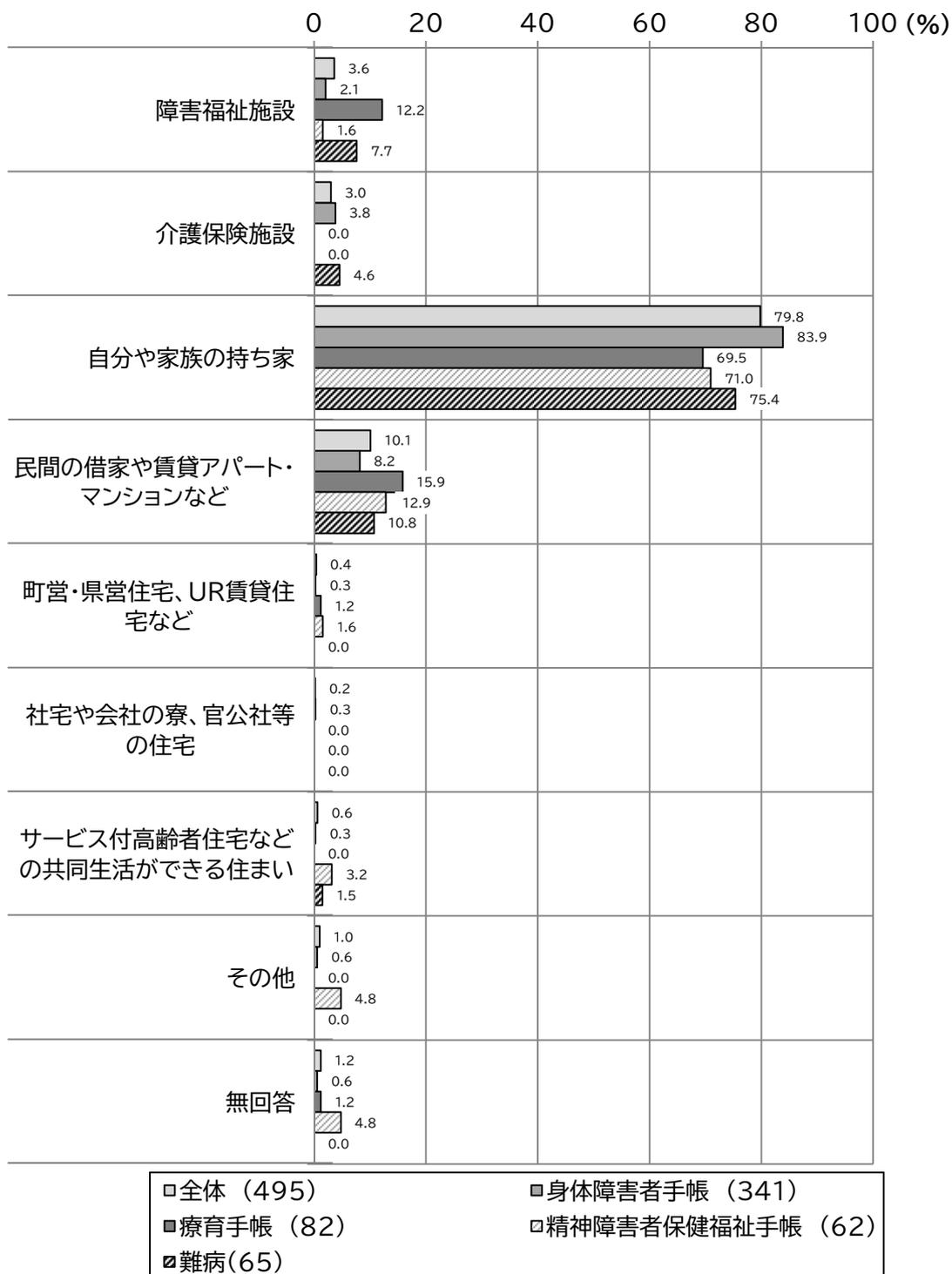
(2)分析・表示

- ①調査結果の比率はすべて百分比(%)で表しており、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。なお、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
- ②複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- ③凡例のカッコ内の数字は、その条件に該当する人数を表しています。「全体」は、年齢や手帳所持状況等の設問への回答がない方の回答数も含まれること、及び手帳所持状況等において複数の手帳をお持ちの方などにもいることにより、個別の合計数には一致しません。
- ④質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いていることがあります。

○現在の住まい

全体・各手帳ともに「自分や家族の持ち家」が最も多くなっています。

■現在の住まい×【3障害+難病】クロス

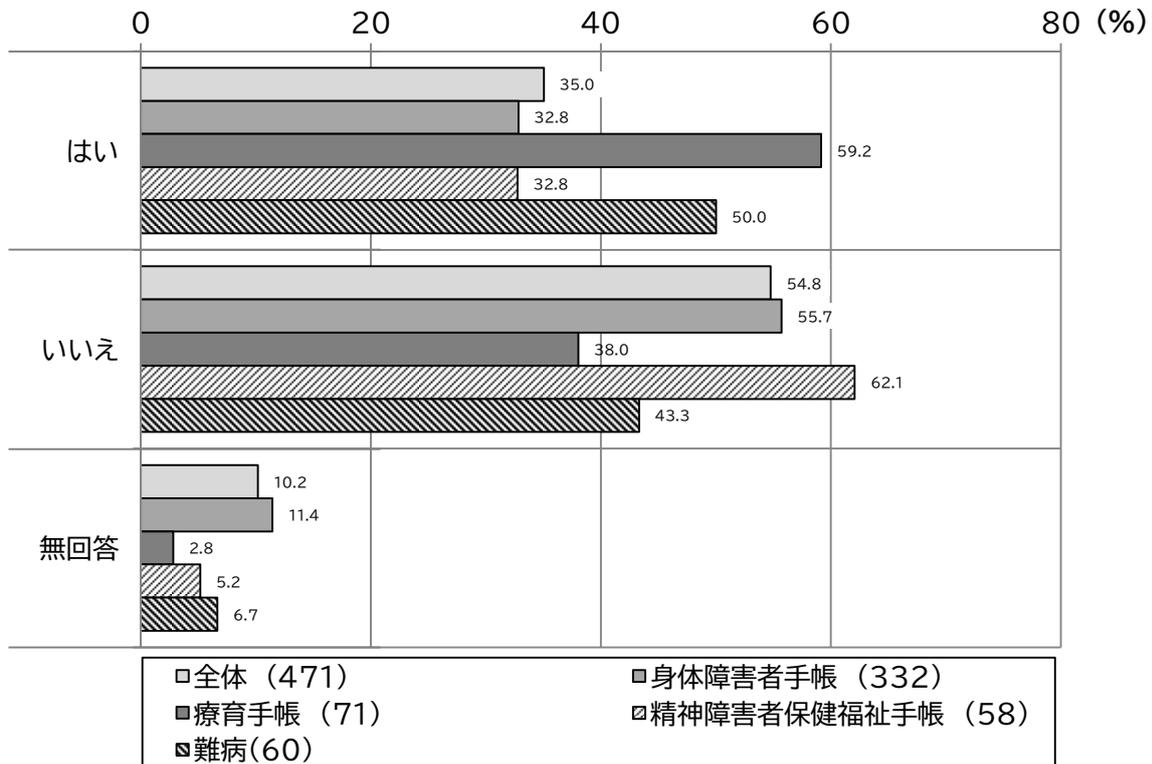


○介護をしてもらっているか

全体、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「いいえ」、療育手帳、難病では「はい」が最も多くなっています。

※この設問は、現在の住まいとして「障害者福祉施設」以外を回答した 471 名(95.2%)にうかがいました。

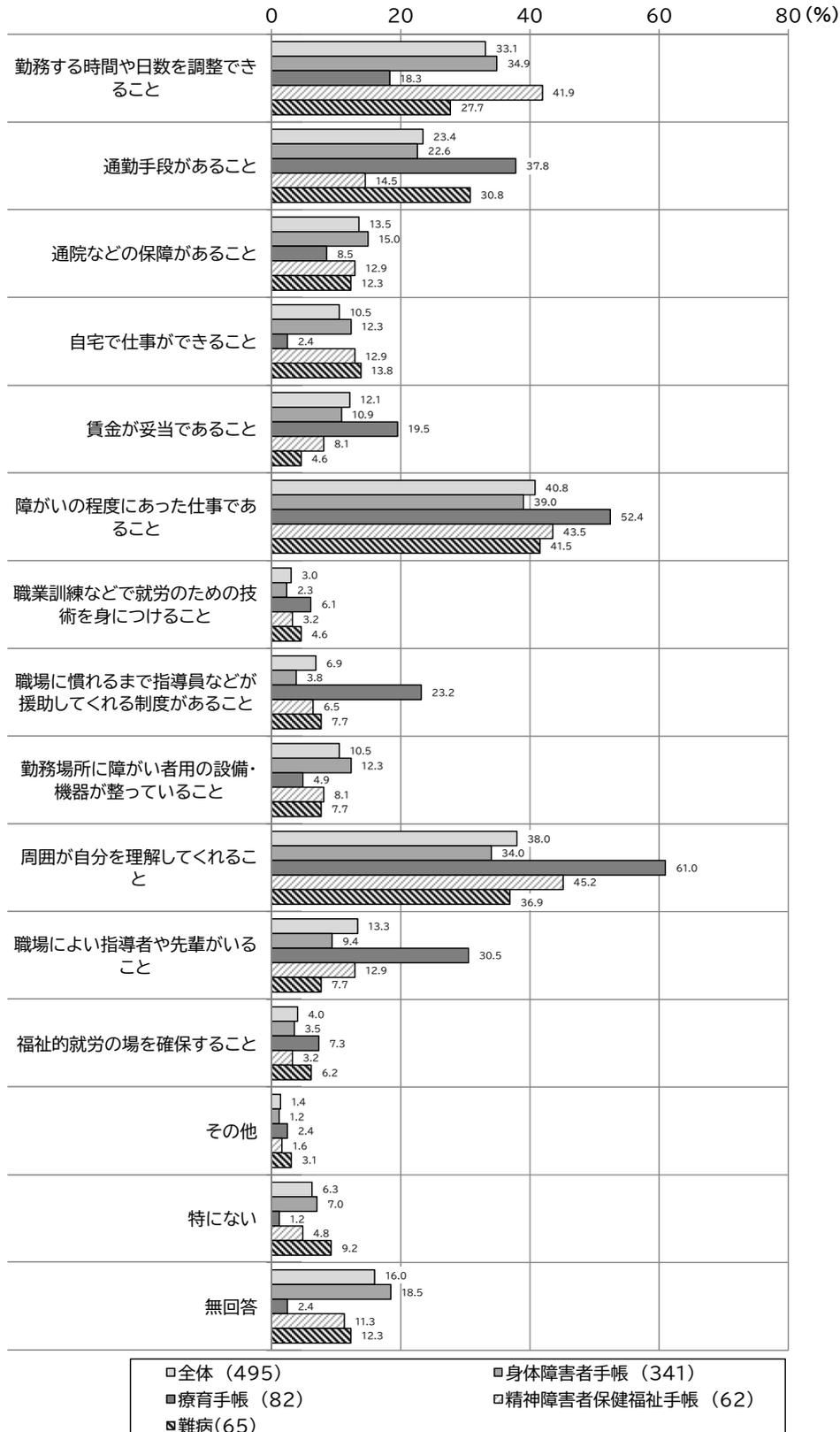
■介護をしてもらっているか×【3障害+難病】クロス



○障がいのある人が働くための環境

全体、身体障害者手帳では「障がいの程度にあった仕事であること」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病では「周囲が自分を理解してくれていること」が最も多くなっています。

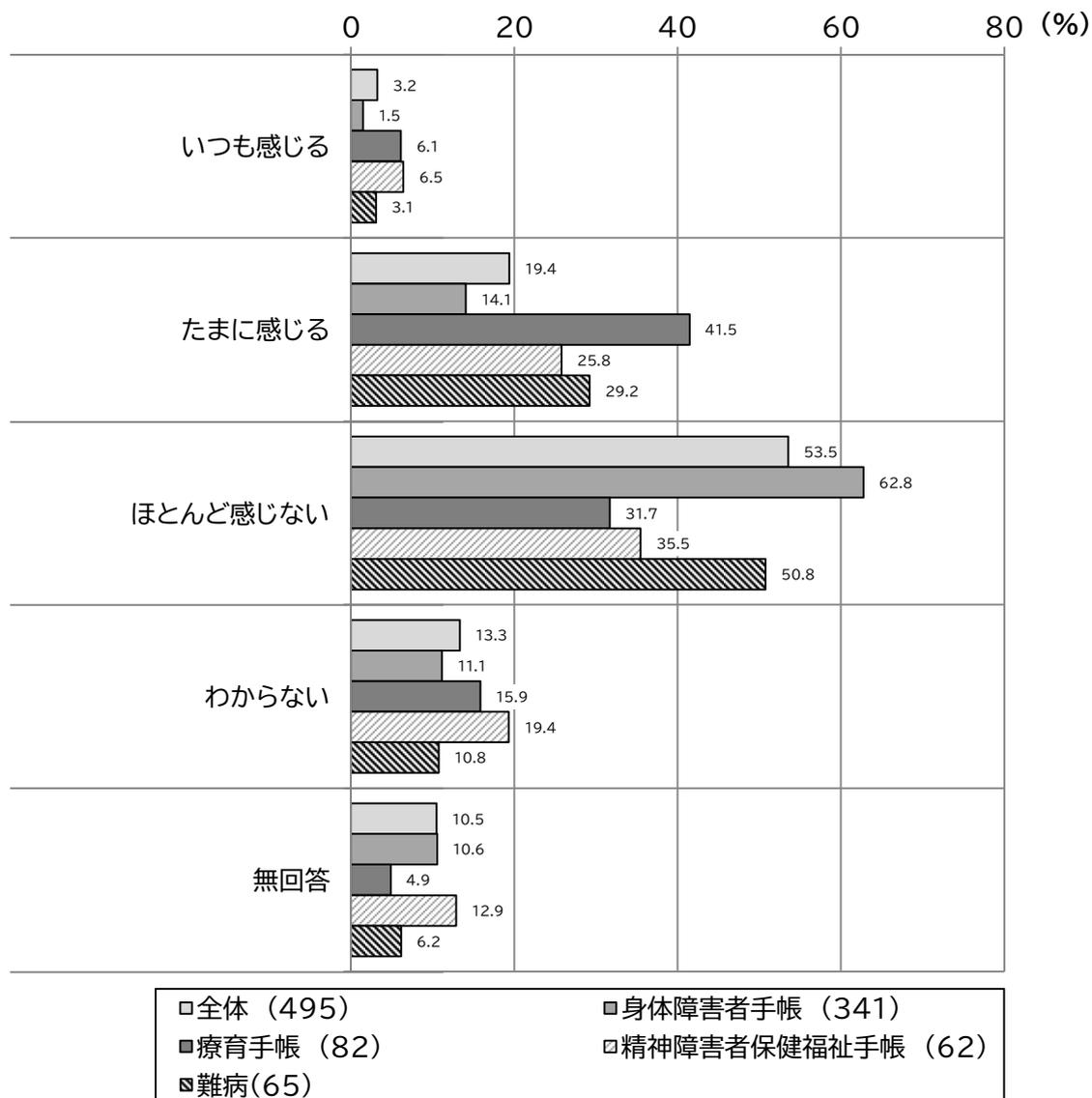
■障がい者が働くための環境×【3障害+難病】クロス(○は3つまで)



○差別を受けたか

療育手帳においては「たまに感じる」が最も多く、それ以外では「ほとんど感じない」が最も多くなっています。

■差別を受けたか×【3障害+難病】クロス

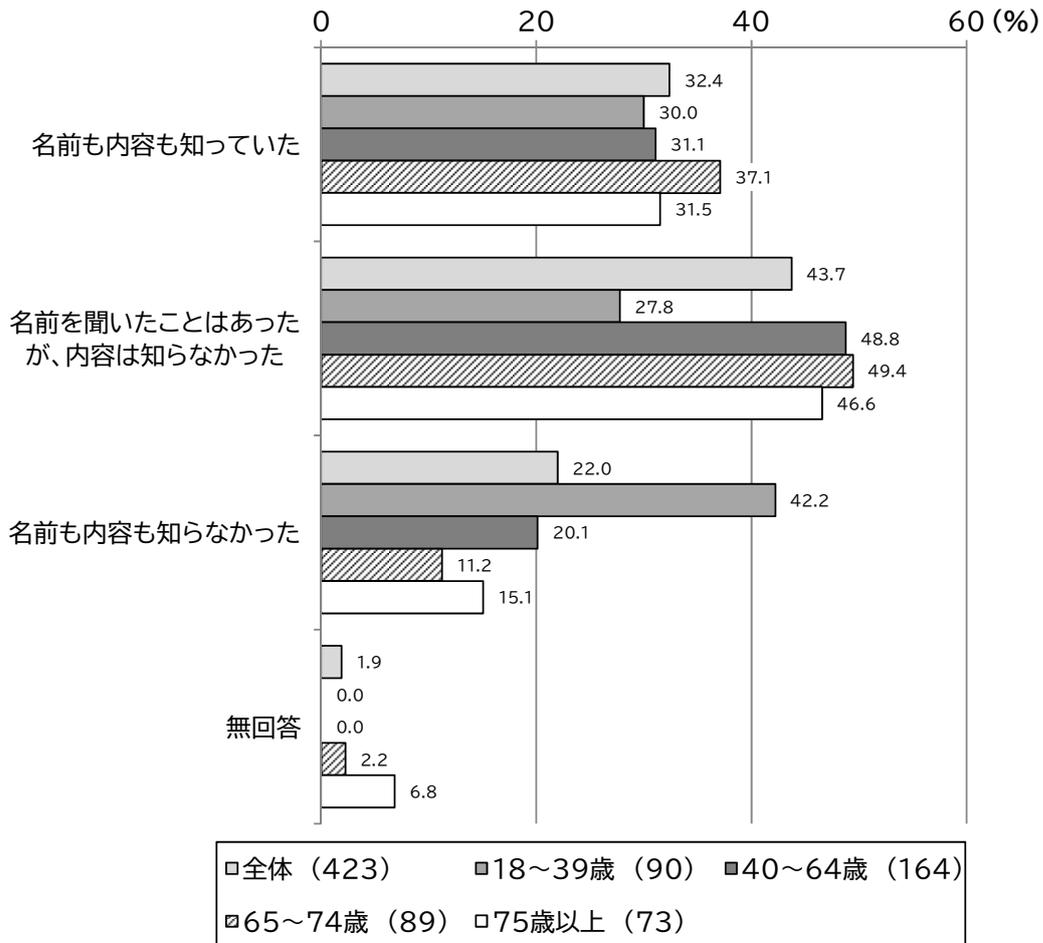


○権利擁護

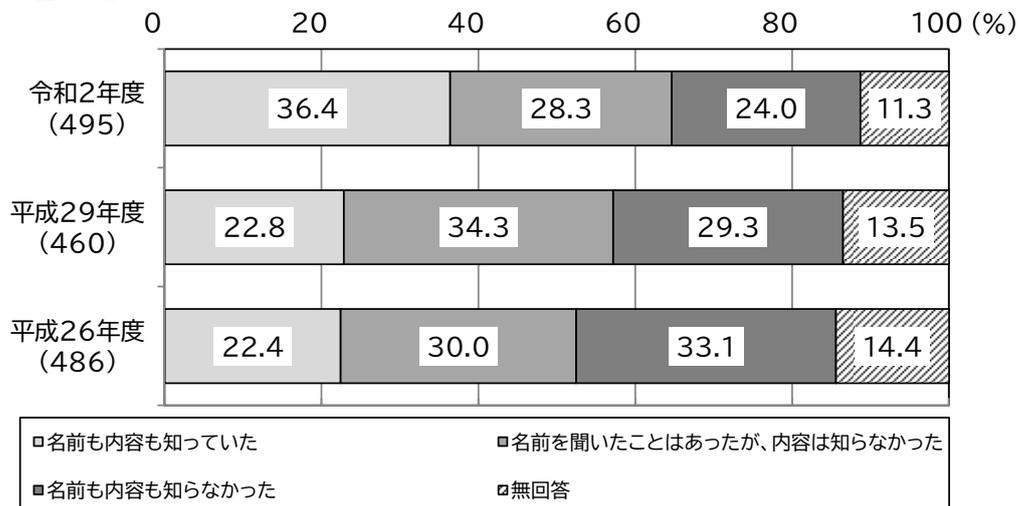
成年後見制度の認知度について、全体及び身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳においては「名前も内容も知っていた」が最も多く、療育手帳においては「名前も内容も知らなかった」が最も多くなっています。

経年比較すると、「名前も内容も知っていた」の増加が見られ、周知が進んでいることがわかります。

■成年後見制度の認知度



◇経年比較

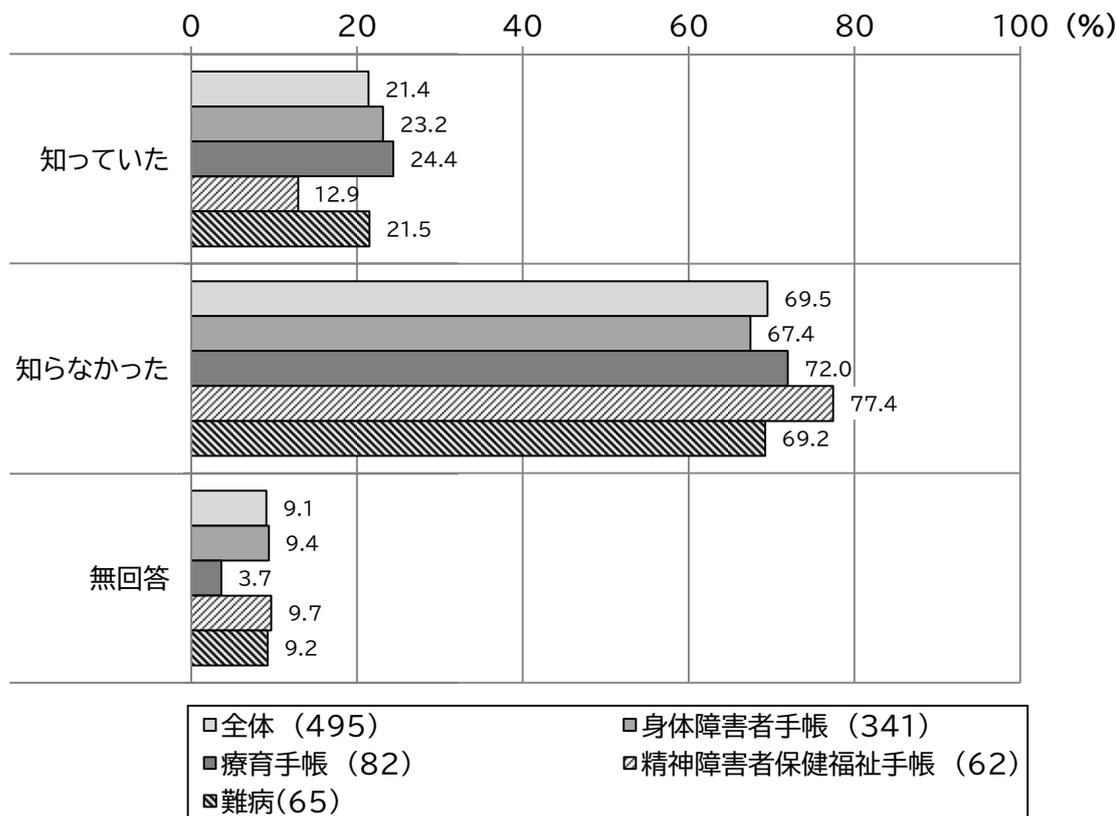


○障害者差別解消法の認知度

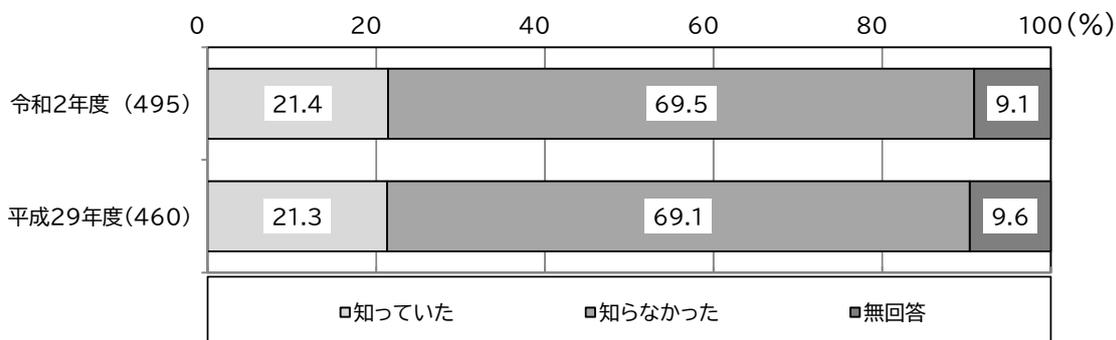
「障害者差別解消法」の認知について、全体、各手帳において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較しても、割合があまり変化していないことから、今後は周知の方法なども検討していく必要があります。

■障害者差別解消法を知っているか



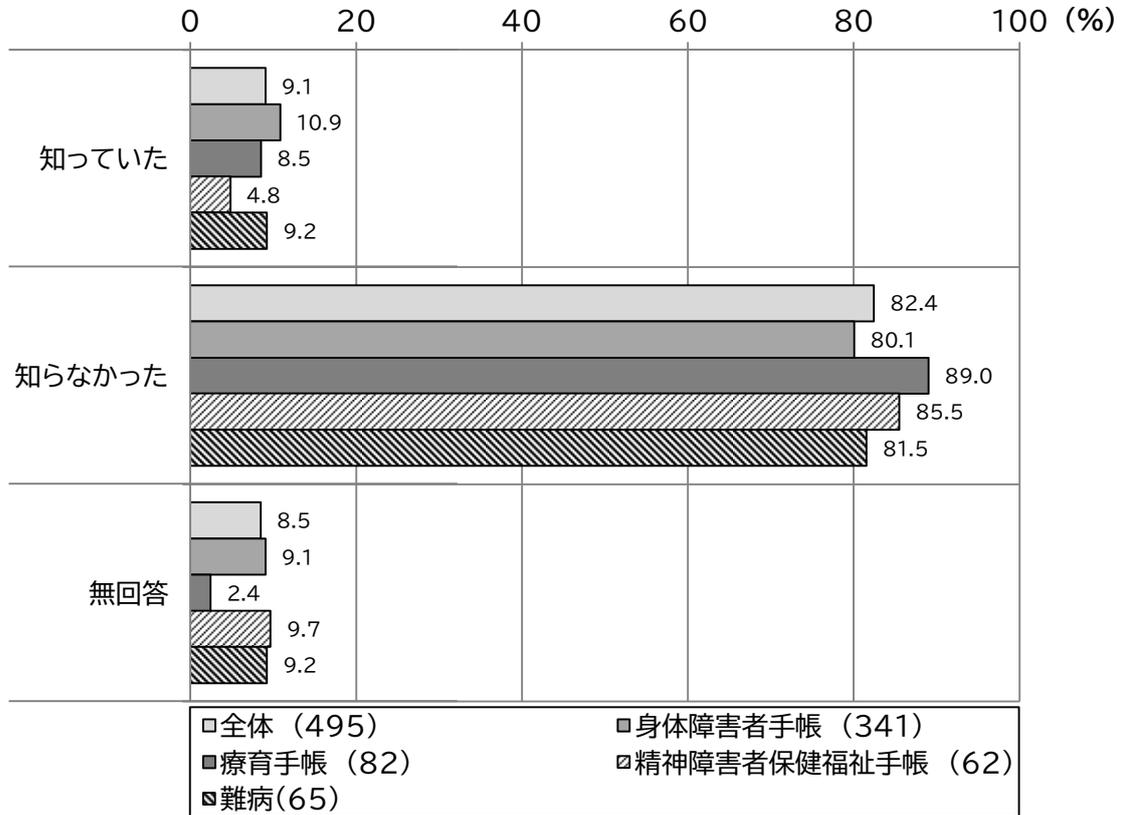
◇経年比較



○手話言語条例の認知度

平成30年4月1日に施行された「伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例」の認知度について、全体、各手帳において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

■手話言語条例を知っているか

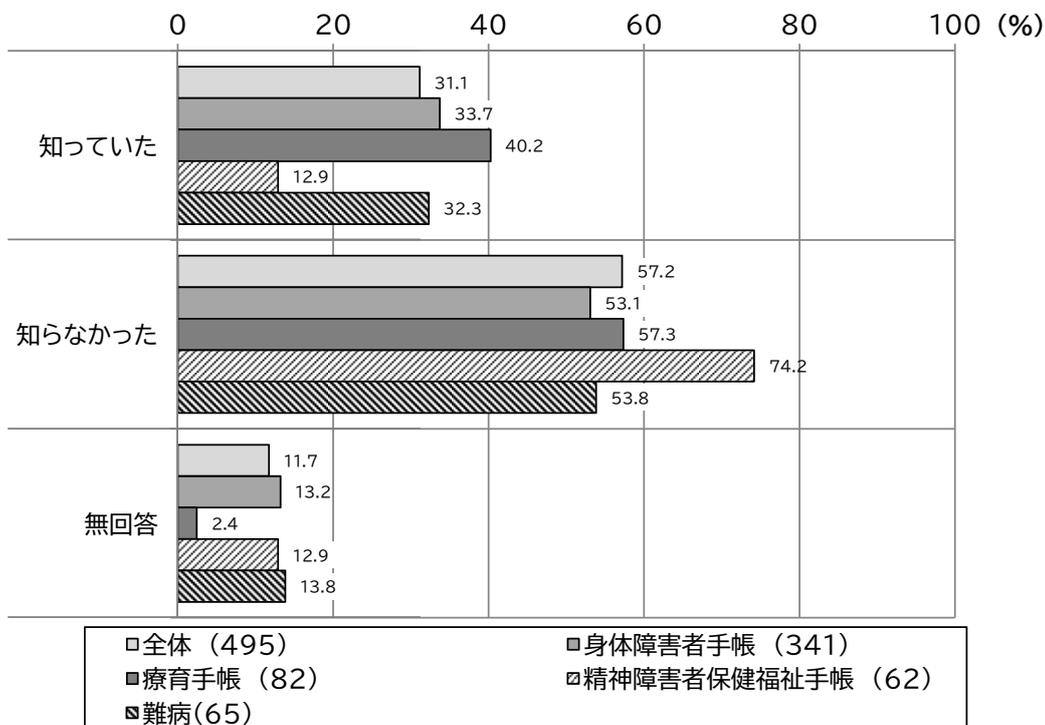


○障害者虐待防止法の認知度

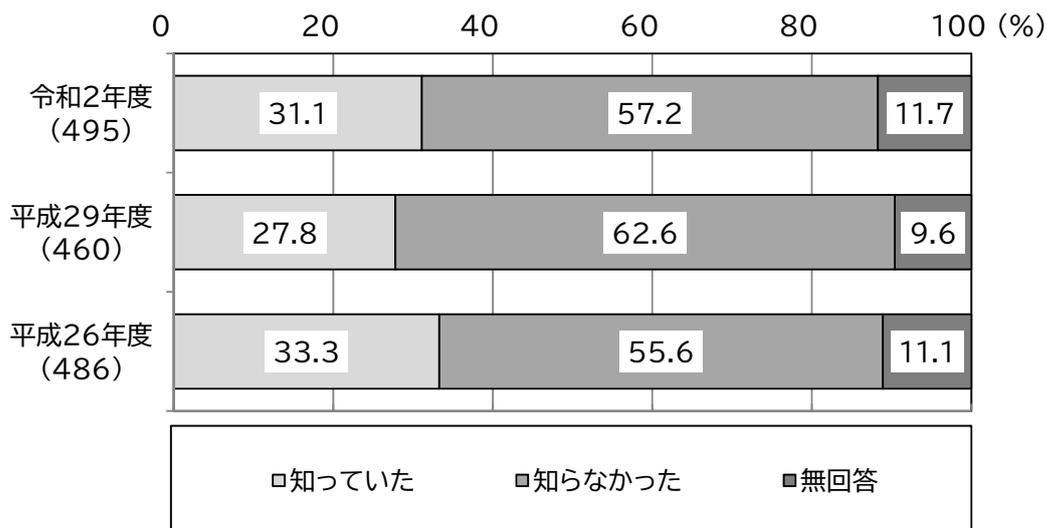
「障害者虐待防止法」の認知度について、全体、各手帳において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較しても、割合があまり変化していないことから、今後は周知の方法なども検討していく必要があります。

■障害者虐待防止法を知っているか



◇経年比較

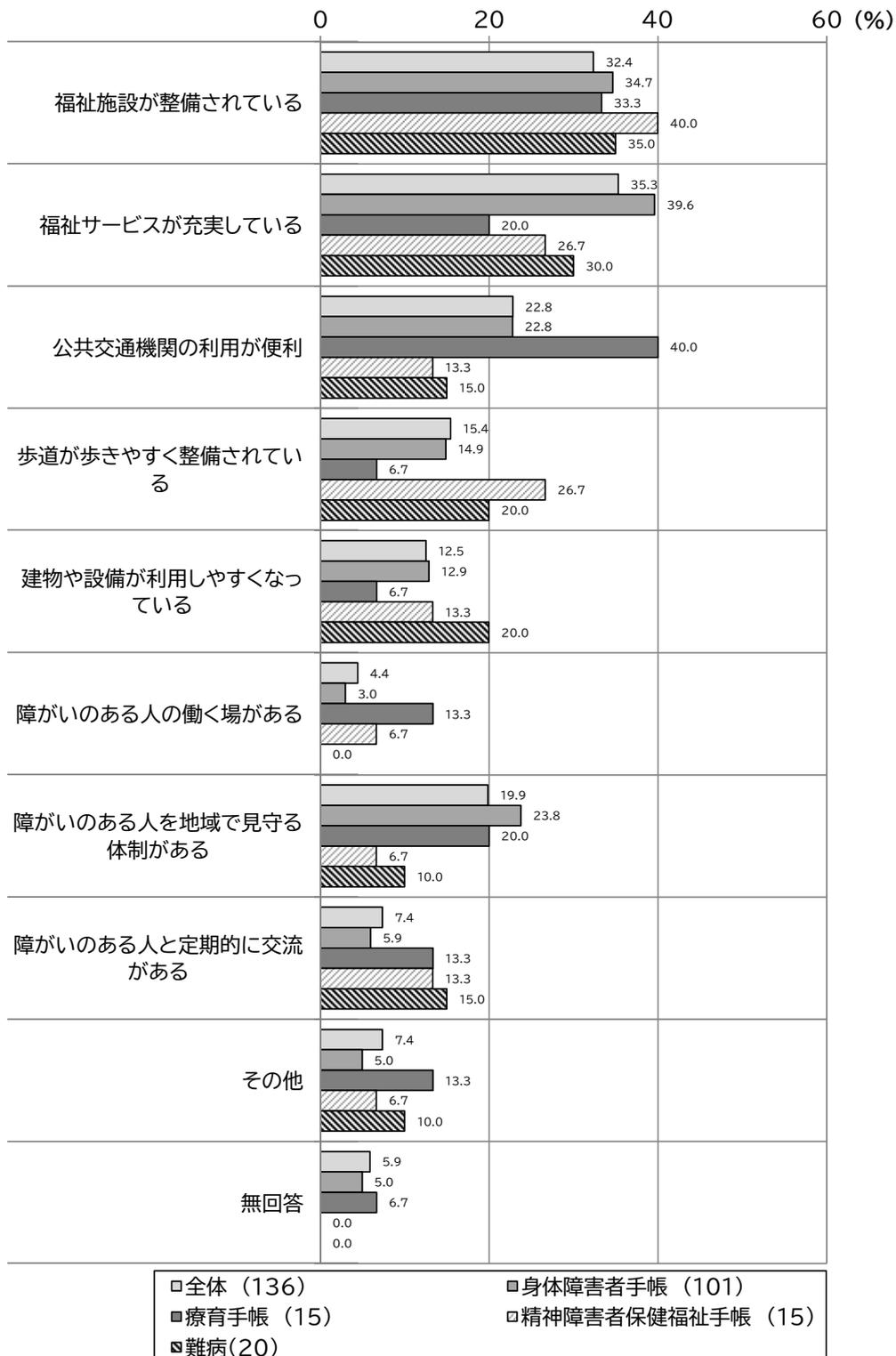


○住みやすいまちと思う理由

全体、身体障害者手帳では「福祉サービスが充実している」、療育手帳では「公共交通機関の利用が便利」、精神障害者保健福祉手帳、難病では「福祉施設が整備されている」が最も多くなっています。

※この設問は、伊奈町は住みやすいまちと思うかという問いについて、「そう思う」と回答した 136 名 (27.5%)にうかがいました。

■住みやすいと思う理由(○は3つまで)

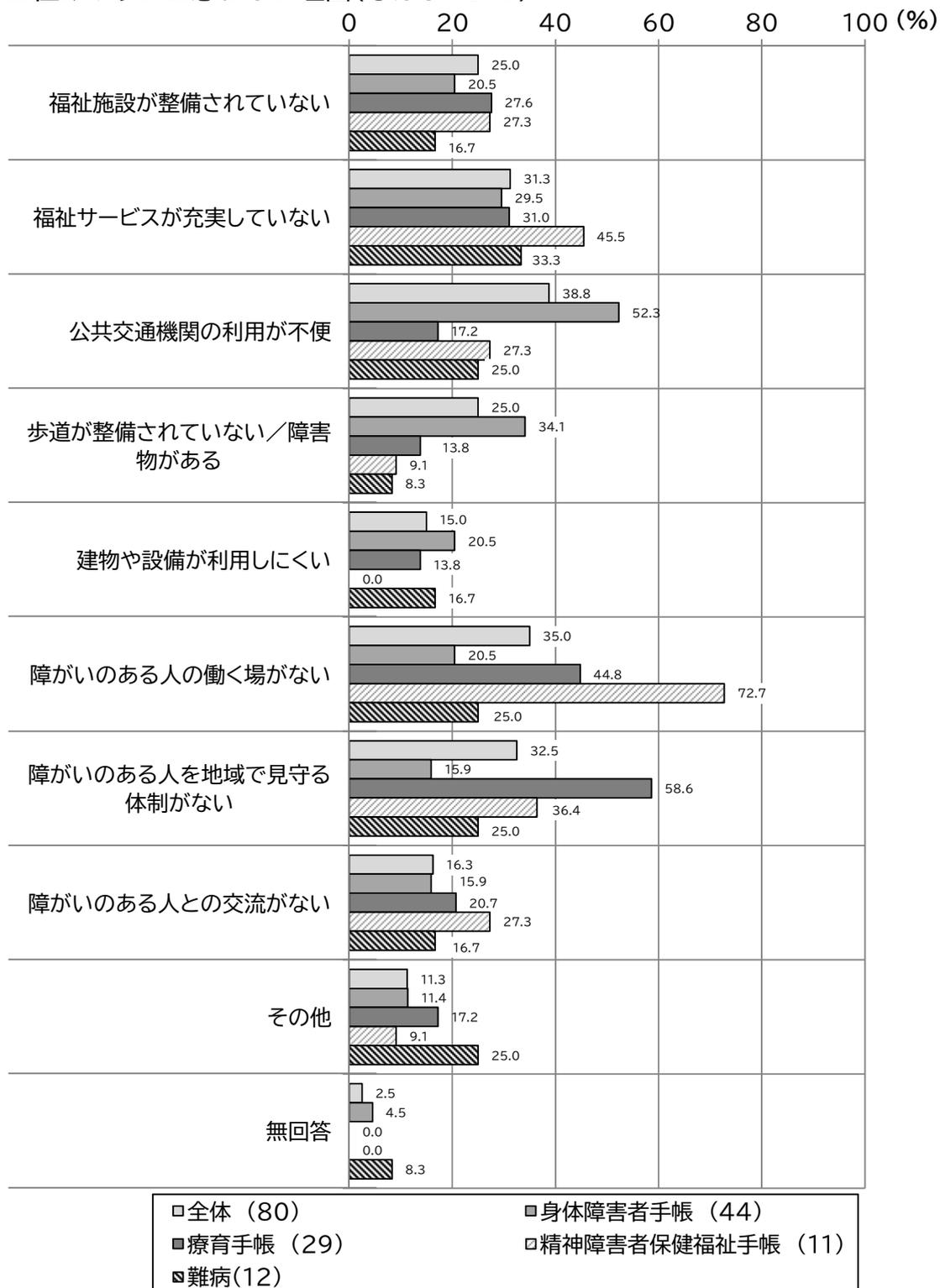


○住みにくいまちと思う理由

全体、身体障害者手帳では「公共交通機関の利用が不便」、療育手帳では「障がいのある人を地域で見守る体制がない」、精神障害者保健福祉手帳では「障がいのある人の働く場がない」、難病では「福祉サービスが充実していない」がそれぞれ最も多くなっています。

※この設問は、伊奈町は住みやすいまちと思うかという問いについて、「思わない」と回答した 80 名 (16.2%)にうかがいました。

■住みやすいと思わない理由(○は3つまで)



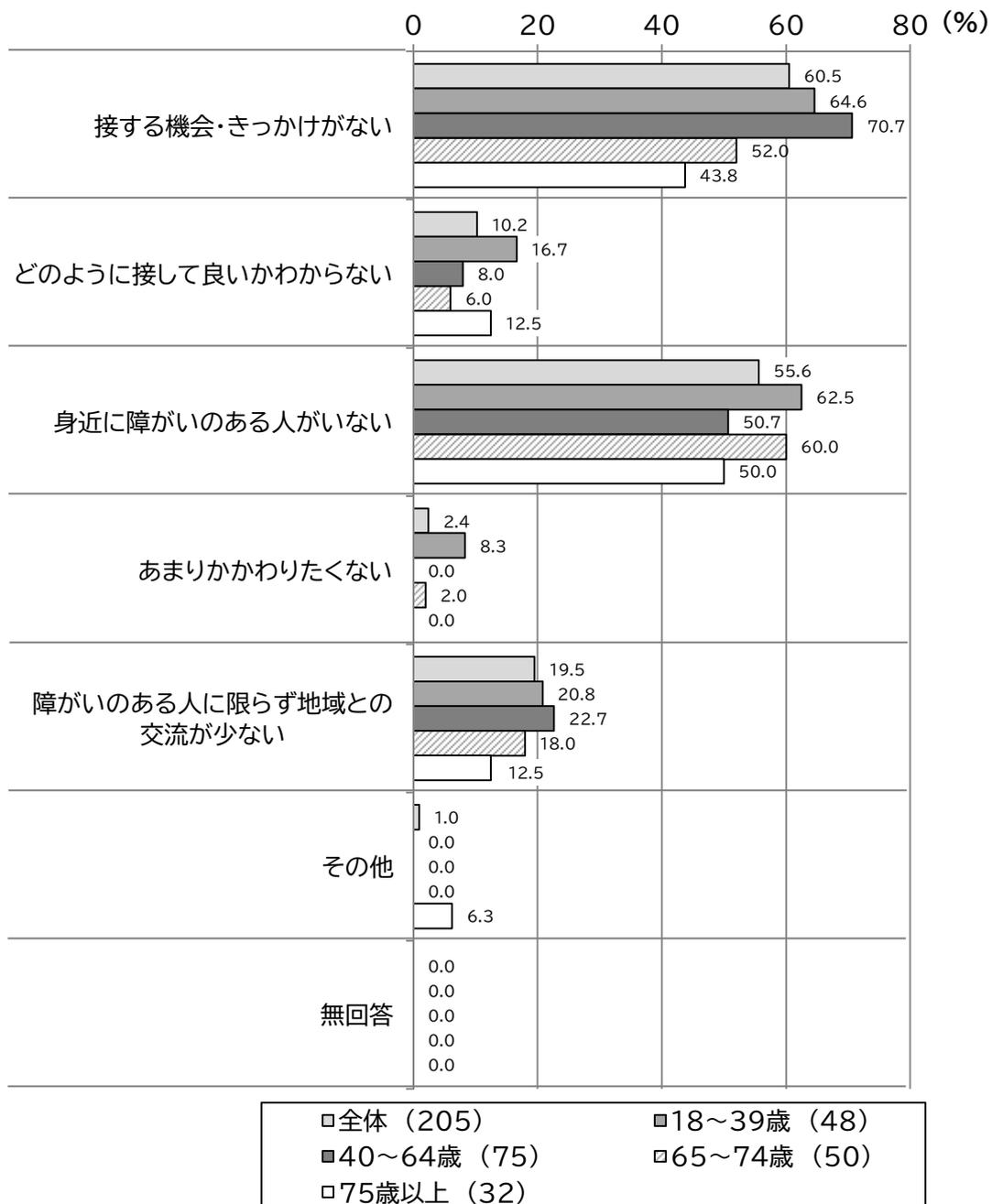
(4)B 票の主な調査結果

○障がいのある人との交流がない理由について

64歳までは「接する機会・きっかけがない」、65歳以上では「身近に障がいのある人がいない」がそれぞれ最も多くなっています。

※この設問は、障がいのある人との交流がどれにあてはまるかという問いについて、「見かけるが話したことはない」又は「まったく交流はない」と回答した 205 名(48.4%)にうかがいました。

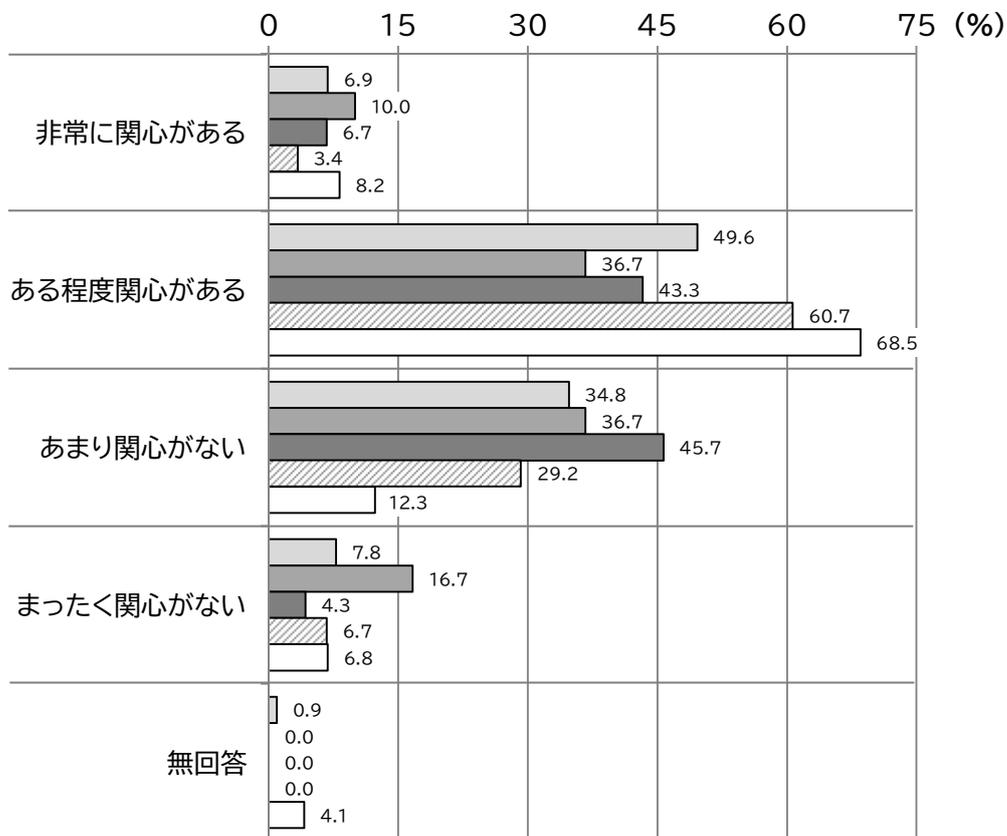
■障がいのある人との交流がない理由について(○はあてはまるものすべて)



○ボランティア活動に関心があるかについて

「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合計した割合を見ると、年代が高いほど回答割合が大きくなっています。

■ボランティア活動に関心があるかについて

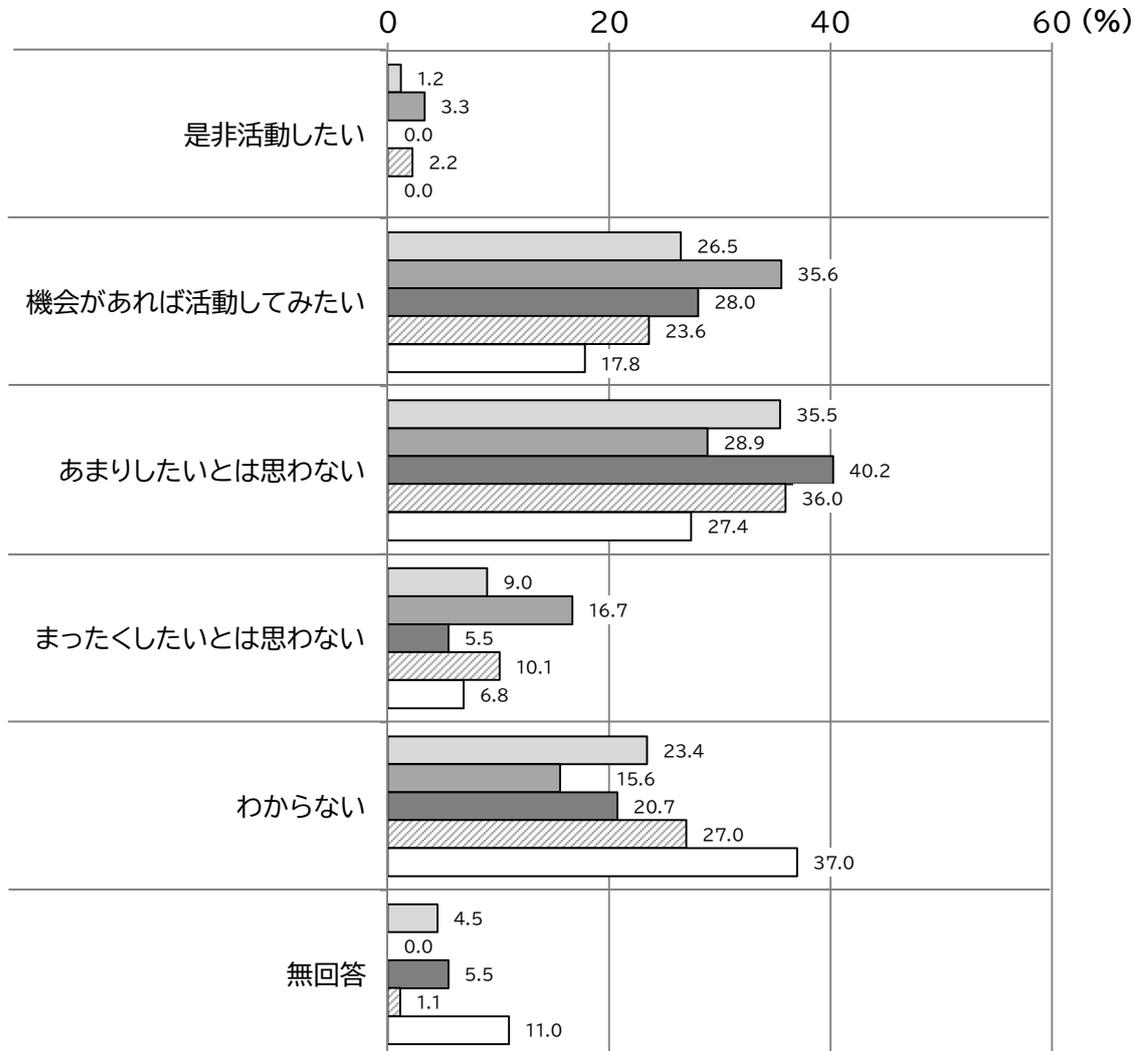


□全体 (423) □18~39歳 (90) □40~64歳 (164)
 □65~74歳 (89) □75歳以上 (73)

○今後のボランティアの参加について

「ぜひ活動したい」「機会があれば活動してみたい」を合計した割合を見ると、若い人ほど参加意欲が高くなっています。

■今後のボランティアの参加について

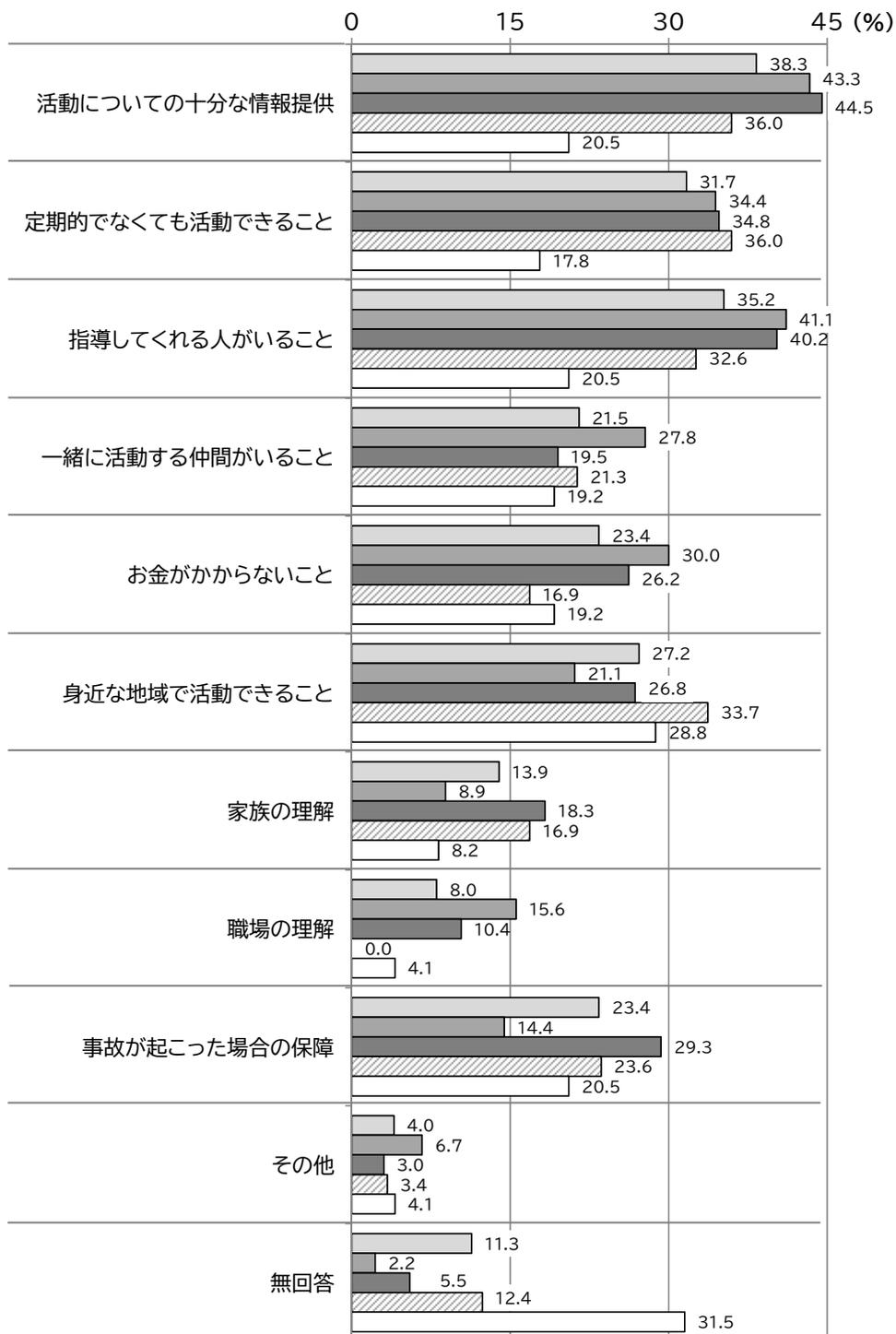


□全体 (423) ■18~39歳 (90) ■40~64歳 (164)
 □65~74歳 (89) □75歳以上 (73)

○活動をはじめるのに必要な条件について

75歳以上では「身近な地域で活動できること」、その他の年代では、「活動についての十分な情報提供」がそれぞれ最も多くなっています。

■活動をはじめるのに必要な条件について(○は3つまで)

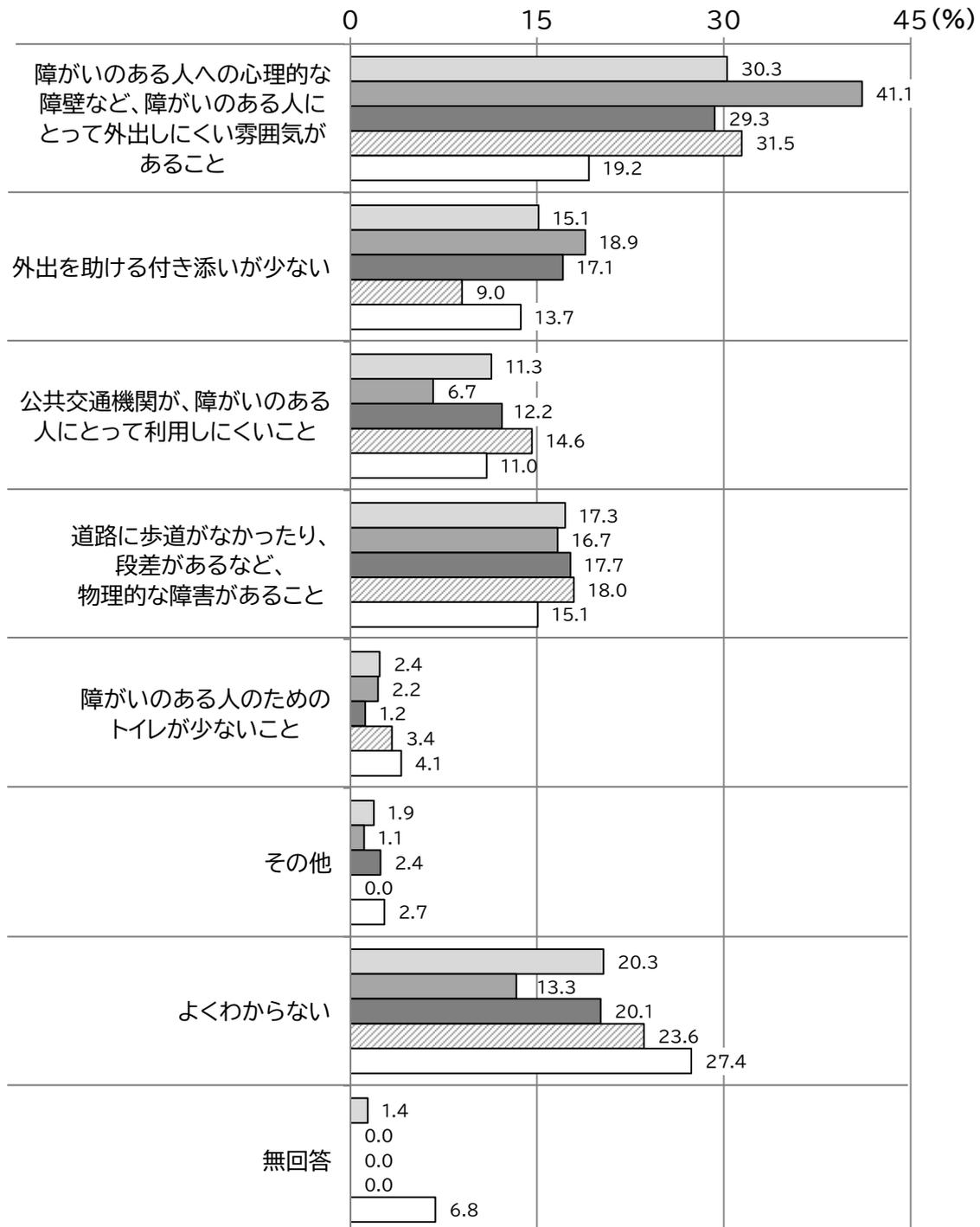


□全体 (423) □18~39歳 (90) ■40~64歳 (164)
 □65~74歳 (89) □75歳以上 (73)

○障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について

すべての年代で、「障がいのある人への心理的な障壁など、障がいのある人にとって外出しにくい雰囲気があること」が最も多くなっています。

■障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について



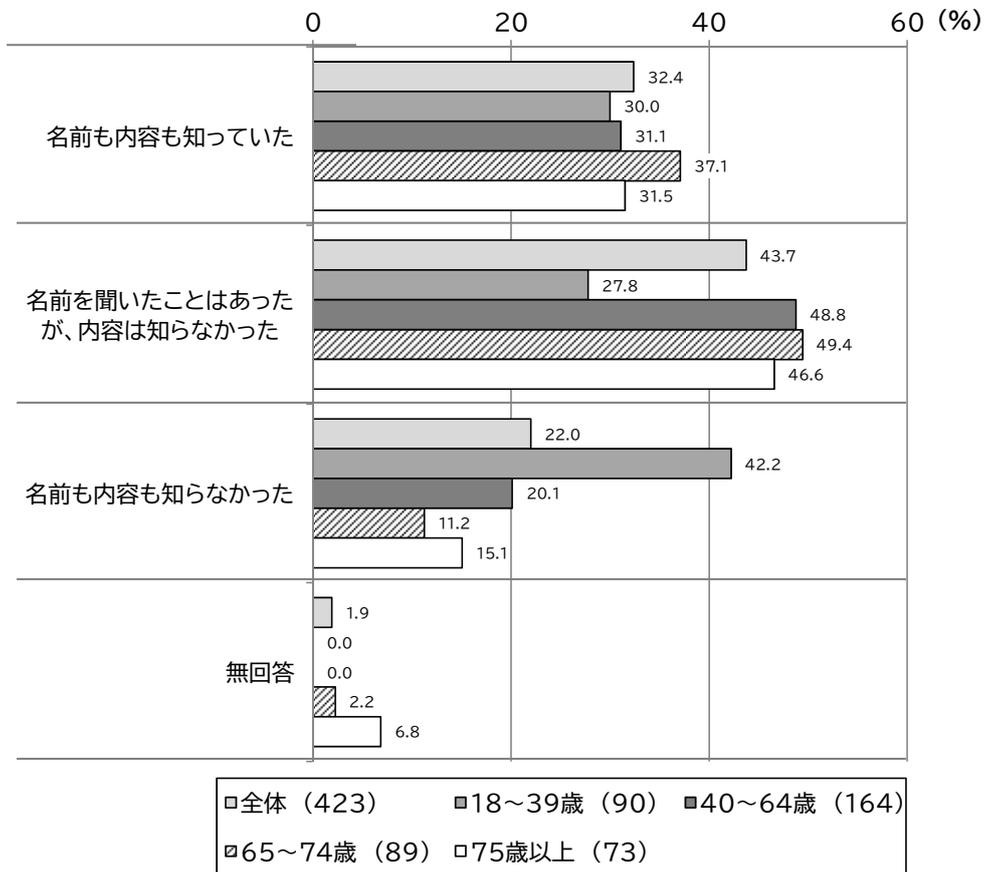
□全体 (423) □18~39歳 (90) ■40~64歳 (164)
 □65~74歳 (89) □75歳以上 (73)

○権利擁護

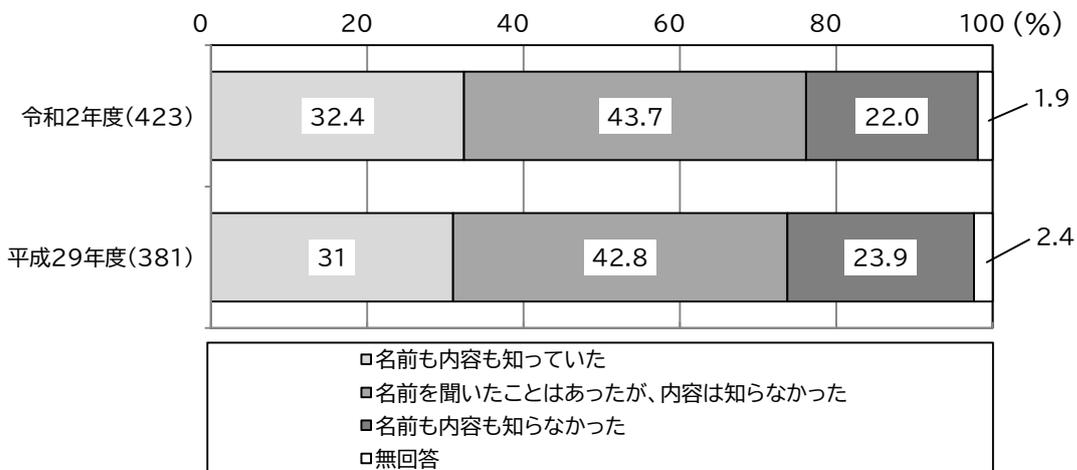
全体では「名前を聞いたことはあったが、内容は知らなかった」が最も多くなっています。また、年代が上がるにつれ認知が進み、65～74歳でピークとなっています。

経年比較すると、認知度は徐々に上がっていることがわかります。

■成年後見制度の認知度



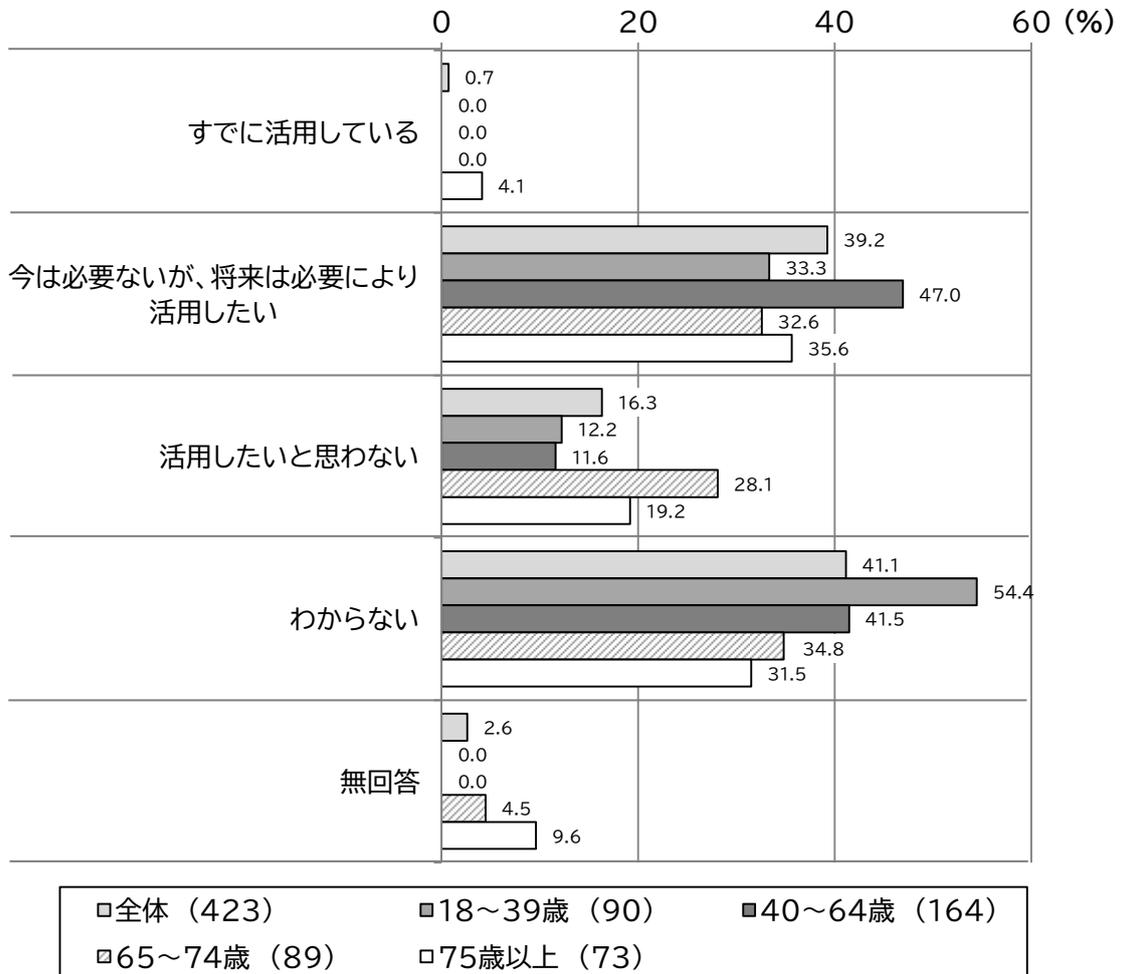
◇経年比較



○成年後見制度を活用したいかについて

65歳以上において、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が最も多くなっていることから、「必要になる前に意思を示しておく」といった考え方があまり浸透していないことがうかがえます。

■成年後見制度を活用したいかについて

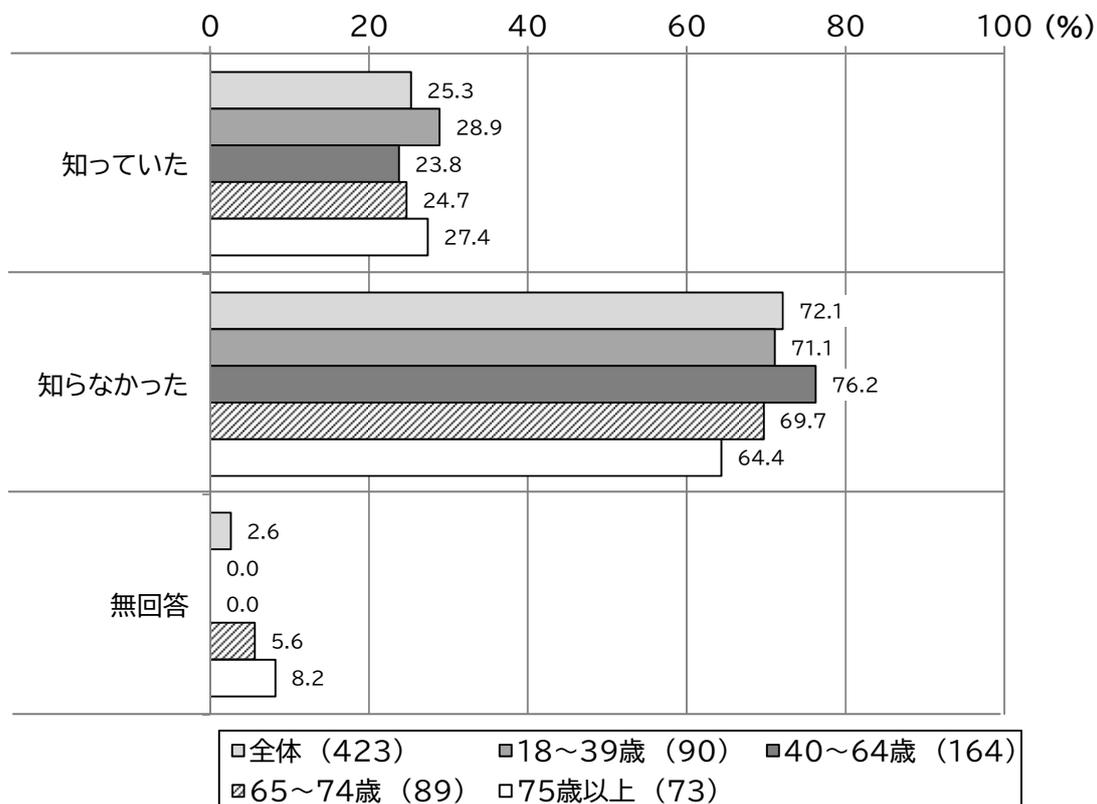


○障害者虐待防止法の認知度

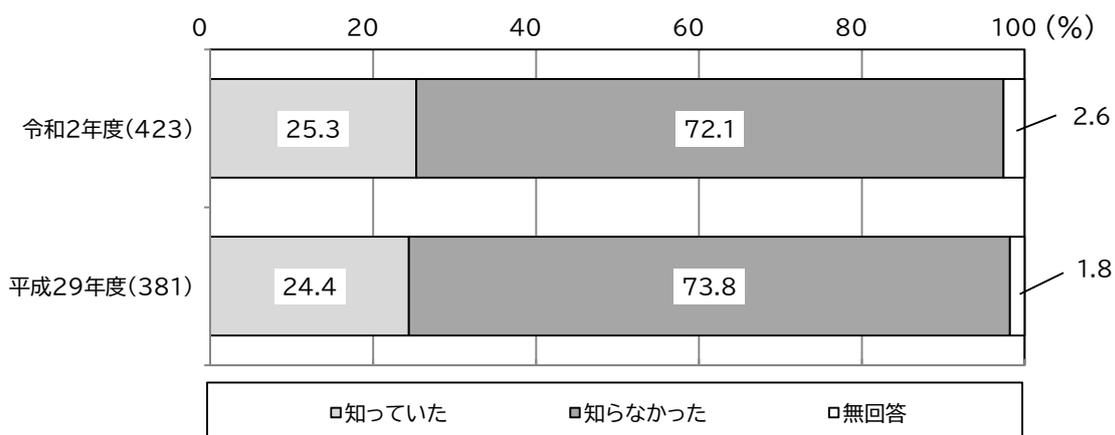
全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較しても、割合があまり変化していないことから、今後は周知の方法なども検討していく必要があります。

■障害者虐待防止法の認知度



◇経年比較

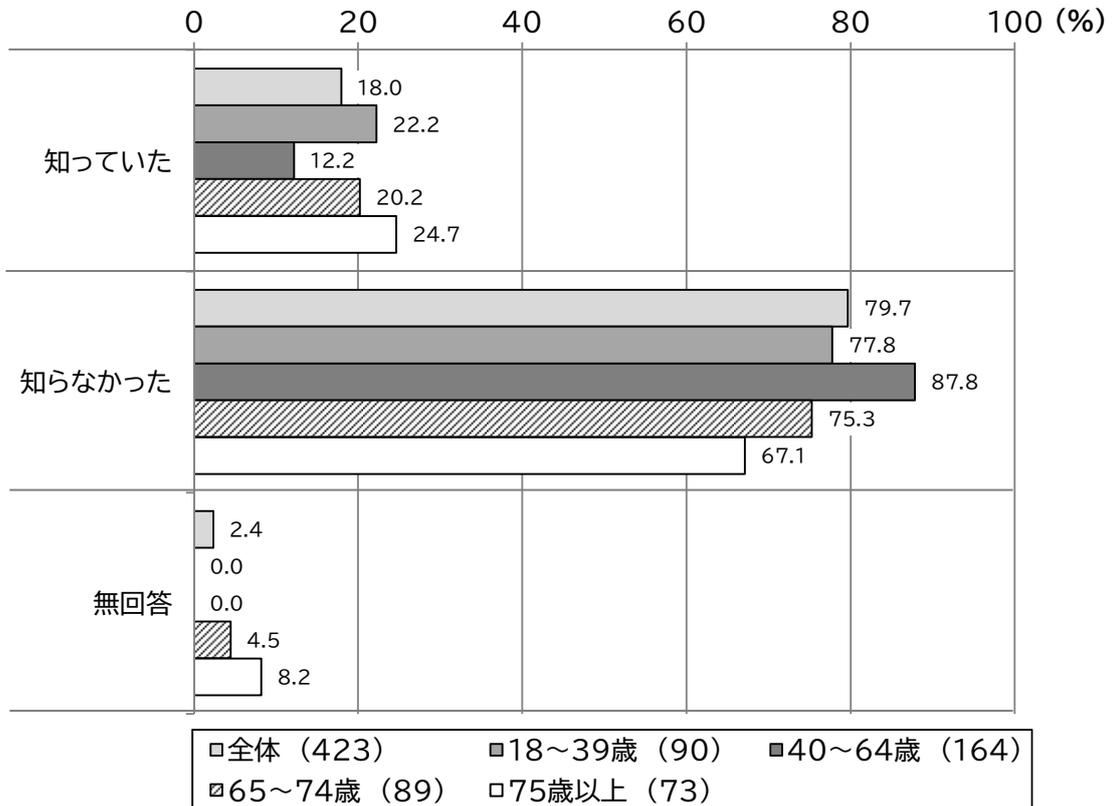


○障害者差別解消法の認知度

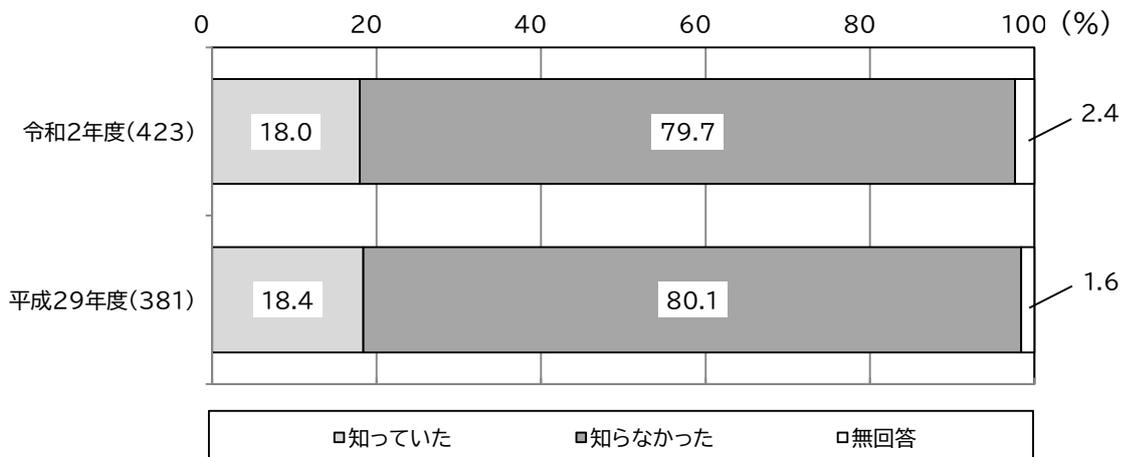
全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

経年比較しても、割合があまり変化していないことから、今後は周知の方法なども検討していく必要があります。

■障害者差別解消法の認知度



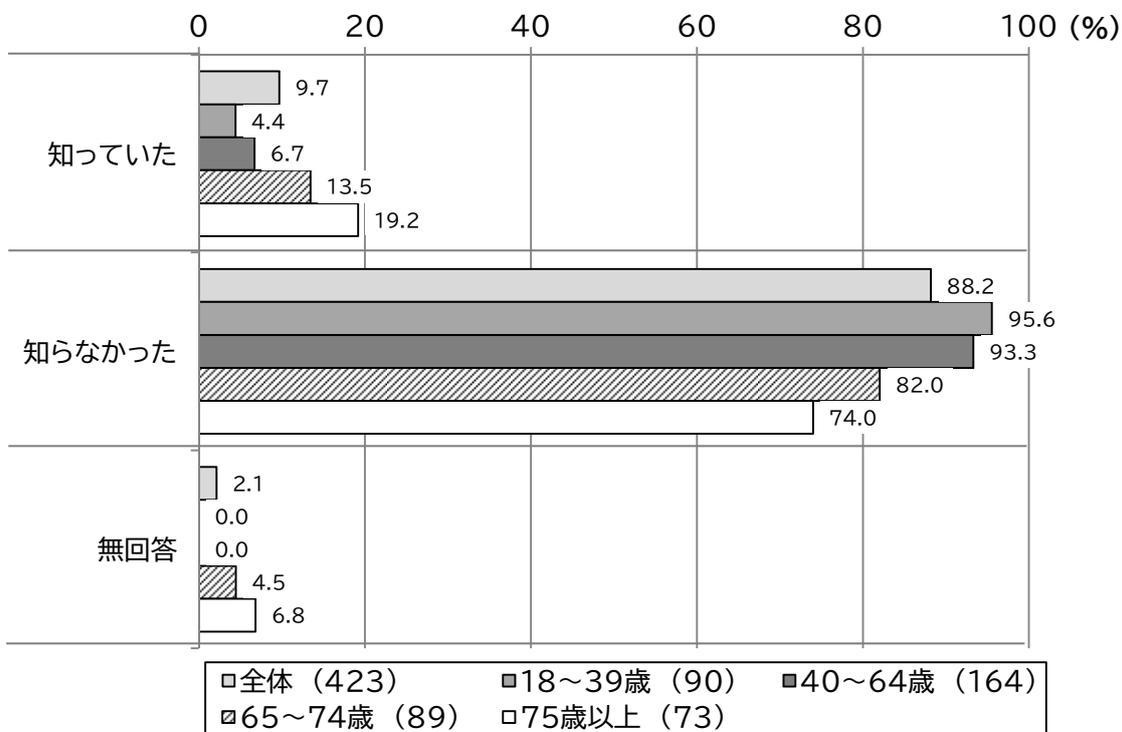
◇経年比較



○手話言語条例の認知度

全体、各年代において「知らなかった」が多く、今後とも周知を継続していく必要があります。

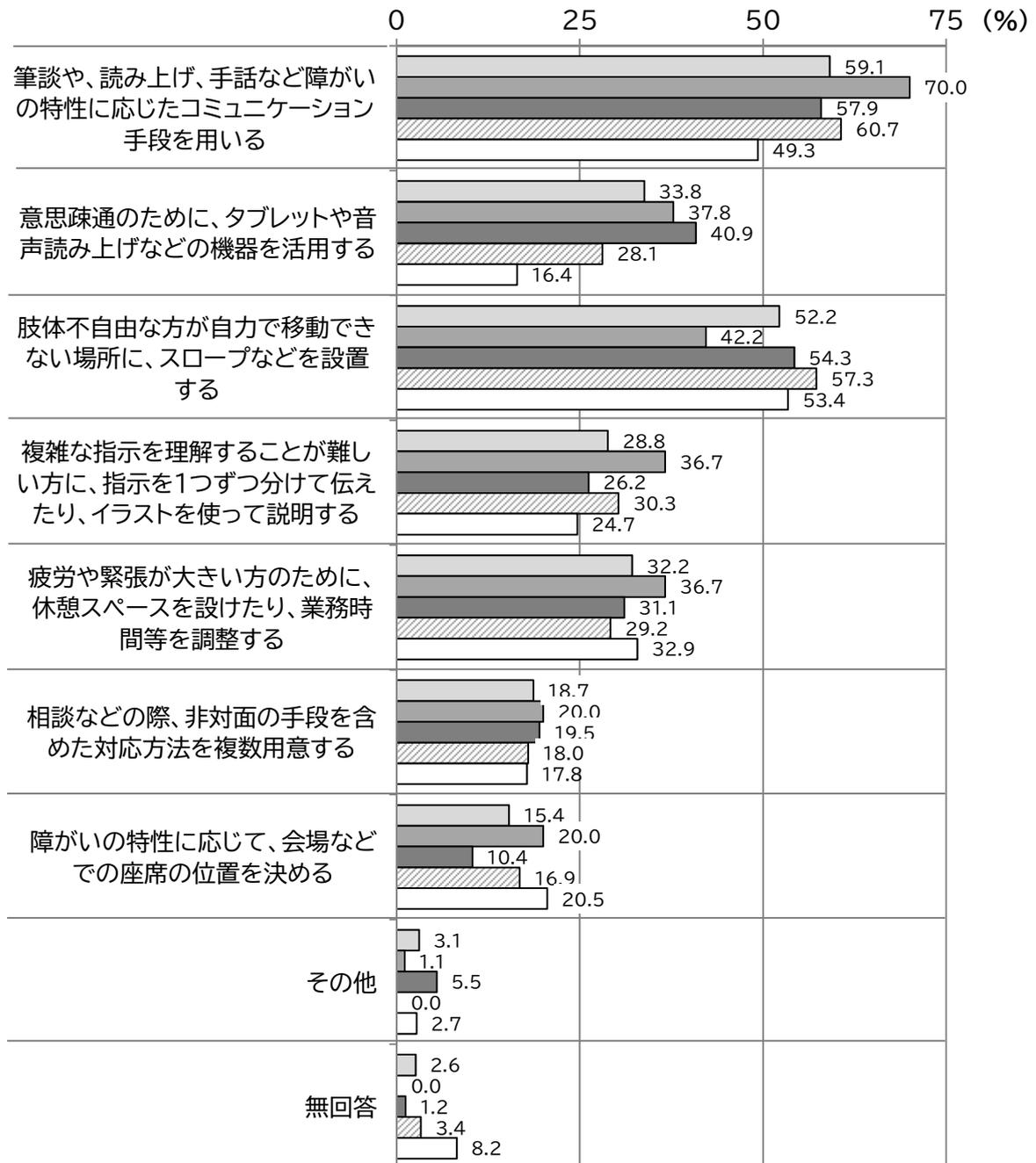
■手話言語条例の認知度



○障がいのある人に対する重要な配慮

75歳以上では「肢体不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する」、それ以外では「筆談や、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」が最も多くなっています。

■障がいのある人に対する重要な配慮(○は3つまで)

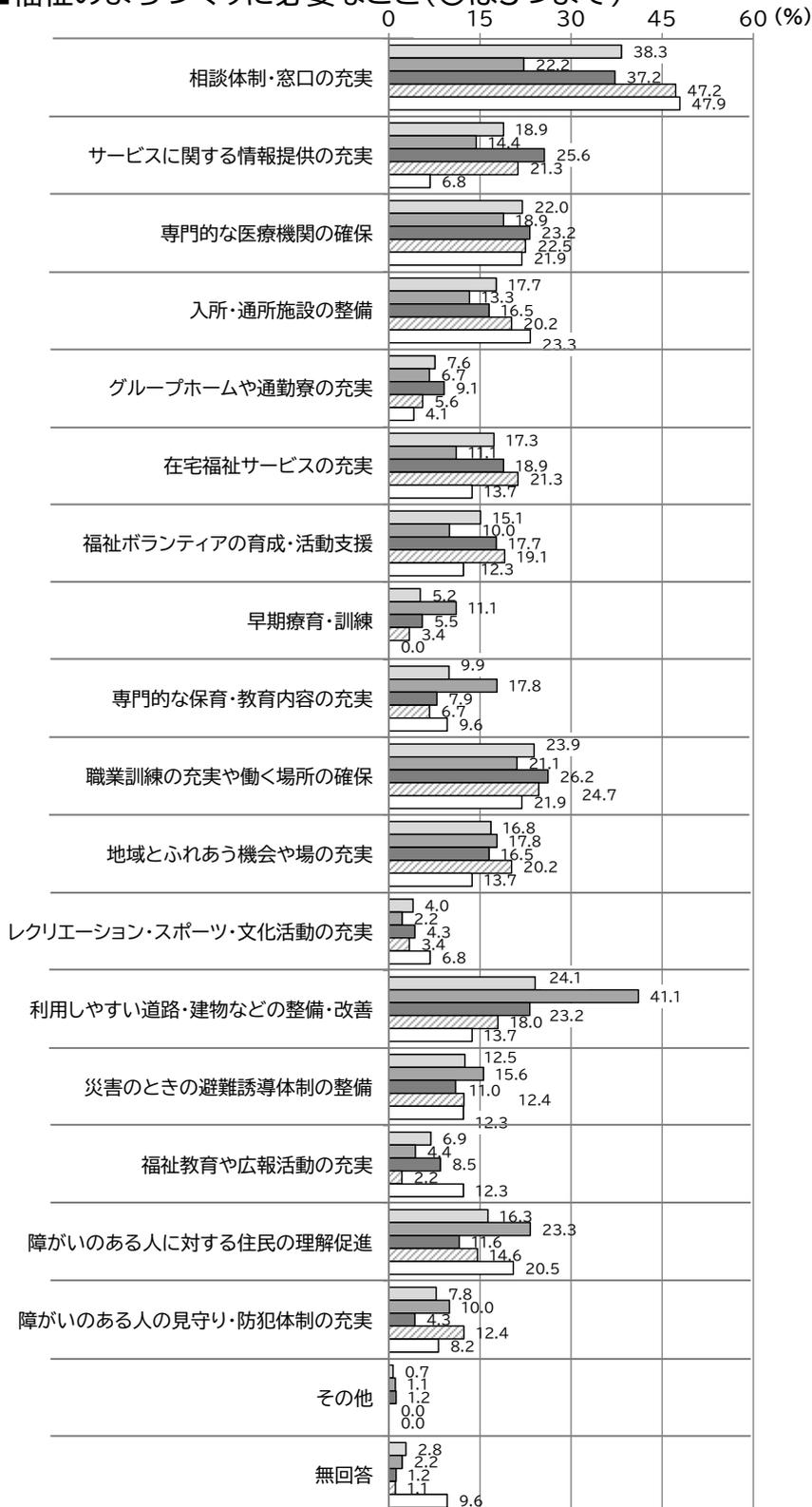


□全体 (423) □18~39歳 (90) ■40~64歳 (164)
 □65~74歳 (89) □75歳以上 (73)

○福祉のまちづくりに必要なこと

18～39歳においては「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」、全体及びそれ以外の年代では「相談体制・窓口の充実」が最も多くなっています。

■福祉のまちづくりに必要なこと(○は3つまで)



□全体 (423) □18～39歳 (90) ■40～64歳 (164)
 □65～74歳 (89) □75歳以上 (73)

第4節 ヒアリング調査から見た状況

町内の障害福祉に関わる団体等に対して、ヒアリング調査を実施しました。

(1)障害福祉関連団体ヒアリング

町内の障害福祉関連団体及び特別支援学校の保護者会に対してヒアリング調査を実施し、4件の回答を頂きました。

①団体の発足目的・現況と活動状況会員

■活動する人・対象者

活動する人と対象者はほぼ同一で、障がいのある人とそのご家族・保護者、特別支援学校の教員などの回答がありました。

■団体の目的

障がいのある人同士の連絡・連携、障がいのある人の独立・自活に必要な福祉向上を図ること、などの回答がありました。

■活動頻度

団体により、年間で4～5回から10数回と開きがありました。

■活動場所

町内、町内施設、特別支援学校などの回答がありました

■活動内容

会員同士の交流活動、イベントでの啓発活動の実施、研修などの勉強会の実施、障がいのある人中心のレクリエーションの実施や各種福祉イベントや行事などへの参加などの回答がありました。

②現在の問題点・課題、今後の取組

■問題点

高齢化や会員の減少などの人数の問題、交流の輪が広がらないなどの活動上の問題、保護者一人ひとりの考え方や意識に違いがあること、などの回答がありました。

■課題

新規会員をどうやって獲得していくか、新規役員の育成などの回答がありました。

■団体の目標

既会員に喜んでもらえる企画づくり、会の趣旨を広く知ってもらい賛同者を増やし会員・賛助会員を増やしていく、団体を継続させる、情報を集め共有できるようにする、などの回答がありました。

③年間活動スケジュール

■年間行事

季節ごとなどで、イベントの実施や参加などをしています。

■他の団体との交流

団体としての交流がないため、会合や個人的な付き合いなどの際に他団体の代表者等と会う機会を生かし、情報交換等をしているなどの工夫をされている様子がうかがえました。

■伊奈町への要望

イベントなどの際に送迎して欲しい、会・団体のPRをして欲しい、グループホーム・福祉施設を誘致して欲しい、障がいのある人の利用にも配慮した災害避難場所を確保して欲しい、などの回答がありました。

(2)障害福祉サービス事業者ヒアリング

町内及び近隣市の障害福祉サービス事業者に対してヒアリング調査を実施し、25件の回答をいただきました。

Q1. 回答事業者の属性

項目	内容
回答団体数	25団体
サービス提供範囲	町内:14件 隣接市:17件 県内:6件
サービスの種類	7件: 生活介護 就労継続支援 B 型(非雇用型) 放課後等デイサービス 5件: 就労移行支援 計画相談 4件: 児童発達支援 3件: 就労定着支援 共同生活援助(グループホーム) 2件: 居宅介護、行動援護、短期入所(ショートステイ) 1件: 重度訪問介護、施設入所支援、自立訓練(生活訓練)、 その他: 移動支援、生活介護(共生型)、生活サポート、 家事援助、保育所等訪問支援、
障害区分 (○はいくつでも)	知的:17件 身体:15件 児童:11件 精神:10件 発達:10件 難病:3件
法人の種別 (○は1つ)	社会福祉法人:9件 株式/合同会社:8件 NPO 法人:7件 一般社団法人:1件

Q2. サービス利用者のニーズに対して、不足していると感じている分野はありますか。また、事業の継続性やサービスの質を確保・高めていく上で、取り組みたい分野はありますか。

設問	項目
課題の種類 (回答は下記に番号を記入)	7件: 複合的なサービス提供 6件: 障害の重症化・高度化への対応、様々な障害区分への対応 5件: 組織横断的なサービス提供体制 3件: 保護者など、利用者の周囲へのサービス提供 2件: 利用者への情報提供 1件: 選択などサービス利用支援 その他:4件
不足していると感じている分野	
主な回答 ○周辺の市よりも事業所が少なく選択肢が少ない。 ○医療・高齢介護サービスも必要としている利用者が増えている。 ○重複障がいや発達障がいの利用者の対応に苦慮することがある。 ○精神障害との重複障害への理解等が不足していると感じている。 ○明確に障がいとは判別できない方への情報提供が滞っていると感じる。	
取り組みたい分野	
主な回答 ○利用者・保護者のニーズに対して、包括的なサービス提供が行えるような取組をしていきたい。 ○家族との話し合いではなく、本人のニーズをくみ取ってサービスを決定できるように知恵を絞っていきたい。 ○発達障害や精神障害との重複障害のニーズに応えるため、職員の知識習得とスキルアップに取り組んでいきたい。 ○事業所選択のミスマッチを防ぐため、通所先としてわかりやすいように事業内容を表現したい。紙媒体のパンフレットだけでなく動画等も活用したものを検討したい。 ○地域の中で特性のある方が少しでも生活しやすいように、相談の場、お話の出来る場の確保に努めたい。 ○地域ごとでの福祉関係機関との親密な交流等の機会をもっと増やしていくこと ○20年後を見すえた、将来計画の充実。建物、設備の見直し。人員体制の見直し。 ○障がいを持っている子どもさんの保護者さんにも障がいを持っている人達が増えているのでいろいろな面でサポートをしてあげたい。 ○障害の重症化、高度化に拘らず、在宅を希望する利用者が安心、安全に自宅で過ごすことができるといいと考えている。	

Q3. 今後も事業を継続していく上で、取り組みたい課題はありますか。

設問	項目
課題の種類 (〇はいくつでも)	17件: サービスの質の向上 16件: 人材の育成・教育 15件: 人材の確保 11件: 利用者の満足度向上 9件: 収益性 5件: サービス提供量の拡大 4件: 施設・設備の増強 3件: 新しいサービスの提供
※上記で回答した課題について、状況をお書きください。	
<p>主な回答</p> <p>○利用契約に対して、精神的な理由から事業所を休みがちな利用者が多いことから、収益面からみて厳しくなりがちである。</p> <p>○採算性から臨時職員(時給制)を募集しても、なかなか応募がない。</p> <p>○価値観の違いや生育歴の違いによりその時代に合わせた職員への対応の難しさ</p> <p>○スタッフの情報不足もあり、利用者重視のサービスではなく、お手伝い感覚の内容をしてくる事もあるので、知識を身につけてもらい、基本のあるべきサービスに取り組んでいきたい。</p> <p>○重度化・高齢化にともなう支援困難ケースへの対応</p> <p>○資格者の確保</p> <p>○一回20名の来所者があると作業スペースが狭くなっている。</p>	
※上記で回答した課題について、どのように取り組んでいきたいかお書きください。	
<p>主な回答</p> <p>○仕事にやりがいを感じてもらうことから行い、楽しく働ける環境を整える。</p> <p>○こちらの募集条件にこだわり過ぎずに、柔軟に採用し、勤務していく中で、職場の状況などについて理解してもらうなどの試みをしていきたい。</p> <p>○職員の人材育成のため、職員の研修等を積極的に行うことでスキルアップを図っていきたい。</p> <p>○収益、サービスの質、人材(労務)、職場環境など、バランス良く向上させていかなければ、どれも解決できるものとは考えていないので、組織力のアップをしていきたい。</p>	

Q4. 行政や関係機関等へのご意見・ご要望等ありましたらお書きください。

主な回答

- 伊奈町は若い世代が多いとも聞いていますので、お子さんのうちから障がいのある人の働く、暮らす姿が身近にあると、ご自身が障がいを持った時にサービス利用にスムーズに結びついたり、偏見や誤解が少なくなると思います。共生社会が現実のものになるのではと願っています。行政機関と一緒にそのような将来像を思い描いていけたらと考えています。
- 計画相談への取組を行ってもらえたらと思います(計画相談を行っていない事業所へ行ってもらえるよう促す等、計画相談の負担の軽減)。他事業所との交流が図れる場があると、自然と役割分担が出来るようになると思いますので、そんな場があると、ありがたいです。
- 相談支援を利用していない方が多いことが気になります。色々な福祉サービスの情報や利用方法など、その児童に合ったものを提供できるのではと考えます。複数のデイサービスを利用している方も多く、相談支援が入ると、定期的に担当者会議なども開かれ、児童の療育について情報の共有ができるので、より良い支援ができることと思います。
- 重度の障がいがある方についても必要なケアを認めていただき、感謝している。
- 社会資源がなかなかないので(特に短期入所等)情報を教えていただきたい。
- 伊奈町に事業所が少ないと感じています。伊奈町の中に事業所が増えることで、障がいのある人が働き暮らしている姿を、伊奈町の人に身近に感じてもらいたいと思います。
- 実際の所、訪問介護に比べ(内容は同じ)障害は収益性が低い為、事業所継続を考えると、訪問介護を優先させていただいています。収益の事で何か考えて頂く事はできないのでしょうか。このままでは、障害事業をやめざるをえないと考えています。
- 優先調達推進に関連する事があれば積極的に連携していただきたい。
- 雨の日でも体を動かせる場所があるとうれしいです。学校などの体育館が利用しやすくなって欲しいです。
- 現在、使われていない部屋、倉庫、駐車場などがあれば利用させていただきたい。

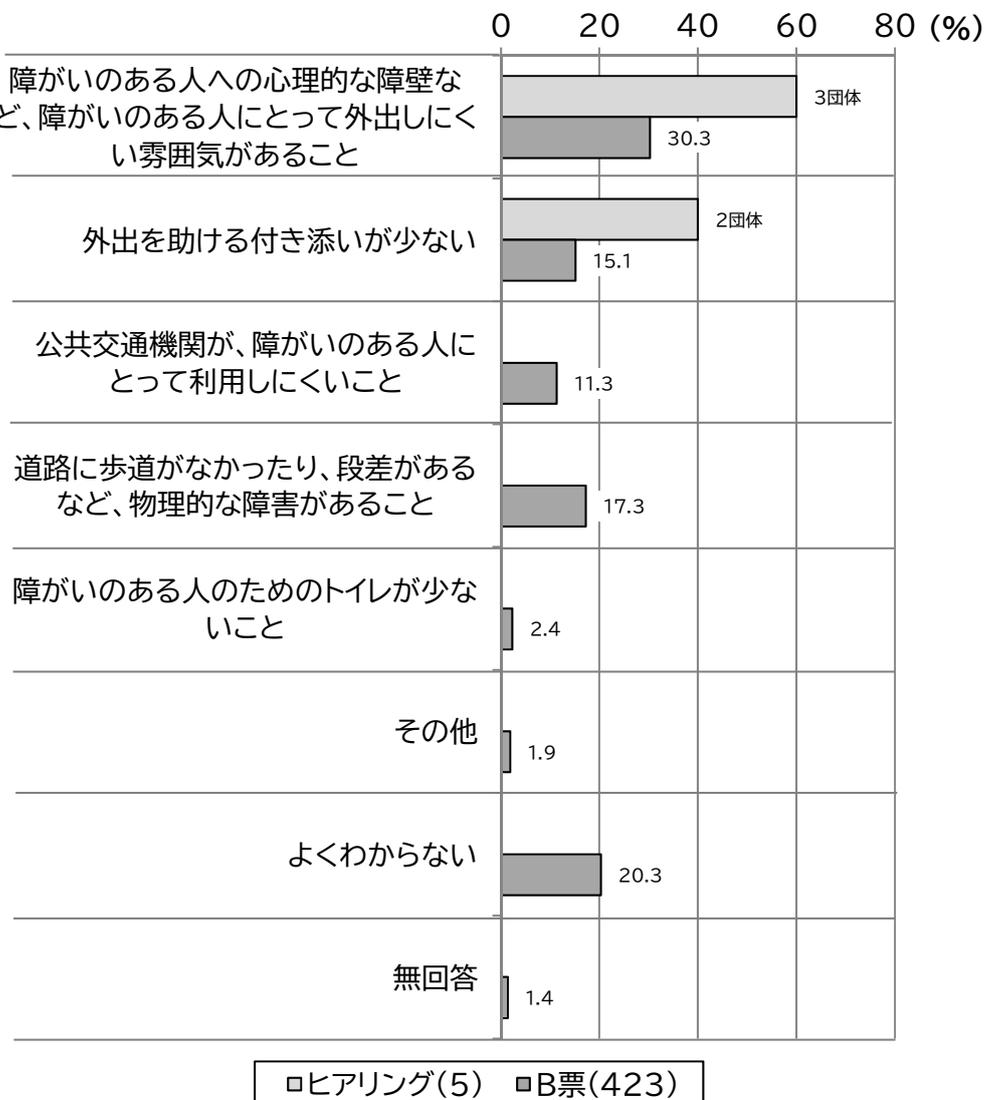
(3) 基幹相談支援センター・障害者生活支援センター調査

基幹相談支援センター・障害者生活支援センターに対してヒアリング調査を実施し、5件の回答を頂きました。

センター職員を専門家と考え、町民との間にどのような意識の違いがあるのかを見ることを目的として、A票・B票それぞれから抜粋した設問を設定しています。

①障がいのある人が社会参加する上での最大の障壁について

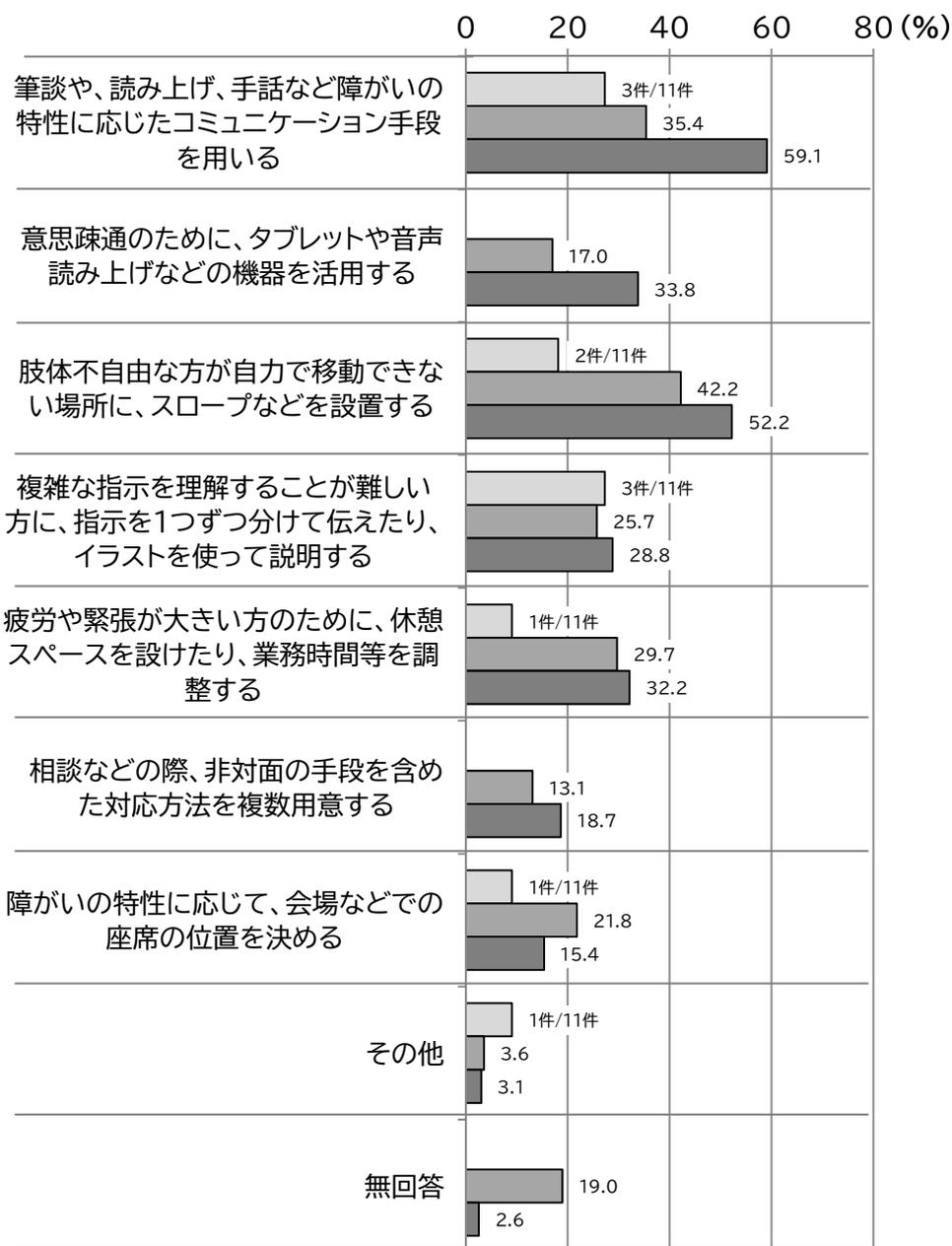
B票と比較すると、「障がいのある人への心理的な障壁など、障がいのある人にとって外出しにくい雰囲気があること」及び「外出を助ける付き添いが少ない」の割合が大きいという共通点はありますが、B票では「道路に歩道がなかったり、段差があるなど、物理的な障害があること」との回答も多いことがわかります。



※ヒアリングは回答数が少なく、割合では信頼性が低いため、回答数を表記しています。以下同様。

②障がいのある人に対する重要な配慮

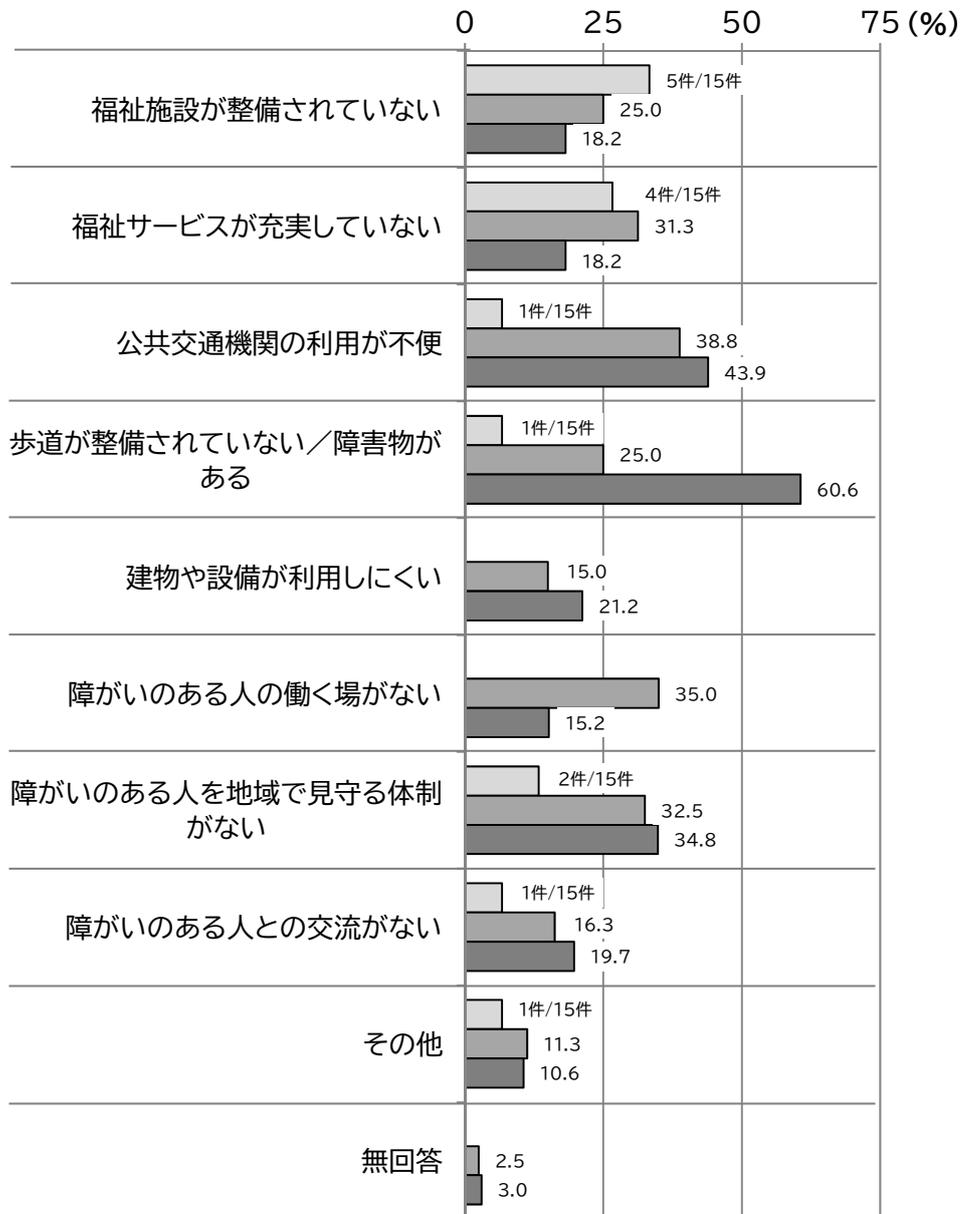
それぞれの調査において、「筆談や、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」が多くなっていますが、ヒアリング調査では「複雑な指示を理解することが難しい方に、指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを使って説明する」、A票及びB票では「肢体不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する」という回答も多くなっています。



□ヒアリング(5) □A票(495) ■B票(423)

③住みにくいまちと思う理由

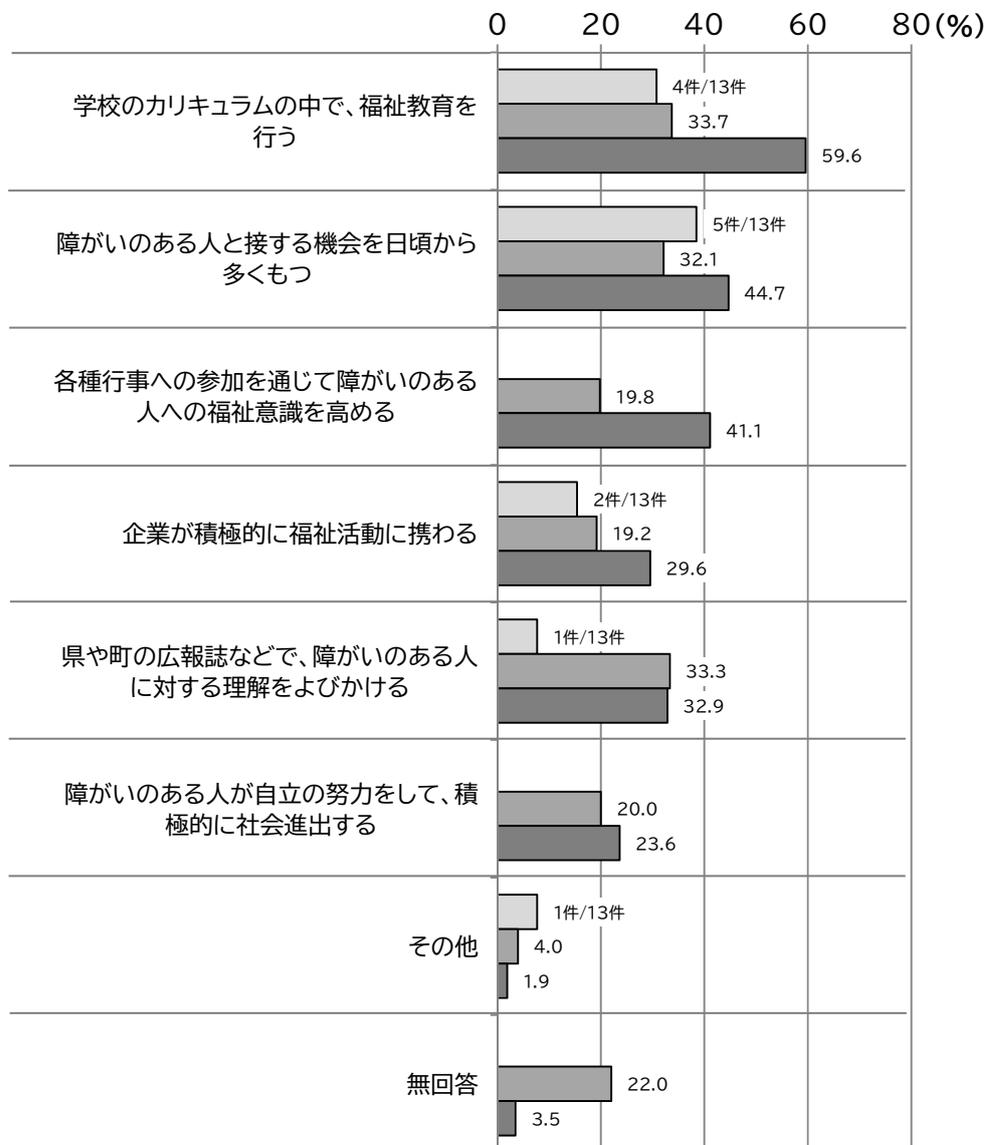
ヒアリング調査では「福祉施設が整備されていない」、A票では「公共交通機関の利用が不便」、B票では「歩道が整備されていない／障害物がある」がそれぞれ最も多くなっています。



□ヒアリング(5) □A票問49-2(80) ■B票問25-2(66)

④町民の理解を深めるために必要なこと

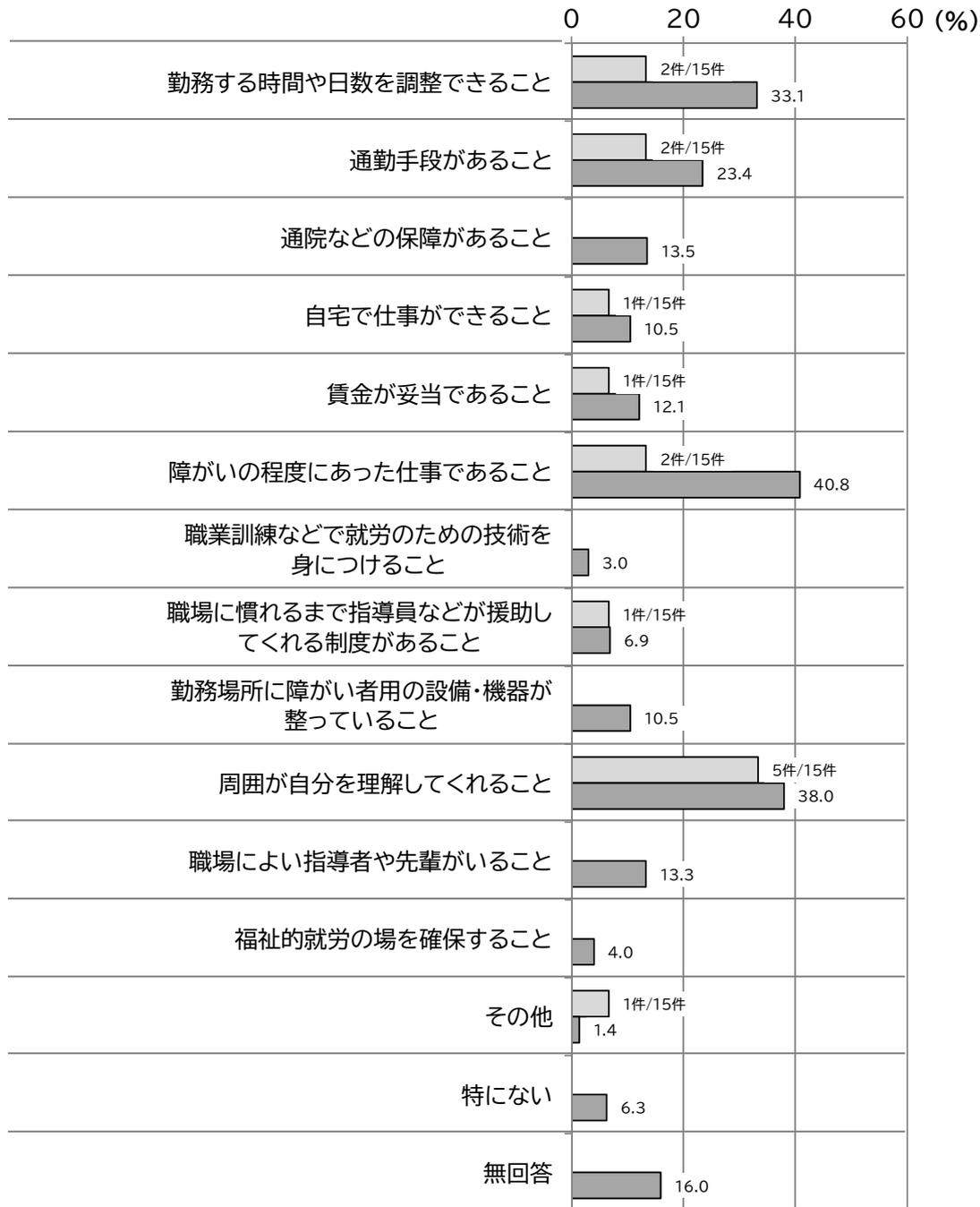
それぞれの調査において、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」及び「障がいのある人と接する機会を日頃から多くもつ」の割合が大きくなっている一方、A票及びB票にて「県や町の広報誌などで、障がいのある人に対する理解をよびかける」、B票にて「各種行事への参加を通じて障がいのある人への福祉意識を高める」も多くなっています。



□ヒアリング(5) □A票(495) ■B票(423)

⑤障がいのある人が働くための環境

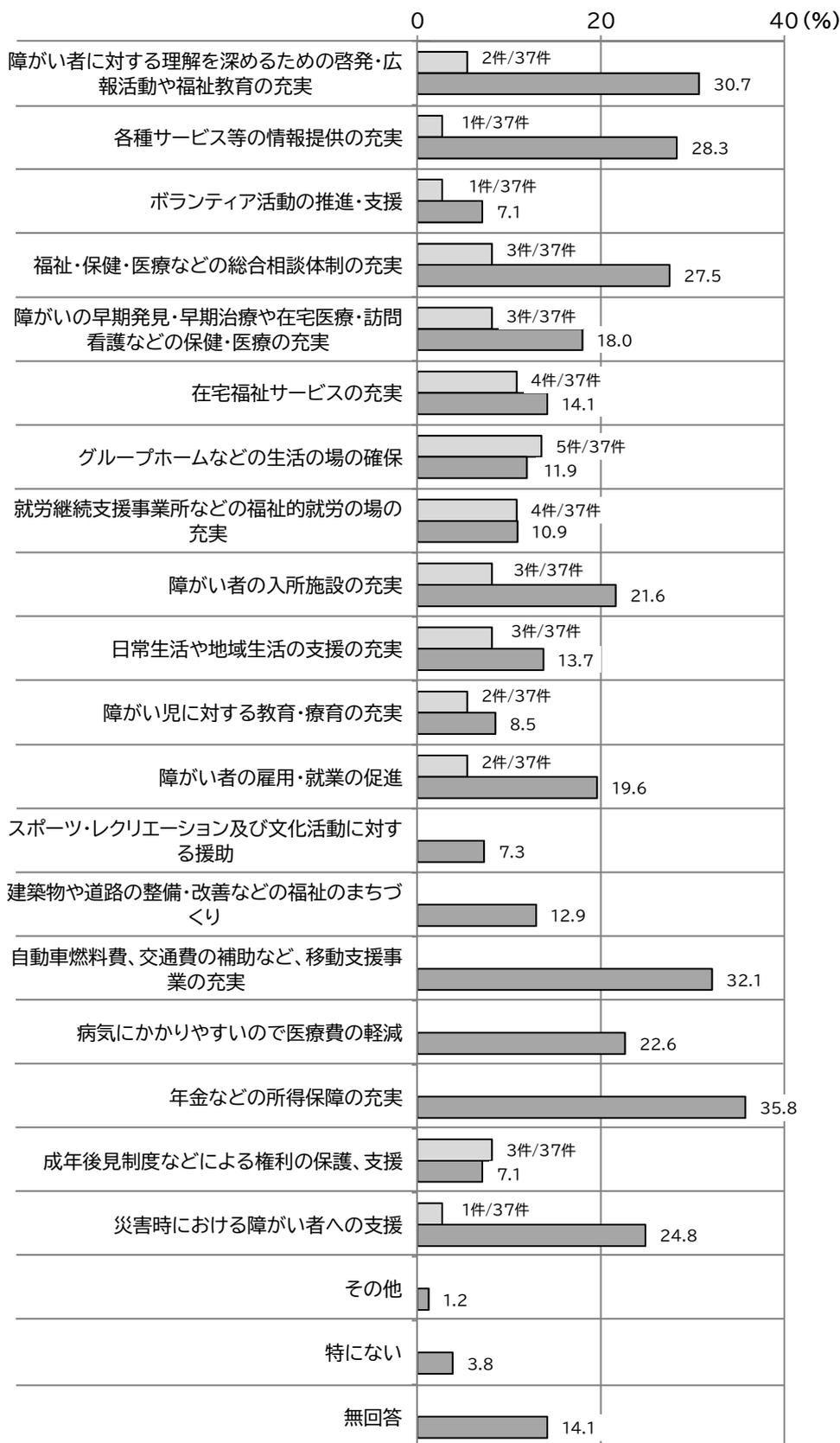
A票と比較すると、「周囲が自分を理解してくれること」が共通して多くなっています。



□ヒアリング(5) ■A票(495)

⑥力を入れてほしい取組

A票と比較すると、「在宅福祉サービスの充実」「グループホームなどの生活の場の確保」及び「就労継続支援事業所などの福祉的就労の場の充実」などが特に多くなっています。



□ヒアリング(5) ■A票(495)

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害の有無にかかわらず、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

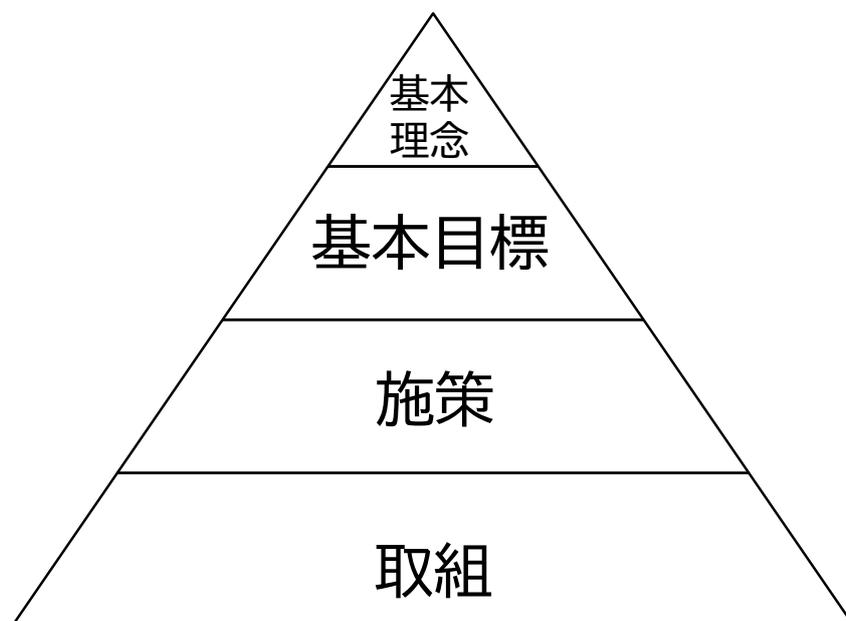
「伊奈町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」では、前計画で掲げた「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を踏襲し、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方針を定めるものとします。

共に生き 共に支えあう



第2節 基本的な考え方

基本理念を実現するために取り組むべき分野を基本目標、分野ごとの取組の方向性を施策、施策に対して具体的に行うことを取組として設定します。



第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	施策	取組
共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち	基本目標1 社会参加の 地域づくり	(1)障害に対する理解と啓発事業の推進	①啓発・広報活動の推進 ②障害に対する理解の促進
		(2)相談支援体制の整備	①総合的相談支援体制の充実 ②障害者相談支援事業の充実 ③ピアカウンセリングなどの実施
		(3)権利擁護の取組の充実	①権利擁護の推進 ②人権に関する啓発の促進 ③虐待防止に向けた意識啓発
		(4)交流環境づくりの推進	①地域における交流の促進 ②ボランティア活動の促進 ③コミュニケーションの円滑化
		(5)社会参加の促進	①社会参加の支援 ②移動支援の充実 ③スポーツ・文化活動の参加促進 ④助け合いによる暮らしやすさの実現
	基本目標2 医療・保健の 充実	(1)療育体制の充実	①早期発見・早期療育 ②母子健康診査・乳幼児健康診査の促進 ③相談事業の充実
		(2)健康診査・相談体制の充実	①健康診査の充実 ②健康教室・健康相談の充実 ③心の健康づくりの推進
		(3)保健・医療体制の充実	①予防医療の充実 ②障がい者医療の整備 ③リハビリテーションの充実 ④難病患者への支援
	基本目標3 障がい児の教育・育成施策の 充実	(1)障がい児支援の充実	①障がい児保育の推進 ②療育相談・就学相談等の充実 ③障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進
		(2)学校教育の充実	①教育内容の充実 ②教育支援の充実 ③教職員研修の充実 ④教育相談体制の充実
		(3)放課後児童対策の推進	①放課後児童対策事業の充実 ②放課後等デイサービスの充実
	基本目標4 就労支援の充実	(1)就労環境の充実	①就労環境の整備 ②雇用の促進と就労定着の支援 ③福祉的就労の促進
		(2)就業能力の開発の充実	①就業・雇用の相談支援 ②就業能力開発の推進
	基本目標5 安全で快適な まちづくり	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	①公共施設の整備 ②道路環境の整備 ③公共交通機関の利用促進 ④住宅環境の整備 ⑤情報のユニバーサルデザイン
		(2)防犯・防災体制の整備	①防災体制の整備 ②災害時関係機関の連携 ③災害時対策の強化 ④防犯対策の推進
	基本目標6 障害福祉サービ ス等の充実	(1)障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	①福祉サービス等の全体像 ②令和5年度の数値目標 ③障害福祉サービス等の見込量 ④障害児福祉サービス等の見込量等 ⑤地域生活支援事業 ⑥その他サービス

第4章 障害者計画

基本目標1 社会参加の地域づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるようなまちづくりを進めます。

そのために、障害や障がいのある人についての正しい知識や理解をさらに深めることとし、さまざまな機会を捉えて家庭や地域社会において広報・啓発活動やボランティア活動を推進します。

また、障がいのある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援や生涯学習の機会の確保を図ります。

(1)障害に対する理解と啓発事業の推進

◆現状と課題◆

アンケート調査及びヒアリング調査では、障がいのある方に対する町民の理解を深めるために必要なこととして、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」及び「障がいのある人と接する機会を日頃から多くもつ」の回答が共通して多くなっています。

障がいのある人が安心して暮らせる地域となるためには、地域の住民が障害や障がいのある人への正しい知識を身につけ、障がい者福祉の意義を理解することが大切です。それらを実現するためには、意義を理解するための各種啓発・広報活動をはじめ、学ぶための環境づくり、障がいのある人との交流を通じた知る機会の促進などによる、障がいのある人にとって温かさを感じる地域づくりが必要です。

◆伊奈町の取組◆

①啓発・広報活動の推進

広報いなやホームページなどを通じて、障害者週間、発達障害啓発週間、障害者差別解消法、障害者虐待防止法などについて広報・啓発活動を行い、町民へのノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解の促進を図ります。

また、ホームページを活用し最新情報を発信することにより、地域で生活する障がいのある人や福祉活動に取り組む人々への情報提供の充実を図ります。

ノーマライゼーション:

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

②障害に対する理解の促進

子どものころから障害や障がいのある人への理解を深められるよう、小中学校において、障がいのある人との交流や共同学習、ボランティア活動などの福祉体験・インクルーシブ教育を推進します。

また、障がいのある人が地域の理解や配慮を受けることができるよう、補助犬、ヘルプマークなどの普及啓発を行い、障害や障がいのある人への理解を促進します。

インクルーシブ教育：

障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶ仕組みのこと。

(2)相談支援体制の整備

◆現状と課題◆

手帳の交付や更新などに関わる各種手続きや利用するサービスに関することなど、障がいのある人やその家族が必要とする支援をするためには、専門的な知識が必要となります。特に家族形態や価値観、生活環境が多様化している現在、障がいのある人やその家族特有の問題もまた複雑化・多様化してきていることから、様々な課題を丸ごと受け止められる総合的な相談体制が求められています。

また、アンケート調査では、不安や悩みの相談相手として、「家族」が最も多くなっている一方、「公的な相談窓口」の回答は少ないことから、気軽に相談してもらえる体制づくりなどが今後の課題です。

◆伊奈町の取組◆

①総合的相談支援体制の充実

障がい者手帳制度、補装具、経済的支援等の各種制度に関する情報の提供や、障害福祉サービスの利用支援、将来の不安など障がいのある人やその家族に対して適切な相談支援ができるよう、研修に積極的に参加し、専門的な知識向上に努めます。また、障害者生活支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関との連携のさらなる強化・充実に促進します。

②障害者相談支援事業の充実

令和2年4月から上尾市、桶川市、伊奈町の2市1町が共同で、障害者生活支援センター(相談支援センター)を5か所設置し、相談支援体制を強化しました。障がいのある人や障がいのある児童の保護者がより身近なセンターで気軽に様々な相談をすることができるようになりました。

また、令和2年5月には、地域の相談支援体制の中核として、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを設置しました。上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会とともに、相談支援体制や関係機関との連携体制の充実・強化に努めます。

③ピアカウンセリングなどの実施

ピアカウンセリングの一環として、障がいのある人自身やその家族が、身体障害者相談員・知的障害者相談員として、障がいのある人やその家族からの相談に応じています。今後は、精神障がいのある人のピアカウンセリングの実施を検討します。

ピアカウンセリング：

障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人の相談に応じ問題解決を図ること。

(3)権利擁護の取組の充実**◆現状と課題◆**

判断能力等に課題のある障がいのある人の場合、消費者被害などに遭うリスクや不適切な金銭の使い方により財産を遺失してしまうリスクなどが高く、日常的な契約行為、適切な福祉サービスを取捨選択することなども困難です。

このような障がいのある人等の財産や権利を守り、適切な契約行為を支援するための権利擁護サービスとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、障がいのある人にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。アンケート調査では、成年後見制度の認知度について、療育手帳所持者の4割強が「名前も内容も知らなかった」と回答しています。

社会全体が高齢化している現在、障がいのある人の親もまた高齢化していることから、親亡き後の地域生活において、権利擁護サービス及び財産管理支援の必要性は高まっており、さらに知的障がいのある人にとっては、特に必要なサービスであると考えられます。これらを見据えて、権利擁護に関わる制度を広く周知し利用を促進していくことで、親亡き後の不安を解消していく取組が必要です。

また、障がいのある人に対する虐待は、表面化しにくく、発見が遅れる可能性があります。地域住民や障がい者施設関係者等が虐待防止の意識を高め、発見・通報しやすくする仕組みづくりが必要です。

◆伊奈町の取組◆**①権利擁護の推進**

障がいのある人の権利や財産の保全を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努めます。また、町内在住の、判断に支援が必要となる知的障がい者・精神障がい者、高齢者等について、成年後見制度の利用促進を図るため、申立て費用の一部を補助します。今後、専門職による専門的助言等の支援や地域連携ネットワークのコーディネート等を担う機関である中核機関を新たに設置し、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進に努めます。

また、障害者差別解消法についての周知を促進し、障害を理由とする差別を受けることのない地域を目指します。

②人権に関する啓発の促進

障がいのある人をはじめ、女性、子ども、高齢者、同和問題などの人権課題を解消するためのリーフレットを作成し、町総合文化祭や人権週間に合わせて配布し、啓発を推進します。

③虐待防止に向けた意識啓発

5か所の障害者生活支援センターは、障がい者虐待の通報窓口となる虐待防止センターとしての機能も有しており、虐待を受けた本人や、その家族への支援を行っています。引き続き、虐待防止センターや埼玉県虐待通報ダイヤルの周知を図ります。

また、障がいのある人に対する虐待が発生する背景として、障害に対する周囲の理解不足や人権意識の欠如などが挙げられているため、障がいのある人の権利や虐待防止に関する周囲への意識啓発に努めます。

埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」（つながらない場合 ☎048-762-7533）

早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の通報を24時間365日受け付けています。

(4)交流環境づくりの推進

◆現状と課題◆

広く住民に障害や障がいのある人についての理解を深めてもらうには、広報等による周知・啓発などが必要ですが、より深い理解を促進するためには、障がいのある人と接する機会をもつことも大切です。また、こうした機会は、障がいのある人にとっても社会参加のきっかけにもなります。そのため、障がいのある人もない人も地域で気軽に交流できるような場づくりが必要となっています。

障害福祉関連団体ヒアリングでは、活動内容として、交流活動やイベントでの啓発活動、福祉イベント等への参加などの回答があることから、交流環境づくりとしてこうした活動を支援していく必要があります。

障がいのある人が身近な地域で安心して生活し、充実した社会生活を送るためには、公的なサービスだけでは対応できないような、個々のニーズに合った支援体制が必要となります。そのためには、障がい者団体やボランティア団体等をはじめとする地域の人たちが、多様な活動を実践していくことが求められています。

ボランティアに関する情報の提供や、ボランティア養成講座の開催による人材育成に努めていますが、ボランティアの高齢化が課題となっており、新たな人材の発掘やニーズに合った、養成講座の開催を検討していく必要があります。

さらに、アンケート調査では、ボランティア活動をはじめするのに必要な条件として、「活動についての十分な情報提供」「指導してくれる人がいること」などの回答が多い結果となっています。このことから、ボランティア活動に関する情報提供の推進や講習会などを通じた指導を受けられる環境づくりが必要です。

また、本町では、平成30年度に「伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例」を制定しました。手話が一つの言語であり、手話を必要とする人が安心してコミュニケーションをとることがで

きるよう、広く町民の理解を求めるものですが、アンケート調査では、「知っていた」の割合がA票・B票ともに10%未満となっており、今後周知・啓発を進めていく必要があります。

◆伊奈町の取組◆

①地域における交流の促進

障がい者団体や福祉施設、社会福祉協議会などが行う地域との交流事業や、町のイベント等への福祉施設の出店を支援しています。また、公園へのユニバーサルデザインの遊具の設置や、農福連携イベントなど広く町民に楽しんでもらえる場を設けることで、身近な地域において障がいのある人もない人も、共に参加し交流できる活動・場づくりを推進します。

②ボランティア活動の促進

社会福祉協議会で地域のボランティア活動のネットワークを進めるとともに、身近な所でボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談、情報提供や啓発活動を行います。また、ボランティアに関する各種講座・講習会等を開催し、新規ボランティアの発掘と育成に取り組むとともに、講座受講者にボランティア団体を紹介するなど、人材確保に向けた取組を行います。

③コミュニケーションの円滑化

役場の窓口では、手話や筆談、拡大文字、コミュニケーションボードの利用など様々な障がいのある人に配慮したコミュニケーション方法に対応できるよう努めていきます。

手話や伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例についての啓発を促進します。また、聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が、社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣の利用促進を図るとともに、聴覚障がいのある人への理解を深め、手話でコミュニケーションをとることができるよう、手話講習会を開催します。

さらに、マイクの音声を補聴器に直接送り込む磁気ループの貸出を行い、聴覚障がいのある人との交流を支援します。

(5)社会参加の促進

◆現状と課題◆

障がいのある人もない人も、地域で自分らしく暮らしていくためには、地域社会に積極的に関わっていくことが必要です。

障がいのある人が地域で自立した生活や社会活動を行うためには、必要な移動手段、特に公共交通機関が確保され、さらにそれらが使いやすいように配慮されていることが大切です。そのため、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、利便性の向上、安全対策の充実などを押し進めていく必要があります。また、一般的な道路など、公共交通機関以外の場所においては、交通安全対策も大切です。

また、外出に支援が必要な人も、移動支援をはじめとした各種障害福祉サービスや運賃割引など外出に関する経済的支援制度をうまく利用することで、より積極的な社会参加が可能となることから、これらの事業の提供体制の構築・維持、利用支援などを進めていく必要があります。

さらに、見守りなどをはじめとした、周囲からのちょっとした支援があることで、自立した生活や社会活動はより安全に行うことができます。また、障がいのない人にとって、障がいのある人を知り、関わりを持つ機会ともなり得ることから、地域での見守りや支援を推進していくことが大切です。

◆伊奈町の取組◆

①社会参加の支援

障がいのある人やその家族の社会参加を促進するために活動している、障がい者団体を支援します。また、障害福祉サービスや地域活動支援センターの利用を促進し、障がいのある人の日中の活動を支援します。

また、安心して外出できるよう交通安全対策の推進に努めるとともに、公共交通機関については、関係機関とともに利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを求めています。

②移動支援の充実

屋外での移動に支援が必要となる障がいのある人が、自立した地域生活と社会参加を実現できるよう、運転免許取得や自動車の改造、燃料費や福祉タクシー利用料金の助成、移動支援事業や生活サポート事業の利用促進、チェアキャブの貸出事業の実施等、外出のための移動手段を確保できるよう支援します。

また、町内循環バス「いなまる」は、障がいのある人と介護者は無料で乗車することができますが、さらに、ノンステップバスを導入してより安全に乗降できるようにするなど、身近な移動手段として利便性の向上を図っています。

③スポーツ・文化活動の参加促進

スポーツ・レクリエーション大会などに、より多くの障がいのある人が参加し、障がいのある人もない人もともに交流できるよう、情報提供の拡充やスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

講演会や各種講座などへの参加を促し、より多くの方が学習活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。また、聴覚障がいのある人も参加しやすいよう、講演会等に磁気ループや手話通訳を配置するよう努めます。

④助け合いによる暮らしやすさの実現

障がいのある人が、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の見守り体制の強化を促進していきます。

また、外出時に見守りの支援等が必要となる障がいのある人や高齢者などが行方不明となった場合でも、早期に発見される仕組みづくりを推進します。

さらに、自らごみを集積所に持ち出すことが困難な障がいのある人や高齢者の安否確認を行う戸別収集事業を、地域と連携して推進します。

基本目標2 医療・保健の充実

疾病の中には、障害の原因となるものもあります。また、障がいのある人は障がいのない人よりも疾病による影響が大きいと考えられることから、疾病の予防、早期発見・早期療育・早期治療の体制づくりは、障がいのある人の健やかな暮らしを支えていく上で最も重要な課題の一つです。

また、健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障害の予防への対応など、乳幼児期から中高年齢期にいたる各ライフステージに応じたきめ細やかな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

さらに、平成31年3月に「伊奈町自殺対策推進計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念として自殺対策を進めており、心の健康づくりをさらに推進していきます。

(1)療育体制の充実**◆現状と課題◆**

幼少期における言葉の遅れなどは、早期に発見されればされるほど、早期に対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児の各健康診査を通じて、障害の原因となる疾病等を早期に発見し、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。

◆伊奈町の取組◆**①早期発見・早期療育**

健康診査・相談支援及び訪問指導を実施し、育児支援と病気や障害の早期発見・早期対応に努め、適切な療育指導へとつなげていきます。

②母子健康診査・乳幼児健康診査の促進

母子健康診査の充実を図るとともに、妊婦に健康診査の受診を促し、健康管理を図ります。

また、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施するとともに、適切な指導の実施に努めます。

③相談事業の充実

乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施しており、心身の健康の相談など各種相談に対応できるよう、今後も相談指導体制の充実を図ります。

(2)健康診査・相談体制の充実

◆現状と課題◆

町では、生活習慣病予防や健康管理を目的として各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病などについて気軽に相談し、栄養指導や運動指導を受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、近年は自殺が社会問題となっています。原因は複合的・多様であるとされていること、早い段階からの気づきが必要とされていることから、それに合わせた支援体制やゲートキーパーの養成などが重要な課題となっています。

ゲートキーパー：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

◆伊奈町の取組◆

①健康診査の充実

健康診査及びがん検診が、疾病の早期発見や予防につながるよう、実施方法の充実や健康診査機関の拡大を検討します。

②健康教室・健康相談の充実

病態についての正しい知識の普及を図り、自ら疾病の予防に努められるよう、生活習慣病予防や病態別の健康教育を実施します。また、生活習慣病の予防を中心に、生活習慣の改善に向けた健康管理を支援するとともに、相談事業を充実させます。さらに、今後はさまざまな機会をとらえて、疾病の予防や早期発見に役立つ正しい知識の普及を図ります。

③心の健康づくりの推進

心の健康づくり及び心の相談体制の強化に努め、精神疾患の予防と早期対応を推進します。特に、自殺対策に関して、関連機関等との連携を強化します。さらに、住民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材の育成、自殺対策に関連した啓発と周知を図ります。

また、精神障がいのある人の地域社会への円滑な移行を促進するため、地域住民の精神障害に対する理解を深め、精神障がいのある人が安心して地域生活を送れるような社会づくりを目指します。

(3)保健・医療体制の充実

◆現状と課題◆

障がいのある人は、障がいのない人よりも医療の必要性が高いことから、安心して暮らしていくためには、地域に充実した医療体制が確保されていることが大切です。そのため、医療費の助成や自立支援医療などによる支援、気兼ねなく往診を頼める医療機関の確保、身近に診療してくれる医療機関の設置などの取組が必要です。

◆伊奈町の取組◆

①予防医療の充実

がん・心臓病・脳血管疾患等をはじめとした生活習慣病の早期発見・予防のため、各種健診・検診の充実を図るとともに、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促進します。

さらに、生活機能の低下予防のため、要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防事業を実施します。

②障がい者医療の整備

身体の障害の軽減や機能回復、また精神障がい者の社会復帰を支援するため、自立支援医療制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)の利用支援を推進します。また、各種医療費の助成の利用を促進し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

また、電話での119番通報が困難な障がいのある人や高齢者が緊急時に通報できるよう、緊急通報システムやFAX119・NET119の周知を図るとともに、制度の充実に努めます。

さらに、関係機関相互の連携により、広域に対応できる救急医療体制の充実を目指します。

③リハビリテーションの充実

医療機関等と連携し、障がいのある人が、機能訓練等のリハビリテーションにより自立した日常生活や社会生活のために必要な訓練を速やかに受けられるよう支援します。

④難病患者への支援

保健所や医療機関等と連携し、難病患者が必要な障害福祉サービスを利用できるよう相談支援体制の強化を図ります。また、医療費の助成制度の周知を図り、経済的な負担軽減を促進します。

基本目標3 障がい児の教育・育成施策の充実

障がいのある児童が安心して地域の中で生活できるよう、支援していく必要があります。また、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。

そのため、障がいのある児童やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、子育て、福祉、保健、教育等の関係機関が連携しニーズに応じた支援を推進します。

(1)障がい児支援の充実

◆現状と課題◆

障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立することを支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。

療育や就学などの相談、指導については、乳幼児期から保育所や幼稚園及び医療機関などの関連機関と連携し、障がいのある児童や保護者を継続して支援していく必要があります。併せて、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズが高まっていることから、適切な利用を支援する必要があります。

また、障がいのある児童が保育園や幼稚園を利用しやすいようにするため、施設整備の支援や保育施設の運営の助成を行っていくとともに、保育士など障がいのある児童の保育に関わる人材を育成していくことが必要です。

◆伊奈町の取組◆

①障がい児保育の推進

障がいのある児童の受け入れを推進していくための助成と適切な支援方法の指導を行い、人材育成を促進します。また、障がいのある児童が利用しやすいよう、施設整備の支援に努めます。

また、障がいのある児童の発達段階に応じた療育と保育を一体的に実施することで、社会性を培いながら心身の発達を促し、専門職による療育指導や保護者のニーズに合わせた助言を行うことで、療育の充実を図ります。

②療育相談・就学相談等の充実

発達に関する保護者の心配や悩みについての相談体制の充実を図り、課題を早期に発見し、早期療育につなげていきます。

また、関係機関の連携を強化し、障がいのある児童やその家族のニーズやライフステージに応じた支援の充実を図ります。特に、小学校への就学にあたっては、就学説明会の開催等を通じて、十分な情報提供を行い、保護者の進路決定を支援します。

③障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進

一人ひとりが発達に応じた適切なサービス事業所を利用できるよう、障害児計画相談支援事業者との連携を図り、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービスの利用促進を図ります。

(2)学校教育の充実**◆現状と課題◆**

障がいのある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、地域で共に学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害の特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

特に、発達障害や、障害の重度・重複化、多様化に対応した支援が求められています。そのためには、教職員が障がいのある児童生徒及び特別支援教育への理解を深め、支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査及びヒアリング調査では、障がいのある方に対する町民の理解を深めるために必要なこととして、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」の回答が共通して多くなっており、学校教育における福祉教育への期待は高まっていると言えます。障がいのある児童と障がいのない児童がお互いへの理解を深め、社会の一員としての仲間意識が持てるよう、インクルーシブ教育を推進していく必要があります。

◆伊奈町の取組◆**①教育内容の充実**

障がいのある児童生徒一人ひとりの状況や特性等に応じた指導・支援を行うとともに、ことばの教室や発達障害・情緒障害通級指導教室における指導の充実を図ります。

また、障がいのある人への理解を深められるよう、交流、共同学習、福祉体験を推進するとともに、ボランティア活動に関する基礎的な知識の習得や、ボランティア活動の体験を通じたインクルーシブ教育を実施できるようにします。

②教育支援の充実

特別支援教育支援員や特別支援学級介助員を配置し、一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導を行います。

さらに、校内や福祉、医療等の関係機関との連携調整役として特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒やその保護者のニーズに適切に対応します。

経済的な支援として、障がいのある児童生徒を対象に、保護者等の所得に応じて特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者の負担軽減を図ります。

③教職員研修の充実

一人ひとりの児童生徒に合った教育が行えるように、教職員に対する特別支援教育研修を実施し、資質の向上を図ります。

④教育相談体制の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実を図り、適切な指導や教育が行えるよう、専門的教育機関や、福祉、医療などの関係機関との連携強化に努めます。また、本人だけでなく保護者も支援できる体制の整備に努め、社会的・経済的な自立も視野に入れた指導を行っていきます。

(3)放課後児童対策の推進

◆現状と課題◆

仕事と子育ての両立を図る家庭が増える中で、障がいのある児童に安全で豊かな放課後を保障する必要性がますます高まっています。引き続き児童クラブや放課後等デイサービスの充実を図る必要があります。

◆伊奈町の取組◆

①放課後児童対策事業の充実

児童クラブにおいて障がいのある児童にも対応できるよう、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組みます。

②放課後等デイサービスの充実

障がいのある児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた放課後等デイサービスの利用促進を図ります。

基本目標4 就労支援の充実

障がいのある人が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、自己実現や生きがいのある生活を送るためにも重要です。

そのため、さまざまな支援制度の活用を図りながら、行政や民間事業所での雇用を積極的に促進し、就業の拡大に努めます。

また、一般企業などへの就職が困難な障がいのある人への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、障がいのある人が就業や通所を安定的に続けていくための支援に努めます。

(1)就労環境の充実

◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域でさまざまな組織が連携し、障がいのある人の就労を支援していくことが重要です。一般企業への就労だけではなく、就労意欲を持つ障がいのある人がその適性と能力に応じて就労できるように、多様な就労の場の確保が課題となります。

また、アンケート調査及びヒアリング調査では、障がいのある人が働くための環境として、共通して「周囲が自分を理解してくれること」が多くなっており、意識の啓発等を今後もより一層推進していく必要があると考えられます。

今後も障害の状態や特性を企業へ周知し、就職した障がいのある人が職場に適応して就労継続できる環境づくりを推進する必要があります。

◆伊奈町の取組◆

①就労環境の整備

ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの障がい者雇用に関わる機関や、就労移行事業所などの就労訓練を行う障害福祉サービス事業所との連携を図り、就職を希望する障がいのある人が、本人やその障害の特性を理解した職場に就労できるよう支援します。

②雇用の促進と就労定着の支援

町は、民間事業者に率先して障がい者雇用に取り組む必要があることから、積極的に障がい者雇用について検討します。

また、民間企業に対しては、ハローワークと連携し、障がい者就職面接会や障がい者雇用に関する企業への助成制度についての情報提供に努めます。

さらに、就職後の生活面での支援や雇用主との連絡調整を行う就労定着支援事業の積極的な利用を支援します。

③福祉的就労の促進

特別支援学校や障害者就業・生活支援センターと連携し、卒業後の進路決定の支援を行います。また、働く意志がありながら一般就労が困難な障がいのある人が、身近な就労継続支援事業所に通所できるよう、事業所の整備促進を図るとともに、その積極的な利用を促進します。

また、物品の購入や委託について障害福祉事業所へ優先的な発注を行ったり、町のイベント等への障害福祉事業所の出店の機会を提供したりするなど、障害福祉事業所での工賃向上に資する取組を推進します。

(2)就業能力の開発の充実

◆現状と課題◆

障がいのある人それぞれの特性に合った仕事が提供されることはもちろん必要ですが、障がいのある人自身も職業能力を開発し、育成する、という考え方も重要です。

また、アンケート調査では、障がいのある人が働くために必要なこととして、「障がいの程度にあった仕事であること」の回答が多くなっています。

そのため、今後も、障がいのある人の雇用につながるよう、就労・雇用支援関係機関や障害福祉サービスに関する情報提供を一層推進し、障がいのある人の職業能力の開発、育成に取り組む必要があります。

◆伊奈町の取組◆

①就業・雇用の相談支援

障がいのある人の職業的・社会的自立の促進を図るため、地域を管轄するハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携により、就労相談や障がいのある人の生活に合った支援を行います。

②就業能力開発の推進

障がいのある人個々の障害の程度に応じた就労を促進するため、職業訓練関係機関が行う職業能力開発や職業リハビリテーションに関する情報提供の充実を図ります。

基本目標5 安全で快適なまちづくり

障がいのある人はもとより、誰もが安心して快適な生活を送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、障害の特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境施設の整備・改善に努め社会参加への促進を図ります。

また、障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院など地域の各種施設などに、すべての人が利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

公共施設、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置など、引き続き整備していく必要があります。

また、アンケート調査及びヒアリング調査では、障がいのある人に対する重要な配慮について、「筆談や、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」が多くなっており、移動等に関するものだけでなく、情報についてのユニバーサルデザインへの要望も高まってきています。

◆伊奈町の取組◆

①公共施設の整備

公共施設の新設や改修の際には、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリーに配慮した整備を推進します。また、公園の整備においても、すべての人が安心して利用できるようバリアフリー化を推進します。

②道路環境の整備

障がいのある人が安全に安心して通行できるよう、歩道の整備や段差などの解消を図り、生活環境及び利便性の向上を図ります。

③公共交通機関の利用促進

利用者の利便性と安全を図るため、新都市交通各駅のバリアフリー化を進め、5駅のうち4駅においてはエレベーターを設置しました。エレベーターの設置されていない志久駅についても駅利便性の向上に努めます。

また、町内循環バス「いなまる」を2台体制に増便し、運行ルートの見直し、運行時間帯の延長、ノンステップバスの導入等により、一層の利用促進を図っています。

④住宅環境の整備

重度の障がいのある人の住宅を障害に応じ使いやすく改善する場合の費用の一部を補助し、よりよい住環境の整備の促進に努めます。

また、町営住宅及び県営住宅への優先入居等について情報提供を行い、障がいのある人の住居確保を支援します。

⑤情報のユニバーサルデザイン

役場の窓口では、手話や筆談、拡大文字、コミュニケーションボードの利用など、様々な障がいのある人に配慮したコミュニケーション方法に対応できるよう努めていきます。

また、広報いなに使用するフォントに、読みやすいユニバーサルデザイン書体を使用したり、町ホームページの記事にふりがなをつける機能を用意し、動画に字幕をつけたりするなど、誰もが情報を得やすくなるよう取り組んでいきます。

さらに、社会福祉協議会で、ボランティアの協力を得て視覚障がいのある人を対象にした「広報いな」や「いな社協だより」などの広報紙の朗読テープの作成・配布を引き続き行います。

(2)防犯・防災体制の整備

◆現状と課題◆

近年、各地で豪雨や台風が多発しており、大きな被害を与えるものもあることから、多くの
人にとって自然災害に対する不安が増大しています。

地域には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など、災害時に特に配慮を要する人が
います。また、災害等が発生したときや発生する恐れのあるときに、自ら避難することが困難で
避難に支援を要する人がいます。

さらに、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がいのある人が地域社会において安全に
安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

◆伊奈町の取組◆

①防災体制の整備

防災マップの全戸配布や防災に関する広報などにより、町民全体の防災意識の高揚を図る
とともに、地域防災計画改訂にあたり、障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊婦など、災害時に
おいて特に配慮を要する人への支援について検討します。

②災害時関係機関の連携

災害時に限らず、地域の活動においては、自治会、自主防災組織と民生委員・児童委員の連携
が重要であるため、日頃から情報交換や打ち合わせなどを行い、災害時の役割分担や避難誘
導・援助の方法、定期的な見守り活動等についての連携・協力体制の構築・確立に努めています。

③災害時対策の強化

災害時に支援を要する人の避難支援体制を整えるため、避難行動要支援者避難支援プラン
を作成しています。個別に支援が必要な人については、本人の申請に基づき避難行動要支援
者名簿に登録し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署等の関係機関
が名簿を管理することで、災害時に安否確認や避難支援を行えるよう体制を整えています。

また、福祉避難所の協定を結んでいる施設と連携し、避難所開設訓練などの訓練を実施し、
災害時に備えます。

福祉避難所：

指定避難所などへの避難や指定避難所での生活が困難な障がいのある人や高齢者の
受け入れを行います。町が災害後の被害状況や利用状況などを確認した上で、受け入れ
の支援を行いますので、発災直後に直接避難することはできません。

④防犯対策の推進

知的障がいや精神障がいのある人の中には、振り込め詐欺や訪問販売等の被害に遭いや
すい人もいることから、関係機関と連携した防犯対策を推進し、犯罪被害等を防ぎます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

(基本目標6 障害福祉サービス等の充実)

第1節 福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、障がいのある人それぞれの、障害の程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、支給決定が行われる自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の人々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置づけられています。



第2節 令和5年度の数値目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

<p>◎国の基本指針</p> <p>令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>
<p>○県の考え方</p> <p>地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》</p> <p>本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

■数値目標

項目	令和元年度末 実績	令和5年度末 目標	備考
施設入所者数	29人	—	県と同様の理由により、目標値は定めない
地域生活移行者数		2人	地域生活への移行割合6.9%

■目標達成に向けた方策

- 地域で自立した生活が送れるよう、サービス等の情報提供を積極的に行っていきます。
- グループホームの開設に向けた支援を行い、居住の場の確保を図ります。
- 啓発活動を通じて、地域における障害や障がいのある人への理解促進を図ります。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◎国の基本指針

- ①平均生活日数に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ②別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③退院率に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

○県の考え方

国基本指針のとおり

■数値目標【埼玉県が設定】

■目標達成に向けた方策

- 目標達成のため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(☞第3節(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

(3)地域生活支援拠点等の整備

<p>◎国の基本指針 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○県の考え方 国基本指針のとおり</p>

■数値目標

項目	令和元年度末実績	令和5年度末目標	備考
地域生活支援拠点の整備数	0か所	1か所	上尾市及び桶川市と共同で整備
運用状況の検証・検討実施回数	年0回	年4回	

■目標達成に向けた方策

- 令和2年度に、上尾市、桶川市と共同で、地域生活支援拠点を整備しました。基幹相談支援センターとも連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制を充実するための取組を促進します。
- 地域生活支援拠点の状況について、関係機関による定期的な検証の機会を設け、その機能の充実に向けた検討を行います。
- 目標達成のため、事業の見込量及び見込量確保のための方策を定めます。
(☞第5節 (2)任意事業)

地域生活支援拠点：

障害の重度化・障がいのある人の高齢化や「親亡き後」の課題を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など)を整備し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう地域で支える支援体制のこと。

グループホームや障害者支援施設等に機能を付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」があり、伊奈町、上尾市及び桶川市の圏域では、面的整備型として整備しました。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

◎国の基本指針

令和5年度における一般就労への移行者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

○県の考え方

国基本指針のとおり

■数値目標

項目	令和元年度末 実績	令和5年度末 目標	備考
一般就労移行者	6人	10人	
うち就労移行支援	4人	6人	
うち就労継続支援A型	0人	1人	
うち就労継続支援B型	2人	3人	
一般就労移行者のうち就労定着利用者	—	7人	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	—	1か所	

■目標達成に向けた方策

○就労関係機関に関する情報提供を行うとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労訓練を行う障害福祉サービス事業所との連携を図り、就労につながるよう支援します。

○啓発活動を通じて、企業における障害や障がいのある人への理解の促進を図ります。

(5)障がい児支援の提供体制の整備

◎国の基本指針

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ③令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

○県の考え方

国基本指針のとおり

■数値目標

項目	令和元年度末 実績	令和5年度末 目標	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所	
保育所等訪問支援の体制	あり	あり	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	1か所	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	1か所	
医療的ケア児の支援のための協議の場の設置	あり	あり	
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	あり	あり	

■目標達成に向けた方策

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所は1か所設置されています。また、令和2年度に、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が1か所設置されました。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、開設に向けた支援を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係課所での連絡体制を構築しています。関係機関の協議の場の設置については、上尾市及び桶川市との共同での設置に向けて検討を進めます。
- 医療的ケア児等への支援に関する専門的な知識と豊富な経験のある医療的ケア児等コーディネーターの充実に努めます。

(6)相談支援体制の充実・強化等

◎国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

○県の考え方

国基本指針のとおり

■数値目標

項目	令和元年度末 実績	令和5年度末 目標	備考
専門的な相談支援体制 の確保	なし	あり	上尾市及び桶川市と共同で整備

■目標達成に向けた方策

- 令和2年度に上尾市及び桶川市と共同で、地域における相談支援の中核的役割をもつ「上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター」を設置しました。
- 目標達成のため、相談支援体制の充実・強化にかかる見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(☞第3節 (7)相談支援体制の充実・強化)

(7)障害福祉サービス等の質の向上

◎国の基本指針

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

○県の考え方

国基本指針のとおり

■数値目標

項目	令和元年度末実績	令和5年度末目標	備考
障害福祉サービス提供の検証の実施	あり	あり	
質の向上の取組体制	あり	あり	

■目標達成に向けた方策

- 県などが実施する障害福祉に関する研修に積極的に参加します。
- 地域自立支援協議会と連携し、人材確保のための周知・広報、事業所同士の連携体制の構築、事業所の職員を対象とした研修など、事業所が抱える課題の解決に向けた取組を推進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。
- 目標達成のため、障害福祉サービスの質を向上させるための取組にかかる見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(☞第3節 (8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

第3節 障害福祉サービス等の見込量

(1)訪問系サービス

令和2年度現在、町内では、居宅介護・重度訪問介護がそれぞれ5事業所、行動援護が2事業所となっていますが、重度訪問介護は人材の不足等の理由から提供できない状況です。在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者の状況を把握し、訪問系サービスの適切な提供を進めます。

■見込量(ひと月あたり)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	1,088時間	1,194時間	1,294時間
重度障害者等包括支援 同行援護	48人	52人	57人

■見込量確保の方策

- 施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 利用者や事業者へのサービス利用に関する情報提供の充実を図っていきます。
- 介護者の高齢化による不安もあることから、将来を見越した相談支援の充実を図ります。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスには、一般企業への就職を希望したり、一般就労以外の創作活動や生産活動などを希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりするなど、一人ひとりの目標に合わせ様々なものがあります。地域での自立を支援する点からも、障がいのある人の日中活動の場の確保は、ますます重要になっています。また、地域生活への移行の観点からは、グループホーム等の住まいの確保も必要となります。

一方、日中活動への参加に向けては、移動の面での困難も見受けられており、移動手段の確保も重要となっています。そのため、地域生活支援事業である「移動支援」についても、同時に周知に努めていきます。

町内にある日中活動の場は限られていますが、町外の事業所も含めて、活動の場に関する各種の情報提供に努めていきます。

就労支援に向けては、町内に生活介護を兼ねる就労継続支援(B型)事業所が1か所設置され、就労継続支援(B型)の事業所は合わせて3か所となりました。

■見込量(ひと月あたり)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	1,249人日	1,283人日	1,306人日
	63人	65人	66人
自立訓練(機能訓練)	21人日	21人日	21人日
	3人	3人	3人
自立訓練(生活訓練)	86人日	94人日	105人日
	4人	5人	5人
就労移行支援	361人日	401人日	432人日
	22人	25人	27人
就労継続支援(A型)	211人日	252人日	275人日
	12人	14人	15人
就労継続支援(B型)	773人日	802人日	845人日
	44人	45人	47人
就労定着支援	5人	6人	7人
療養介護	7人	7人	7人
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	132人日	146人日	154人日
	17人	19人	19人

■見込量の確保の方策

- 利用者が必要とするサービスニーズを的確に把握し、サービス提供事業者等の活動の場に関する情報提供に努めていきます。
- 障害福祉サービス事業者の意向把握に努め、また広く情報提供を行うことにより、事業者の新分野参入の促進を図ります。
- 施設等へ通所する方の移動手段の確保も課題となっていることから、地域生活支援事業の積極的な周知や利用促進に努めていきます。
- 就労支援については、サービス利用後の就労先の確保のために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を活用し、就労に関する支援を行えるよう、関係機関等との連携の充実に努めます。

(3)居住系サービス

地域生活への移行、地域での自立を支援する観点から、日中活動の場の確保とともに、住まいの確保が重要となっています。現在、町内のグループホームは1か所となっています。

■見込量(ひと月あたり)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助(グループホーム)	21人	22人	24人
施設入所支援	30人	30人	30人

■見込量の確保の方策

- 社会福祉法人やNPO法人等、民間の活力を活用したグループホームの更なる設立を支援し、居住の場の確保を図ります。
- 施設入所支援を真に必要とする障がいのある人がサービスを利用できるよう、現在、施設に入所している障がいのある人で、地域移行が可能な人の移行促進を図ります。
- 啓発活動を通じて、地域における障害の理解促進を図ります。

(4)相談支援

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会活動を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要です。また、事業所ヒアリングにおいても計画相談の充実を求める意見があがっています。現在町内には計画相談支援事業所がないため、開設に向けた取組を行い、さらに地域移行支援、地域定着支援等も通じて、相談支援体制の充実を図る必要があります。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	129人	136人	141人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

■見込量の確保の方策

- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 障害福祉サービスを利用する際に利用者とサービス提供事業所とをつなぎ、適切なサービス利用を支援する計画相談支援事業所について、基幹相談支援センターと連携し、新規開設支援に努めます。

(5)発達障がい者等に対する支援

発達障害の早期発見・早期支援には、発達障がいのある子やその家族等への支援が重要です。子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保護者への支援体制を整えることが求められています。

また、自らも発達障がいのある子の子育てを経験し、相談支援に関するトレーニングを受けた親(ペアレントメンター)が、同じような発達障がいのある子をもつ保護者に対して相談や助言を行ったり、発達障がいの当事者同士が自らの体験に基づいて仲間を支援する活動(ピアサポート)といった共感的なサポートも効果が高いと言われています。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	3人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

■見込量の確保の方策

- 発達障がいのある子や保護者へは、現在個別の支援を行っています。ペアレントプログラムやペアレントトレーニングは、個別支援の実施状況を踏まえて実施の検討を行います。
- ペアレントメンター養成講座は、埼玉県での実施状況を踏まえて実施の検討を行います。
- ピアサポート活動を支援する体制づくりについて検討を行います。

(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された支援体制を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」といいます。このような支援体制を構築するため、地域の関係機関が連携し、協議を行う必要があります。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	4回	4回	4回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	4人	4人	5人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人

■見込量の確保の方策

- 上尾市、桶川市及び基幹相談支援センターとともに、地域の基盤整備のための協議の場の設置に向けて検討を進めています。また、保健所との連携を一層推進します。
- 精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援を充実させ、適切なサービスの支給を行います。

(7)相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、それぞれのニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、障がいのある児童やその家族に対する相談支援は、障がいのある児童の成長に合わせて継続的に行う必要があります。

さらに、障がいのある人・障がいのある児童とその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉等の関係機関につなぐなど、連携に努めることが重要です。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	167件	175件	184件
人材育成の支援件数	20件	20件	20件
連携強化の取組の実施回数	72回	72回	72回

■見込量の確保の方策

- 上尾市及び桶川市と共同で、地域における相談支援の中核的役割をもつ基幹相談支援センターを設置しました。相談支援事業所に対して専門的な指導、助言を行い、地域の相談支援体制の強化・充実を図ります。
- 上尾市及び桶川市と共同で、障害者生活支援センターを5か所設置しています。福祉サービスや社会資源についての情報提供や、それを利用するための支援など、生活全般に関わる相談支援を行い、障がいのある人等の自立した生活を支援します。
- 障害福祉サービス等を利用する際の計画を作る事業所として、利用者とサービス提供事業者とをつなぎ、適切にサービスを利用することができるよう支援を行う計画相談支援事業所の開設を支援します。
- 上尾市及び桶川市と共同で地域自立支援協議会を設置しています。民生委員、社会福祉協議会、障害当事者団体、保健所、保健・医療機関、教育関係機関が、障がいのある人に関する地域課題の把握とその解決に向けた協議の充実を図ります。
- 行政、基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、計画相談支援事業所及びサービス提供事業所等の関係機関の連携のさらなる強化を図ります。

(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者のニーズを把握し、適切で質の高いサービスを提供するため、行政の障害福祉担当職員が制度の具体的内容を正しく理解する必要があります。

また、サービス提供の報酬として、サービス提供事業者にサービス給付費を速やかに支払うため、事業者は適正な請求を、行政は効率的な審査を行う必要があります。

事業所ヒアリングから、「人材確保」、「職員の知識習得とスキルアップ」、「福祉関係機関との交流」、「支援困難ケースへの対応」などが課題としてあがっていることから、事業所への支援を行っていくことが重要です。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回	12回	12回

■見込量の確保の方策

- 県などが実施する障害福祉に関する研修に積極的に参加します。
- サービス報酬の請求を審査した結果過誤となった請求について、事業者と共有し、双方の事務負担軽減に努めます。
- 地域自立支援協議会と連携し、人材確保のための周知・広報、事業所同士の連携体制の構築、事業所の職員を対象とした研修など、事業所が抱える課題の解決に向けた取組を推進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。

第4節 障がい児福祉サービス等の見込量等

(1)障害児通所支援

療育は早期に始めることが重要であることから、児童発達支援や放課後等デイサービスの一層の充実が求められています。町内には重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスが1か所開設され、児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービスは6か所となりました。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある子に対しても適切な支援ができるようサービスの充実に努めていきます。

■見込量(ひと月あたり)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	255人日	272人日	295人日
	27人	29人	31人
医療型児童発達支援	5人日	5人日	5人日
	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	1,097人日	1,180人日	1,275人日
	77人	83人	89人
保育所等訪問支援	1人日	1人日	1人日
	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人日	0人日	1人日
	0人	0人	1人

■見込量の確保の方策

- サービス提供事業者に対して、障害特性を理解した人材の確保や養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 子どもの発達の状況等に合わせて保護者が事業所を選択できるよう、事業所情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できる体制づくりを推進します。

(2)障害児相談支援

障害児相談支援のニーズは高まっていますが、町内には事業所がありません。医療的ケアを必要とする障がいのある児童等への支援とともに、充実に向けた検討を進めます。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	32人	33人	35人
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人	1人	2人

■見込量の確保の方策

- 障害児相談支援のニーズは高くなっています。相談支援事業所との連携強化を進め、見込量の確保に努めます。
- 障害児通所支援を利用する際に利用者・保護者とサービス提供事業所とをつなぎ、適切なサービス利用を支援する障害児計画相談支援事業所について、基幹相談支援センターと連携し、新規開設支援に努めます。
- 医療的ケア児等への支援に関する専門的な知識と豊富な経験のある医療的ケア児等コーディネーターの充実に努めます。

(3)障がい児に対する子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず、児童がともに成長できるよう、地域での子育てを支援する必要があります。障がいのある児童が保育所や児童クラブ等を利用できるよう、関係機関と十分連携する必要があります。

■子ども・子育て施設の利用希望及び受入可能人数(年間)

施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数	障がい児の利用希望人数	障がい児の受入可能人数
保育所	15人	15人	15人	15人	15人	15人
認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人	6人
放課後児童クラブ	10人	10人	10人	10人	10人	10人
幼稚園	0人	3人	0人	3人	0人	3人
小規模保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■見込量の確保の方策

- 本町においては、障がいのある児童に対応する通園施設を2か所設置し、その健やかな発達支援を図っています。
- 保育所等の利用にあたっては、障がいのある児童本人や家庭の希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、障害特性や支援環境・人員配置などを勘案し、個別に対応していきます。
- 児童発達の専門家が保育所等を訪問し、より効果的な支援方法を個別にアドバイスするなど、保育所等に対する支援を行います。
- 重度の障がいのある児童の子育てにおける心理的負担を軽減するため、在宅重症心身障害児レスパイトケア事業を実施します。

レスパイトケア:

レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」という意味。介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとることができるよう支援すること。

第5節 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を実施しています。

(1) 必須事業

基幹相談支援センター、障害者生活支援センター及び地域活動支援センターは、上尾市及び桶川市と広域的に設置し、事業の充実を図っています。

あわせて、福祉・保健・医療・教育などの機関や団体で構成する「上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会」を活用し、地域の関係機関や関係団体等との連携を強化し、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上を図っています。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
相談支援事業			
・障害者生活支援センター	5か所	5か所	5か所
・地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	2件
意思疎通支援事業	60人	70人	70人
日常生活用具給付事業	940件	988件	996件
移動支援事業	53人	58人	61人
	6,283時間	6,441時間	6,842時間
地域活動支援センター	1か所	1か所	1か所
	22人	24人	26人

■見込量の確保の方策

- 相談支援事業については、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。また、障がい者差別の解消や虐待の防止及びその早期発見のため、社会福祉協議会など関係機関との連絡調整や障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行っていきます。
- 知的障がい又は精神障がいのある人が、成年後見制度を利用するにあたり、申立てに要する経費を助成し、経済的負担の軽減、権利擁護と福祉の増進を図ります。
- 地域自立支援協議会での活発な協議を促進し、地域の関係機関の連携の充実を図ることで、相談支援、情報提供体制の強化に努めていきます。
- 意思疎通支援事業については、サービス提供体制を確保し、利用促進の啓発に努めます。
- 日常生活用具給付事業については、日常生活用具を必要とする人へ、障害の特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。また、ニーズに合った給付ができるよう、品目等の見直しを適宜行います。
- 移動支援事業については、通所・通学を認めるなど、町独自のサービスを展開していきます。また、事業所との連携を図り、適切にサービス利用ができる体制の確保に努めます。
- 地域活動支援センターの利用について、積極的な情報提供に努めます。

(2)任意事業

任意事業として、町の実情に応じて自立した日常生活や社会生活を支援する事業を実施しています。

新たに、上尾市及び桶川市と共同で、障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応などの機能を有した地域生活支援拠点の整備に取り組んでいます。現在は、緊急時相談支援事業と緊急時居室確保事業を実施することで、機能の一部を整備しています。

今後も、サービスの紹介や啓発を行うほか、利用者の視点に立ち、利用しやすいサービスの提供に関する検討を継続します。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	12人	12人	12人
訪問入浴サービス事業	5人	6人	6人
知的障害者職親委託制度	0か所	0か所	0か所
発達支援巡回訪問事業	8か所	8か所	8か所
地域生活支援拠点等整備事業	1か所	1か所	1か所
・緊急時相談支援事業	2人	3人	4人
・緊急時居室確保事業	1床	1床	1床

■見込量の確保の方策

- 各事業の周知を図るとともに、事業内容について適宜新たなニーズに対応した内容の見直しを行います。
- 地域生活支援拠点等整備事業については、今後も、上尾市、桶川市及び基幹相談支援センターと連携し、機能を拡充するための取組を継続します。

緊急時相談支援事業:

介護者等に緊急事態が生じたときを想定し、事前に本人・家族や支援者等が障害者生活支援センターと十分相談し、短期入所などの経験をするなど準備をしておくことで、いざというときに、障害者生活支援センターがあらかじめ定めた支援プランに基づき支援を行います。

緊急時居室確保事業:

短期入所を提供するための居室を確保し、障がいのある人の緊急時の受け入れに備えています。

第6節 その他のサービス

(1)在宅支援事業

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、利用者に応じて、柔軟なサービスの提供や各種事業を実施しています。

■見込量(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費支給事業	0人	0人	0人
就職支度金給付事業	2人	2人	2人
自動車運転免許取得費補助事業	1人	1人	1人
自動車改造助成事業	1件	1件	1件
福祉機器リサイクル事業	100件	100件	100件
自動車燃料費助成事業	401件	414件	435件
生活サポート事業	48人	55人	60人
	1,550時間	1,650時間	1,750時間

■見込量の確保の方策

○各事業の利用を促進するため、事業の周知を図ります。

(2)経済的援助

町・国・県等では、在宅重度心身障害者手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び障害基礎年金等を支給し、障がいのある人の経済的な支援を図っています。また、社会福祉協議会でも、生活福祉資金貸付制度により、低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図っています。

また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者には、各種の税金の控除や減免の制度があります。その他、運賃や有料道路等の公共料金の割引の制度の対象となる場合があります。

今後も各種手当・年金等の経済的な支援制度が正しく利用されるよう、関係機関と連携し、制度の周知を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 情報提供の充実

サービスの情報提供にあたって、広報や町ホームページ等を活用していくとともに、障害の特性に応じた情報提供に努めます。また、事業者等に対しては、制度内容などの周知徹底に努めます。

第2節 サービスの質の確保

障害福祉サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取組を支援していきます。また多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障害福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

第3節 住民や関係団体等と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。また、基幹相談支援センターや上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会を中心に、地域の関係機関や関係団体等との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

第4節 広域的な連携

サービスの整備状況や提供の効率性などを考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本町では、障がいのある人の生活支援を強化するためのサービスを効率的、効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町村等とも連携を図ります。

特に上尾市及び桶川市とは、地域の相談支援体制の強化のため、広域的に取り組むこととしており、基幹相談支援センター、障害者相談支援センター、虐待防止センター及び地域活動支援センターを共同で実施しています。また、地域自立支援協議会も共同で設置しており、地域の課題の研究、協議に取り組めます。

第5節 安心・安全なまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県や地域における保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強めるとともに、災害時における支援プランに基づく、個別計画の登録の周知を図るなど、防災対策の充実に努めます。

第6節 計画の点検及び評価の実施

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組の改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(改善)」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和2年6月5日	第1回伊奈町障害者計画等策定審議会 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面にて開催	<ul style="list-style-type: none"> ・伊奈町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について ・福祉に関するアンケート調査について ・伊奈町障害者計画等策定審議会条例について
令和2年7月	伊奈町福祉に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：障がい者手帳をお持ちの方 1000人 障がい者手帳をお持ちでない方 1000人 ・調査方法：郵送
令和2年8月27日	第2回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況について ・第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について ・圏域の相談支援体制について
令和2年9月	ヒアリング調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：障害福祉関連団体 障害福祉サービス事業者 基幹相談支援センター・障害者生活支援センター
令和2年10月15日	第3回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問(第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画) ・第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案について
令和2年11月19日	第4回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案について
令和2年12月7日から 令和3年1月5日まで	町民コメント制度に基づく意見公募の実施	
令和3年2月4日	第5回伊奈町障害者計画等策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民コメントの報告 ・第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(案)について ・第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の答申について

2 伊奈町障害者計画等策定審議会条例

令和 2 年 3 月 18 日
条例第 9 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく伊奈町障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく伊奈町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づく伊奈町障害児福祉計画(次条において「障害者計画等」という。)を策定するにあたり、広く住民の意見を反映させるため、伊奈町障害者計画等策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び変更に関する事項並びに障害者福祉の推進に関し必要な事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療に従事する者
- (2) 福祉に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の伊奈町障害者計画等策定審議会設置要綱(平成 18 年要綱第 9 号。以下「廃止前の要綱」という。)第 3 条の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に、第 3 条第 2 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、同日における廃止前の要綱第 3 条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の要綱第 5 条第 1 項の規定により互選された委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定により互選されたものとみなす。

3 伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿

(令和3年3月1日現在)

区分	氏名	所属等
医療に従事する者 条例第3条第2項第1号	◎ 内 田 治	医師会(内田クリニック院長)
	今 成 芳 郎	医師会(今成医院院長)
福祉に関する事業に従事する者 条例第3条第2項第2号	○ 加 藤 衛	民生委員・児童委員協議会会長
	関 根 清 一	社会福祉協議会理事
	濱 野 武	身体障害者福祉会会長
	田 島 君 子	伊奈つくし会総務
識見を有する者 条例第3条第2項第3号	大 島 恵 子	赤十字奉仕団委員長
	田 井 義 司	区長会副会長
公募による者 条例第3条第2項第4号	高 久 和 代	
	鈴 木 陽 子	

◎ 委員長 ○ 副委員長

(敬称略)

4 用語解説

■あ行

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能障害等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

インクルーシブ教育

障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶ仕組みのこと。

NPO(非営利民間組織)

Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織(団体)の総称。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。

■か行

器質性精神障害

精神障害のうち、脳の病変や脳外傷、脳梗塞などのように、直接脳そのものの損傷を伴った精神障害のこと。

虐待防止

「虐待」とは、児童・高齢者・障がい者など立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いのこと。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待などがある。

共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスであり、児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスのひとつ。

緊急時居室確保事業

地域生活支援拠点整備事業における事業で、短期入所を提供するための居室を確保し、障がいのある人の緊急時の受け入れに備える事業。

緊急時相談支援事業

地域生活支援拠点整備事業における事業で、介護者等に緊急事態が生じたときを想定し、事前に本人・家族や支援者等が障害者生活支援センターと十分相談し、短期入所などの経験をするなど準備をしておくことで、いざというときに、障害者生活支援センターが、あらかじめ定められた支援プランに基づき支援を行う事業。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷を受け、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった認知障害が生じ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障害のこと。

行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障がい者であって常時介護を要する人について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

■さ行

埼玉県虐待通報ダイヤル#7171

早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の通報を24時間365日受け付けるダイヤル。

施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

重症心身障がい児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

就労継続支援(A型)

企業等で就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るために行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

障害児相談支援

障がい児が障がい児福祉サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング(継続障害児支援利用援助)等の支援を行うサービスで、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月公布、平成24年10月施行)で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とする。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月公布、平成28年4月施行)で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成24年6月公布、平成25年4月施行)で、地域社会での共生の実現に向けた障害保健福祉施策を講じるため、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業などの必要な支援を総合的に行うための法律。

自立訓練(機能訓練)

身体障がい者又は難病の人などに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

成年後見制度

判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

■た行

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

地域活動支援センター

障がいのある人を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活支援拠点

障害の重度化・障がいのある人の高齢化や「親なき後」の課題を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応など)を整備し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう地域で支える支援体制のこと。

地域定着支援

単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制。

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心に障がいのある児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

■な行

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年5月公布、27年1月施行)では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、令和3年2月時点で333の難病が医療費助成対象に指定されている。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

■は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害をいう。

バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去する、という意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング

障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人の相談に応じ問題解決を図ること。

福祉避難所

指定避難所などへの避難や指定避難所での生活が困難な障がいのある人や高齢者を受け入れるための避難所。

保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスであり、児童福祉法における障がい児福祉サービスのひとつ。

■や行

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築の実現を目指したもの。

■ら行

療養介護

医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

レスパイトケア

レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」という意味。介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとることができるよう支援すること。

伊奈町第3期障害者計画
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

発行年月:令和3年3月

発 行:伊奈町

編 集:伊奈町福祉課

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

電 話 048(721)2111(代表)

F A X 048(721)2137

